

電波監理審議会会長会見用資料

平成20年3月12日

無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準、電波法施行規則、無線局免許手続規則及び無線局運用規則の各一部を改正する省令案について

（平成20年1月16日 諒問第1号）

[放送法等の一部を改正する法律（電波法及び電気通信事業法の一部改正関係）の施行に伴う関係省令の整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（石田課長補佐、中島係長）

電話：03-5253-5829

諒問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

（石谷専門職、安倍係長）

電話：03-5253-5909

無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準、電波法施行規則、無線局免許手続規則及び無線局運用規則の各一部を改正する省令案について

1 應答の概要

放送法等の一部を改正する法律（電波法及び電気通信事業法の一部改正関係）の施行に伴い、無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準その他関係省令の規定の整備を行う。

2 電波法及び電気通信事業法の一部改正の概要

電波利用をより迅速かつ柔軟に行うための手続を創設する。

（1）実験無線局制度の拡大（実験等無線局制度の創設）

実験無線局制度を拡大し、①実現段階にある技術に係る試験（例：高層ビル付近における無線ブロードバンドの電波の到達試験）、②新サービスのニーズ調査（例：一般利用者への試験的提供やデモンストレーション）のための無線局開設を可能とする。

- 科学または技術の発達のための実験に加え、①電波の利用の効率性に関する試験、②電波の利用の需要に関する調査のための無線局開設を可能とする。



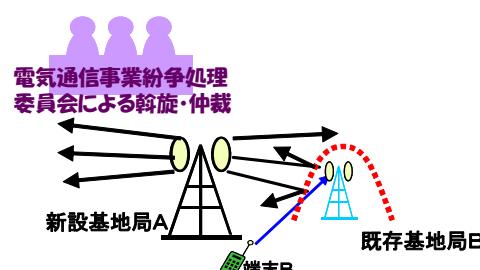
（2）無線局の開設等に係る斡旋・仲裁制度の創設

無線局に係る電気通信事業紛争処理委員会による斡旋・仲裁の制度を創設し、長期化している無線局新規開設者等と既存免許人等との混信防止のための調整を促進する。

- 無線局に係る斡旋・仲裁の制度を創設し、当事者間の調整を促進。（「電気通信事業紛争処理委員会」の所掌とする。）

【想定される事例】

現行制度
新設基地局Aの発射電波が、既存無線局Bの通信を妨害 →Aの開設は不可、又は、A・B間で長期間かけて調整。
新制度
電気通信事業紛争処理委員会の斡旋・仲裁により、Aからの妨害がないよう、Aの費用負担によりBを改造。 →Aの開設が可能。 ★A、B共に、電波の利用が可能。

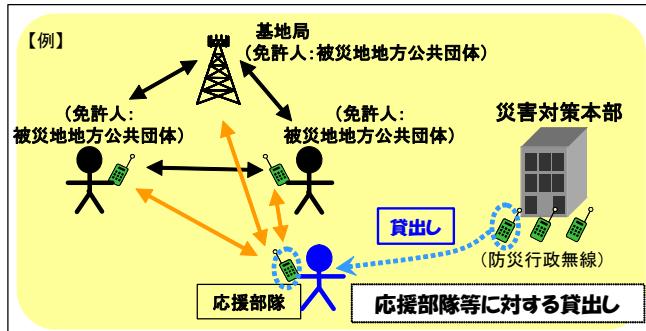


(3) 無線局の運用者の変更制度の創設（非常時の通信及び登録局を対象）

免許人・登録人以外の者による無線局の運用のための制度を創設し、非常時の通信のための無線設備の応援部隊等に対する貸出しや高出力のトランシーバのイベント会場、建設現場等における貸出し等を可能とする。

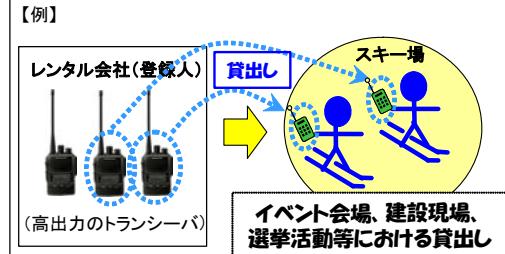
- 特定の場合について、免許人・登録人以外の者による無線局の運用を可能とする。

① 非常時の通信の場合



② 登録制対象の無線局の場合

（簡易無線、PHS基地局（10mW以下）、5GHz帯無線アクセスシステム（FWA等）等）



(4) 電波監理審議会への諮問対象の見直し

省令の改廃に係る電波監理審議会への諮問の対象から軽微事項を除き、形式的な事案等の迅速処理を図る。

3 関係省令の一部改正案の内容 (点線枠内が電波監理審議会への諮問事項)

(1) 実験等無線局制度関係

- ① 電波法上の「実験等無線局」を次の3つに分けて規定する。

- 1) 「実験試験局」（現行の「実験局」の拡大）・・・通信をする実験等無線局
(電波法施行規則第4条第1項第22号)
2) 「放送試験局」のうち「放送試験用（実験等無線局に該当するもの。）」を目的^(*)とするもの
3) 「放送試験衛星局」のうち「放送試験用（実験等無線局に該当するもの。）」を目的^(*)とするもの

} 放送をする
実験等無線局

(*) 告示で規定

- ② 現行の「実験局」を拡大した「実験試験局」について、実験・試験・調査の遂行能力等を免許の審査事項とする。

(無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準第6条第1項)

- ③ 周波数等をあらかじめ公示することにより短期で免許処理が可能となる実験試験局の制度（「特定実験試験局」制度）を創設する（現行の「特定実験局」制度の拡大）。 (無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準第6条第2項等)

- ④ その他規定の整備を行う。

(2) 無線局の開設等に係る斡旋・仲裁制度関係

① 斡旋・仲裁制度の対象となる無線局が目的としている業務を次のとおり規定する。

- 1) 電気通信業務
- 2) 放送の業務
- 3) 人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務
- 4) 電気事業に係る電気の供給の業務
- 5) 鉄道事業に係る列車の運行の業務
- 6) ガス事業に係るガスの供給の業務
- 7) MCAを使用する業務

(電波法施行規則第20条の2)

② 斡旋・仲裁は、一方の無線局（開設予定のものを含む。）が新規開設を行う場合又は無線局に関する省令で定める事項を変更しようとする際の協議が不能又は不調のときに行うものとされているところ、当該省令で定める事項を次のとおり規定する。

- | | |
|--------------|------------|
| 1) 通信の相手方 | 7) 識別信号 |
| 2) 通信事項 | 8) 電波の型式 |
| 3) 無線設備の設置場所 | 9) 周波数 |
| 4) 無線設備 | 10) 空中線電力 |
| 5) 放送事項 | 11) 運用許容時間 |
| 6) 放送区域 | |

(電波法施行規則第20条の3)

③ 無線局免許等の申請書の添付書類とされた混信防止契約の内容に関し、既に免許等を受けた無線局に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る無線局の免許等の申請をしようとする場合には、その記載を省略することができる」とする。
(無線局免許手続規則第15条第2項等)

④ 無線局の免許人等は、混信防止契約の締結について協議の申入れがあったときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならないこととする。
(無線局運用規則第4条の2)

⑤ 無線局の開設等に係る斡旋・仲裁の申請手続の整備を行う。

(電気通信事業紛争処理委員会手続規則第4条第2項等)

⑥ その他規定の整備を行う。

(3) 無線局の運用者の変更制度関係

① 主任無線従事者がその職務として意見を述べる対象に、現行の免許人・登録人に加えて、登録局の運用人を規定する。(電波法施行規則第34条の5第4号)

- ② 免許人等の運用人に対する監督責任の内容を次のとおり規定する。
- 1) 免許状等記載事項、混信防止契約の内容、無線局の適正な運用の方法、遵守すべき法令等の事前説明義務
 - 2) 運用人が非常通信を行った場合等における運用人に対する報告義務
 - 3) 混信防止契約を締結している場合における運用人に対する適切な措置を講じさせる義務（登録局の運用者の変更制度に限る。）
 - 4) その他無線局の適正な運用の確保のための必要な措置を講じさせる義務
(電波法施行規則第41条の2等)
- ③ 無線局の運用者の変更制度に係る免許人等の事後届出事項を次のとおり規定する。
- 1) 免許人等の氏名・住所
 - 2) 免許人等以外の者に運用させた無線局の免許番号・登録番号
 - 3) 運用人の氏名・住所
 - 4) 運用人による運用の期間
 - 5) 無線設備の製造番号（包括登録の場合に限る。）
(無線局免許手続規則第31条の2等)
- ④ 電気通信事業紛争処理委員会による斡旋・仲裁の対象に電気通信事業者間の無線局の運用者の変更に関する契約に係る紛争を規定する。
(電気通信事業法施行規則第54条の2第4号)
- ⑤ その他規定の整備を行う。

4 施行期日

平成20年4月（予定）

電波監理審議会会長会見用資料

平成 20 年 3 月 12 日

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について
(平成 20 年 1 月 16 日 諒問第 2 号)

[船舶用レーダーの性能基準の改正及び船舶に積載された
高速救助艇への無線設備の搭載義務化に伴う関係規定の整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諒問内容について

総務省総合通信基盤局衛星移動通信課

(濱崎課長補佐、松井係長)

電話：03-5253-5901

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について ～船舶用レーダーの性能基準の改正及び船舶に積載された 高速救助艇への無線設備の機器の搭載義務化に伴う関係規定の整備～

1 諒問の概要

(1) 船舶用レーダーの性能基準の改正

我が国では、船舶の航行の安全を確保するため、船舶安全法第2条に基づき、一定の船舶（注）に対して船舶用レーダーの搭載が義務付けられるとともに、電波法に基づく無線設備規則においてその技術的条件が定められている。

2004年（平成16年）12月に開催されたIMO（国際海事機関）の第79回MSC（海上安全委員会）では船舶用レーダーの探知性能等を向上し船舶の航行安全を一層確保するため、当該レーダーの性能基準を改正する決議を採択し、2008年（平成20年）7月1日以降、船舶にレーダーを設置する場合及びレーダーを換装する場合に適用することとした。

我が国においても、関係規定の整備を行う必要があるため、無線設備規則の一部を改正するものである。

注：国際航海に従事する旅客船及び300トン以上のその他の船舶並びに国際航海に従事しない150トン以上の旅客船及び300トン以上のその他の船舶

(2) 船舶に積載された高速救助艇への無線設備の機器の搭載義務化

2006年（平成18年）12月のIMO第82回MSCでは、船舶に積載された高速救助艇の艤装品の一つに、防水性があり、かつ、ハンズフリーで使用できる国際VHFの周波数を具備した無線設備の機器の搭載を義務付ける決議を採択した。当該機器は2008年（平成20年）7月1日以降に建造された船舶に積載される高速救助艇及び同年6月30日以前に建造された船舶に積載された高速救助艇を換装する場合に当該救助艇への搭載が義務付けられる。

我が国においても、関係規定の整備を行う必要があるため、電波法施行規則の一部を改正するものである。

2 改正概要

- (1) 船舶安全法第2条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダーの技術的条件を改正するとともに経過措置を設ける（無線設備規則第48条関係）。
- (2) 高速救助艇に搭載する無線設備の機器を規定するとともに経過措置を設ける（電波法施行規則第28条関係）。

3 施行期日

平成20年7月1日

船舶用レーダーの性能基準の改正概要

船舶用レーダーが義務づけられた船舶の概要

- 対象船舶：国際航海に従事する旅客船及び300トン以上のその他の船舶、国際航海に従事しない150トン以上の旅客船及び300トン以上のその他の船舶
- レーダーを設置した無線局数は平成19年11月末現在 47,535局、うち今回の改正対象無線局数は、3,591局

船舶用レーダーの探知性能の向上、レーダー周辺機器(AIS等)とのインターフェイス機能による情報の共有が必要
船舶の航行安全のためレーダーの性能基準の改正が必要

改正の概要

IMO(国際海事機関)のMSC(海上安全委員会)において船舶用レーダーの性能基準を改正(平成16年12月)

* IMO : International Maritime Organization

MSC : Maritime Safety Committee

主な改正点

○探知性能の向上

航路用ブイなど、より詳細物標の探知性能を規定

○レーダー周辺機器(船舶自動識別装置、航海用電子海図など)とのインターフェイス機能の義務化による情報の共有化

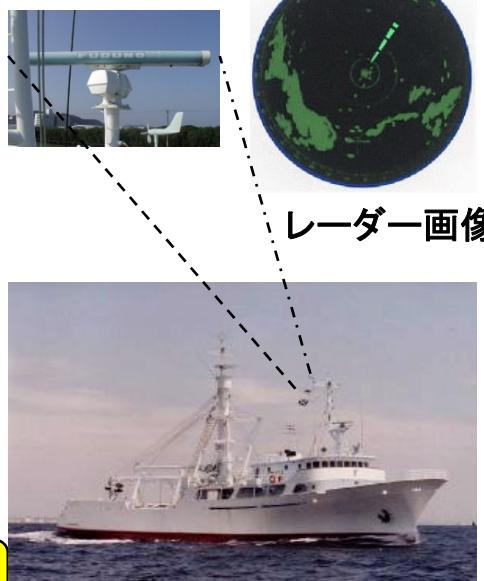
○追尾物標能力の向上(追尾数2倍以上、500トン以下にも自動追尾機能の義務化)

○共通した測定位置を設けて物標を測定

○指示器の表示画面の変更(ブラウン管から液晶表示へ)

対象条件

平成20年7月1日以降、レーダーを設置する場合、レーダーを換装する場合



レーダー画像

船舶用レーダー

高速救助艇に搭載する無線設備の機器の搭載義務化に伴う改正概要

高速救助艇の艤装品にVHF無線設備の機器を義務付け：決議MSC.218(82)

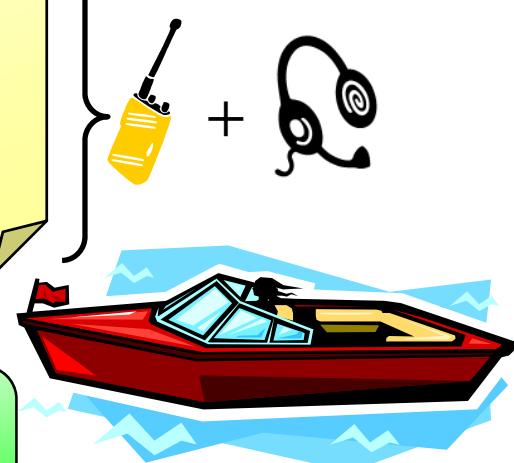
高速救助艇の艤装品に、ハンズフリーかつ防水のVHF無線設備の機器を含むものとする。

改正内容

VHF無線設備の機器の要件

- 船舶や生存艇などと緊急事態において相互に通信ができること。
- 国際VHF周波数を使用すること。
- 防水であること。
- ハンズフリーで使用できること。

双方向無線電話+
ハンズフリー



適用内容

平成20年7月1日以降、新たに積載する高速救助艇又は当該救助艇を換装する場合に適用

高速救助艇

電波監理審議会会長会見用資料

平成20年3月12日

放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の
子会社に関する特例を定める省令の制定等について

(平成20年1月16日 諒問第6号)

[放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諒問内容について

総務省情報通信政策局放送政策課

(廣瀬課長補佐、矢部係長)

電話：03-5253-5941

放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の制定等について

1 経緯等

近時、放送のデジタル化やいわゆる通信と放送の融合が進展する中で、地上デジタルテレビジョン放送の中継局整備等についての多額の資金需要が生じてきたこと、競争の激化等の厳しい経営環境にあって経営のより一層の効率化が必要となってきたこと等、放送事業について様々な課題が生じてきていること等を踏まえ、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成18年6月20日）において「マスメディア集中排除原則を、自由度の高い形で早急に緩和すること」とされ、「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」（座長：塩野宏 東京大学名誉教授）の最終報告（平成18年10月6日公表）において「放送持株会社によるグループ経営を新たな経営の選択肢として加えるため、放送持株会社を制度化することは、放送を取り巻く経営環境が大きく変化する中、有意義である」旨の提言がなされた。

このような事情を受けて、政府は、第166回国会に提出した「放送法等の一部を改正する法律案」において、認定放送持株会社制度を導入して、「持株会社によるグループ経営」を可能とするため、認定放送持株会社の子会社については表現の自由享有基準を緩和し、認定放送持株会社による地上放送事業者の複数支配を認めることとした。当該法律案は、第168回臨時国会において可決・成立し、平成19年12月28日に公布された。

今回の省令案は、この放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）による改正後の電波法及び放送法（以下「新電波法」又は「新放送法」という。）の委任に基づき、認定放送持株会社制度等に関して、必要な措置を講じるものである。

2 改正の概要

（1）「放送局に係る表現の自由享有基準」の制定

① 表現の自由享有基準の規定

現在、電波法では、放送局の免許の審査事項として、第7条第2項第4号において「放送をする無線局の開設の根本的基準に合致すること」と規定しており、これに基づき「放送局の開設の根本的基準」（昭和25年電波監理委員会規則第21号）が定められ、この中にいわゆるマスメディア集中排除原則が規定されている。新電波法では、このマスメディア集中排除原則の法的根拠をより明確にするために、従来の第7条第2項第4号とは独立した審

査事項として、新電波法第7条第2項第4号に「総務省令で定める放送による表現の自由享有基準に合致すること」を規定した。

今回、このような新電波法における規定の明確化を受けて、「放送局の開設の根本的基準」のうちのマスメディア集中排除原則に相当する部分を、「放送局に係る表現の自由享有基準」として独立した省令として規定する。

② 「超短波放送」と「テレビジョン放送」の兼営の特例

現在、同一放送対象地域における「中波放送」(いわゆるAM放送)と「テレビジョン放送」の兼営は、マスメディア集中排除原則の例外として認められているが、「超短波放送」(いわゆるFM放送)と「テレビジョン放送」の兼営についても同様に可能とする措置を講ずる。

③ 認定放送持株会社制度の導入による規定の整備

新放送法の認定放送持株会社制度の導入を受けて下記(2)の省令を定めることにより、新たに必要となる認定放送持株会社に関する規定の整備等を行う。

(2) 「放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令」の制定

新放送法では、認定放送持株会社制度を導入し、「持株会社によるグループ経営」を可能とするため、認定放送持株会社の子会社については表現の自由享有基準を緩和し、認定放送持株会社による地上放送事業者の複数支配を認めることとした。

今回、このような新放送法の規定を受けて、認定放送持株会社の子会社に適用される表現の自由享有基準として、「放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令」を定めるものである。

① 認定放送持株会社の子会社に関する特例規定の整備

「放送局に係る表現の自由享有基準」では、原則として放送事業者を支配する者が他の放送事業者を支配すること等を禁止しているが、「放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令」においては、認定放送持株会社が次の条件下において複数の一般放送事業者を子会社とすること等を可能とする。

- ア 子会社である地上放送事業者の放送対象地域が原則重複しないこと
 - イ 子会社である地上放送事業者の放送対象地域の数（関東・中京・近畿の広域局は、都府県の数）の合計が12以下であること
 - ウ 2以上のBSデジタルの委託放送事業者を子会社としないこと
- (注) CSデジタルの委託放送事業及び衛星電気通信役務利用放送事業については、現行制度においても子会社化等が可能であり、この規律は同様に適用する。

② 例外規定の適用の考え方

「放送局に係る表現の自由享有基準」において、一の者が複数の放送事業者を支配することを禁止していることに係る例外規定については、認定放送持株会社制度に係る規律に照らし、抵触する又は意義を有しないものを除き、同様に適用する。具体的には、例えば、「経営困難時の複数局支配の特例」は、認定放送持株会社に関して適用しない。

(注) 経営困難時の複数局支配の特例とは、会社更生法若しくは民事再生法の更正若しくは再生の手続開始の決定があった又は、過去2年間債務超過であって債務超過の年度を含めて過去3年間連続して経常損失が生じていた一般放送事業者には、一の者が複数の放送事業者を支配することを可能とする措置をいう。

(3) 放送法施行規則の一部改正

① 認定放送持株会社の議決権に関する保有基準割合の設定

新放送法では、認定放送持株会社制度を導入し、「持株会社によるグループ経営」を可能とするため、認定放送持株会社の子会社については表現の自由享有基準を緩和し、認定放送持株会社による地上放送事業者の複数支配を認めることとしたが、他方、認定放送持株会社の株主についてまで表現の自由享有基準の特例を設けることは放送の多元性等の確保の観点から適当ではないため、認定放送持株会社の議決権保有に関し、一定の制限を設け、放送の多元性等の確保を図っている。具体的には、一の者による認定放送持株会社への保有基準割合（10分の1以上3分の1未満の範囲内で総務省令で定める割合）を超える議決権については、それが制限されることとなる（新放送法第52条の35）。

この保有基準割合について、次のように定めるものである。

- ・ 100分の33
- ・ ただし、認定放送持株会社が子会社とする地上放送事業者と重複する放送対象地域をその放送対象地域とする放送事業者等 100分の10

② 認定放送持株会社制度の導入による規定の整備

新放送法の認定放送持株会社制度の導入を受けて上記（2）の省令を定めることにより、新たに必要となる認定放送持株会社に関する規定の整備等を行う。

(4) 放送局の開設の根本的基準の一部改正

「放送局の開設の根本的基準」のうち、マスメディア集中排除原則に相当する規定を、上記（1）の省令により定めることに伴い、削除する。

(5) 施行日

放送法等の一部を改正する法律の施行の日（平成20年4月1日予定）から施行する。

制度改正案

1 「放送局に係る表現の自由享有基準」の制定

(1) 表現の自由享有基準（マスメディア集中排除原則）の規定（第1条～第15条関係）

現在、放送局の開設の根本的基準第9条に規定している事項（いわゆるマスメディア集中排除原則）を、「放送局に係る表現の自由享有基準」として規定する。

(2) 「超短波放送」と「テレビジョン放送」の兼営の特例（第3条・第4条関係）

現在、同一放送対象地域における「中波放送」（いわゆるAM放送）と「テレビジョン放送」の兼営は、マスメディア集中排除原則の例外として認められているが、「超短波放送」（いわゆるFM放送）と「テレビジョン放送」の兼営についても同様に可能とする措置を講ずる。

(3) 認定放送持株会社制度の導入に伴う規定の整備（第6条、第10条等関係）

① 一般放送事業者及び委託放送事業者に係る特例の規定の整備（第6条、第10条関係）

一般放送事業者及び委託放送事業者に関する経営困難時に係る特例（会社更生法の更正の手続開始の決定、民事再生法の再生の手続開始の決定又は、過去2年間債務超過で当該債務超過の年度を含めて過去3年間連続して経常損失があった放送事業者に対しては、一の者が複数の放送事業者を支配する形態を可能とする特例）については、認定放送持株会社の制度内で措置を講ずることができるため、認定放送持株会社の子会社である一般放送事業者について適用しないこととし、必要な規定の整備を行う。

② 「中波放送又は超短波放送」と「テレビジョン放送」の兼営等の特例の例外（第12条関係）

認定放送持株会社に対する規律を参考として、「中波放送又は超短波放送」と「テレビジョン放送」の兼営等の特例に基づいて複数の一般放送事業者を支配する者を、認定放送持株会社又は一般放送事業者が「支配」（100分の33を超える議決権の保有、一定の役員兼任）する場合には、これらの特例は適用しない。

③ 「支配」の規定の整備（第13条関係）

地上放送事業者等によるBSデジタルの委託放送事業者に対する「支配」について2分の1を超える議決権を有することとする特例は、認定放送持株会社は1のBSデジタルの委託放送事業者を子会社とできることにかんがみ、BSデジタルの委託放送事業者を子会社としている認定放送持株会社に関して適用しない。

④ その他

その他所要の規定の整備を行う。

2 「放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令」の制定

認定放送持株会社の子会社に適用される「放送局に係る表現の自由享有基準」の特例を次のように定める。

① 目的（第1条関係）

「放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令」の目的を定める。

② 原則（第2条関係）

「放送局に係る表現の自由享有基準」は、原則として放送事業者を支配する者が他の放送事業者を支配すること等を禁止しているが、次の条件に適合する認定放送持株会社の子会社は、原則として放送事業者となれる（放送局を開設することができる）旨の特例を定めることとする。

- ・ 子会社である地上放送事業者の放送対象地域が重複しないこと
- ・ 子会社である地上放送事業者の放送対象地域の数（関東・中京・近畿の広域局は、都府県の数）の合計が12以下であること
- ・ 子会社である一般放送事業者は、その子会社として一般放送事業者を有することがないこと
- ・ 2以上のBSデジタルの委託放送事業者を子会社としないこと
- ・ 子会社である委託放送事業者が用いるトランスポンダが2を超えないこと
- ・ 子会社である委託放送事業者及び衛星役務利用放送事業者が用いるトランスポンダが6を超えないこと
- ・ 子会社でない一般放送事業者と一定の役員の兼任をしていないこと

③ 「中波放送」と「テレビジョン放送」の兼営の特例等（第3条～第9条関係）

「放送局に係る表現の自由享有基準」における放送事業者を支配する者が他の放送事業者を支配することを禁止すること等の原則に対する特例のうち、認定放送持株会社に関しても適用することが適当なものについて規定する。

ア 「中波放送」又は「超短波放送」と「テレビジョン放送」の兼営の特例等（第3条・第4条）

「放送局に係る表現の自由享有基準」と同様に、「中波放送」又は「超短波放送」と「テレビジョン放送」の兼営の特例を規定する。これにより、認定放送持株会社の子会社についてこの規定が適用されることとなり、例えば一の子会社が「中波放送」又は「超短波放送」と「テレビジョン放送」の双方の放送局を開設できる。

イ ローカル局の連続放送対象地域に係る特例（第5条）

「放送局に係る表現の自由享有基準」と同様に、「ローカル局の連続放送対象地域に係る特例」を規定する。これにより、認定放送持株会社の子会社についてこの規定が適用されることとなり、例えば一の子会社が複数のローカル局の放送対象地域においてテレビジョン放送の放送局を開設できる。

ウ 中継局に係る特例（第6条）

「放送局に係る表現の自由享有基準」と同様に、「中継局に係る特例」を規定する。これにより、認定放送持株会社の子会社についてこの規定が適用されることとなり、子会社である一般放送事業者が中継局を開設できる。

エ コミュニティ放送局に係る特例（第7条）

「放送局に係る表現の自由享有基準」と同様に、コミュニティ放送に係る特例を規定する。これにより、認定放送持株会社の子会社についてこの規定が適用されることとなり、例えば一の子会社が同一市町村において複数のコミュニティ放送の放送局を開設できる。

オ 放送の普及等に係る特例（第8条）

「放送局に係る表現の自由享有基準」と同様に、放送の普及等に係る特例を規定する。

カ 受託内外放送に係る委託放送業務に係る特例（第9条）

「放送局に係る表現の自由享有基準」と同様に、受託内外放送に係る委託放送業務に係る特例を規定する。これにより、認定放送持株会社の子会社についてこの規定が適用されることとなり、子会社である受託内外放送に係る委託放送業務を行う委託放送事業者が地上放送の放送局の再免許を受けることができる。

注 一般放送事業者に関する経営困難時に係る特例については、認定放送持株会社の制度内で措置を講ずることができるために、認定放送持株会社に関して適用しない。

(4) 「支配」（第10条）

認定放送持株会社の子会社についても、認定放送持株会社との関係以外の関係においては「支配」について規律されることから、「放送局に係る表現の自由享有基準」と同様に、「支配」についてを規定する。これにより、認定放送持株会社の子会社についてこの規定が適用されることとなり、例えば子会社間の関係が規律される。

(5) 中波放送及び超短波放送に係る準用（第11条関係）

「放送局に係る表現の自由享有基準」と同様に、ローカル局の連続放送対象地域に係る特例等を、中波放送及び超短波放送に準用する。

(6) 審議機関の委員（第12条関係）

「放送局に係る表現の自由享有基準」と同様に、審議機関の委員の要件を規定する。なお、「出資者」及び「役員」については、認定放送持株会社の子会社に適用されることを勘案して、規定しない。

(7) CSデジタルの委託放送等に係る特例（附則第2項、第3項）

「放送局に係る表現の自由享有基準」と同様に、CSデジタルの委託放送等に係る特例を規定する。これにより、認定放送持株会社の子会社についてこの規定が適用されることとなり、子会社であるCSデジタルの委託放送を行う委託放送事業者が地上放送の放送局の再免許を受けることができる。

3 放送法施行規則の一部改正

(1) 認定放送持株会社の議決権に関する保有基準割合の設定（第17条の28の3関係）

放送の多元性等を確保するため、現行のマスメディア集中排除原則における支配の基準を参考として、認定放送持株会社の議決権の保有制限に係る保有基準割合を次のように定める。（第17条の28の3関係）

① 100分の33

② ただし、認定放送持株会社の株主又はその特別関係者が次のいずれかに該当する場合 100分の10

ア 認定放送持株会社が子会社とする地上系一般放送事業者と重複する放送対象地域をその放送対象地域とする地上系一般地上放送事業者（特別地上系一般放送事業者）である場合

イ 特別地上系一般放送事業者を支配（注）する者である場合

（注）議決権の10分の1超の保有等の行為。

(2) 認定放送持株会社制度の導入に伴う規定の整備（第17条の8関係）

① BSデジタル委託放送業務に関する特例の適用（第17条の8第2項第1号）

地上放送事業者の支配関係者以外の者に適用されているBSデジタル委託放送業務に関する特例（テレビジョン放送の場合2分の1中継器、超短波放送の場合24分の1中継器、データ放送の場合16分の1中継器）に関し、認定放送持株会社の子会社であるBSデジタルの委託放送事業者についても適用する。

② 経営困難時の特例の適用除外（第17条の8第3項）

委託放送事業者に関する経営困難時に係る特例については、認定放送持株会社の制度内で措置を講ずることができるため、認定放送持株会社に関して適用しないこととする。

③ 地上放送事業者及び地上放送事業者を支配する者によるBSデジタルの委託放送事業者の支配基準の特例の適用除外（第17条の8第6項第1号）

地上放送事業者等によるBSデジタルの委託放送事業者に対する「支配」とは2分の1を超える議決権を有することとする特例については、認定放送持株会社が1のBSデジタルの委託放送事業者を子会社とできることをかんがみ、BSデジタルの委託放送事業者を子会社としている認定放送持株会社に関して適用しない。

4 放送局の開設の根本的基準の一部改正（第9条等関係）

放送局の開設の根本的基準第9条（マスメディア集中排除原則）を、放送局に係る表現の自由享有基準として規定することに伴い、本省令から削除するとともに、第4条等の規定を整備する。

5 施行期日

放送法等の一部を改正する法律の施行の日（平成20年4月1日予定）から施行する。

参考資料

1 今回措置する省令の全体像	1
2 表現の自由享有基準（マスメディア集中排除原則）に関する措置の概要	2
3 認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める措置の概要	3
4 認定放送持株会社の議決権に関する保有基準割合の設定について	5
(参考1) 現行のマスメディア集中排除原則の基本的考え方	7
(参考2) 放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）により 改正された電波法及び放送法の関連規定	9
(参考3) デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会 最終報告 (H18.10.6) (抜粋)	10

平成20年1月

1 今回措置する省令の全体像

放送法等の一部を改正する法律(平成19年法律第136号)の施行に伴い、表現の自由享有基準(マスメディア集中排除原則)の規定を中心に、関係省令を整備する。

[省令の全体像]

1 表現の自由享有基準(マスメディア集中排除原則)に関する措置

- 電波法における委任根拠の明確化に伴い、現行の総務省令である「放送局の開設の根本的基準」第9条(いわゆるマスメディア集中排除原則)の部分を独立させ、これを「放送局に係る表現の自由享有基準」として定める。
- 上記の措置に併せて「超短波放送」と「テレビジョン放送」の兼営を可能とする。

2 認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める措置

- 認定放送持株会社制度の導入に伴い、認定放送持株会社の子会社であることを勘案して、それに適用される表現の自由享有基準として、「放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令」を規定する。

3 認定放送持株会社の議決権に関する保有基準割合の設定

- 認定放送持株会社制度の導入に伴い、放送法施行規則に、認定放送持株会社に係る保有基準割合を規定する。

	今回措置をする関係省令			
	「放送局に係る表現の自由享有基準」の制定	認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の制定	放送法施行規則の一部改正	放送局の開設の根本的基準の一部改正
1 表現の自由享有基準(マスメディア集中排除原則)に関する措置	新たに制定			(規定の整備) ※既存のマス排の削除
2 認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める措置	(規定の整備)	新たに制定	(規定の整備)	
3 認定放送持株会社の議決権に関する保有基準割合の設定			新たに規定	

[認定放送持株会社のイメージ]



2 表現の自由享有基準(マスメディア集中排除原則)に関する措置の概要

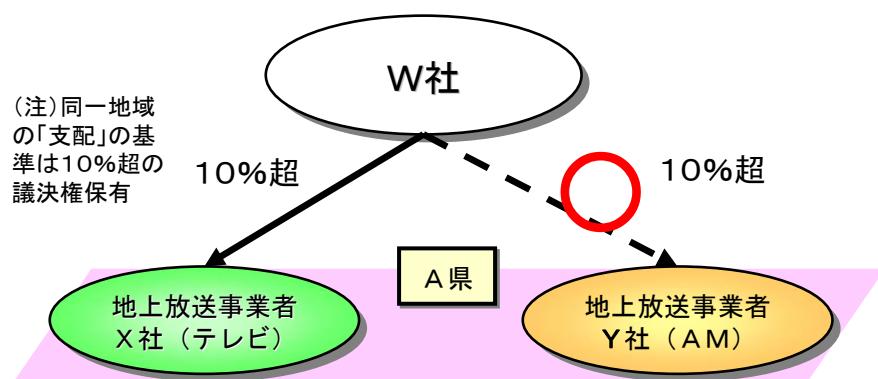
新たな総務省令として、「放送局に係る表現の自由享有基準」を制定する。(電波法第7条第2項第4号関連)

- 「表現の自由享有基準」として、「放送局の開設の根本的基準」第9条を独立させる(次の事項を除き、原則として現行と同様の内容を定める。)
- 同一放送対象地域における「FMラジオ(コミュニティFMを含む。)とテレビの兼営」を、現行の「AMラジオとテレビの兼営」と同様に認める(「新聞・FM・テレビ」の同時支配も、「新聞・AM・テレビ」の場合と同様に「三事業支配」として原則禁止。)。

(注) 「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会 最終報告 (H18.10.6)」の提言事項。

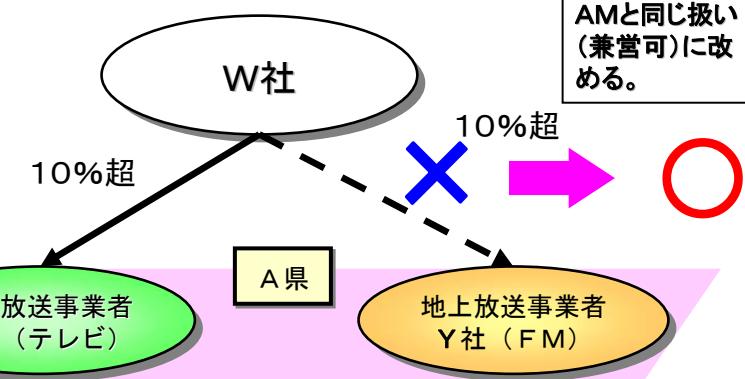
〔現行制度〕

- 同一地域でのAMラジオとテレビの兼営は現在可



A県において、テレビ局であるX社を支配しているW社は、AMラジオ局であるY社を支配できる。

- 同一地域でのFMラジオとテレビの兼営は現在不可



A県において、テレビ局であるX社を支配しているW社は、FMラジオ局であるY社を支配できない。
⇒ 支配できるように改める。

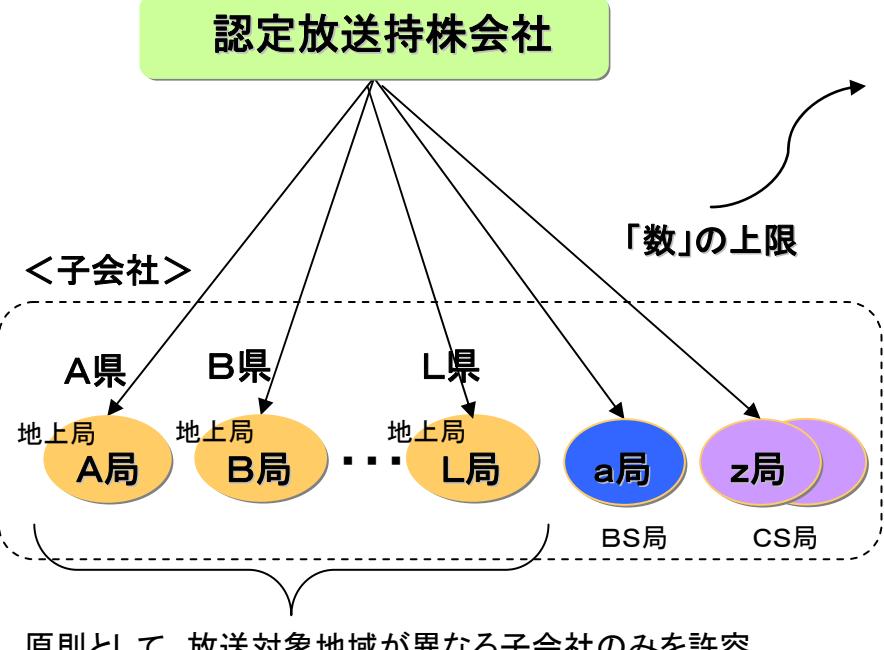
3 認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める措置の概要

新たな省令として、認定放送持株会社の子会社に適用される「放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令」を制定する。(電波法第7条第2項第4号及び放送法第52条の33関連)

- 認定放送持株会社とその子会社との関係では、放送局に係る表現の自由享有基準の適用を緩和し、認定放送持株会社の子会社である地上放送事業者の放送対象地域の数の合計が12以下であれば、子会社は放送局を開設できる（その子会社が他の放送事業者を支配すること等は緩和しない。）。
- その他の点については、原則、現行の規律を維持する。
- 現行の「特例的緩和措置」については、認定放送持株会社制度の趣旨に抵触等するものを除き、原則適用する。

<例>

- ① ラテ兼営の特例、ローカル局の合併・支配の緩和特例(例:九州各県の7局は合併可等)により、持株会社の子会社相互間の合併等を認める。
- ② 平成15年に定められた経営破綻の場合の特例は適用しない。



- 地上局**
- **12局を上限とする** (キー局等の「広域局」は都府県数で計算（関東7、近畿6、中京3）)
※ この数の範囲内であっても、放送対象地域が重なる複数局を子会社とすることは原則として不可。
※ 「ラジオ・テレビ兼営」の場合には、「1社2免許」「2社が各1免許」のいずれの場合も「1局」とカウントする。

BS局

 - BS局は、地上局(12局)と別カウントとし、1局までとする

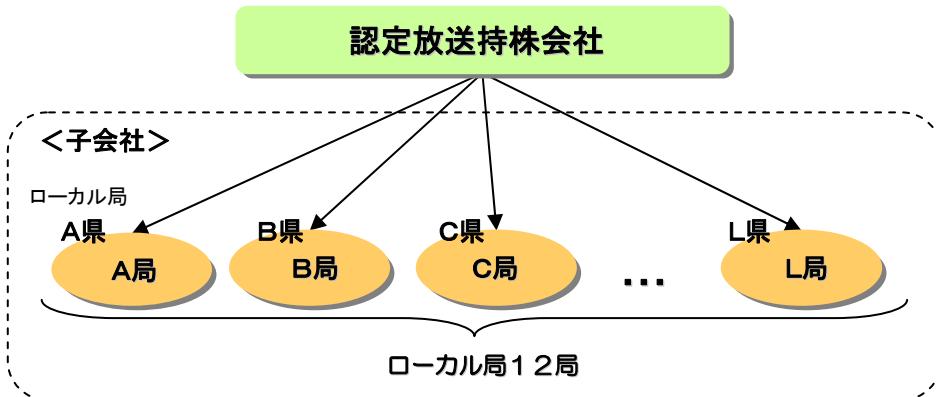
CS局

 - CS局は、地上局(12局)と別カウントとし、現行制度を維持。
(原則、最大2トラボン(SDで12ch相当)までとし、事業者数は問わない。)

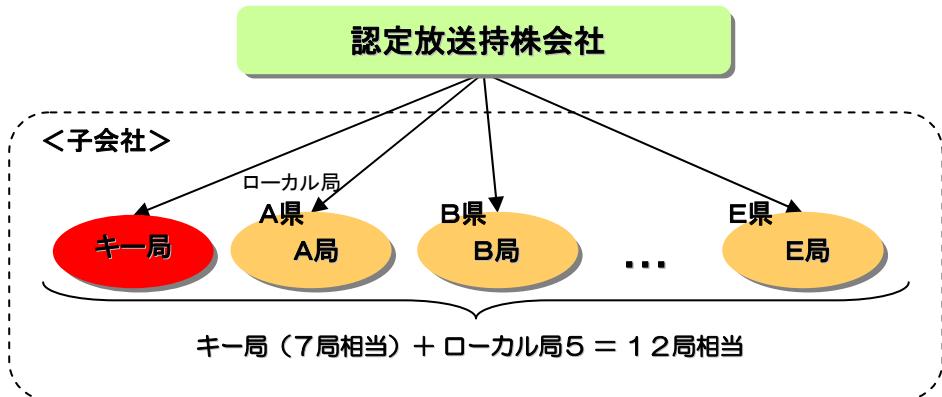
(参考)「認定放送持株会社」のイメージ

● 地上局のみの場合

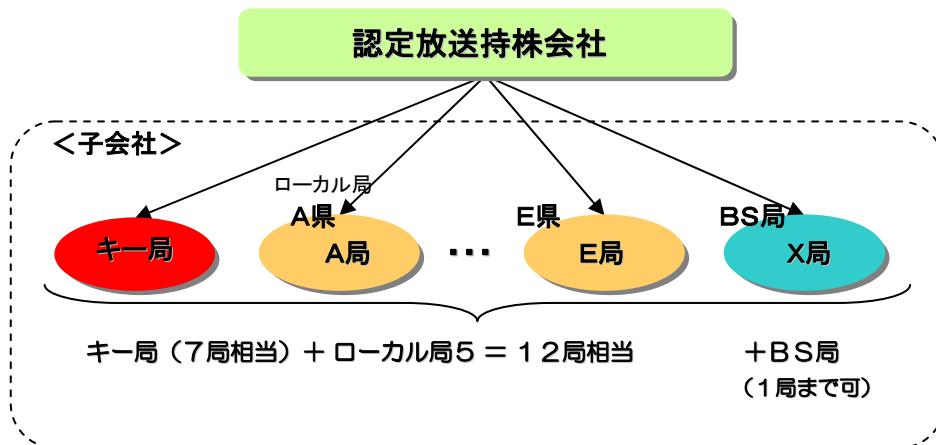
(1) すべてローカル局の場合



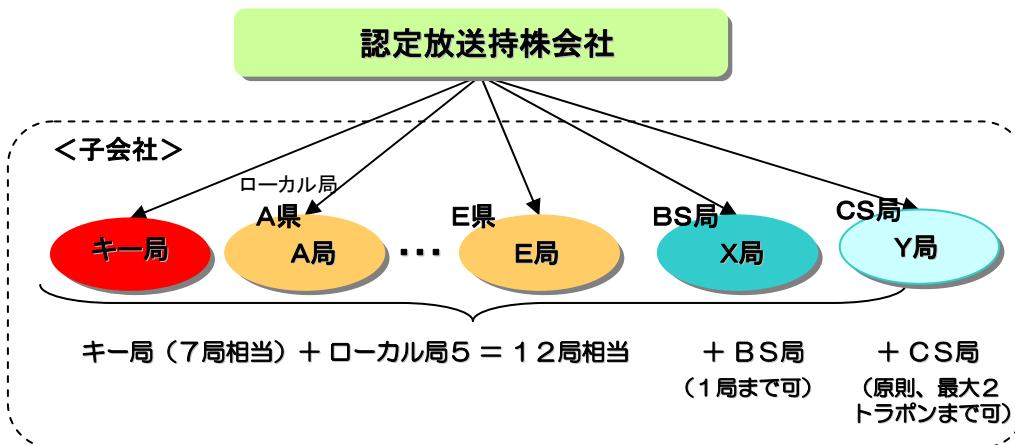
(2) キー局を含む場合



● BS局を含む場合



● CS局等を含む場合



4 認定放送持株会社の議決権に関する保有基準割合の設定について

「一の者」(その「特別の関係」にある者を含む。)による認定放送持株会社の議決権保有について、「10分の1以上3分の1未満の範囲内で総務省令で定める割合(保有基準割合)」を超える議決権を制限。
(放送法第52条の35関連)

<保有基準割合>

【放送法施行規則第17条の28の3】

① 33%とする。 【第1項本文】

② ただし、次の場合には、10%とする。

【第1項ただし書き】

○「一の者」が、

- ・認定放送持株会社の子会社と同じ地域(県等)の地上放送事業者である場合
- ・上記の地上放送事業者を支配^(注)する者である場合

(注) 同一地域の地上放送事業者への「支配」の基準は、10%超の議決権保有

①の例

一の者

33%を超える
議決権保有を制限

認定放送持株会社

A・Bは子会社

A局

B局

A県

B県

②の例

一の者

10%を超える
議決権保有を制限

認定放送持株会社

「支配」
例: 15%

A・Bは子会社

A'局

A局

B局

A県

B県

(参考)「特別の関係」の範囲について

「特別の関係」

「一の者」が保有基準割合を超えて議決権を有するか否かを判断する際に、合算の対象となる「特別の関係」にある者の範囲は、法人・団体の親子関係・兄弟関係等とする。

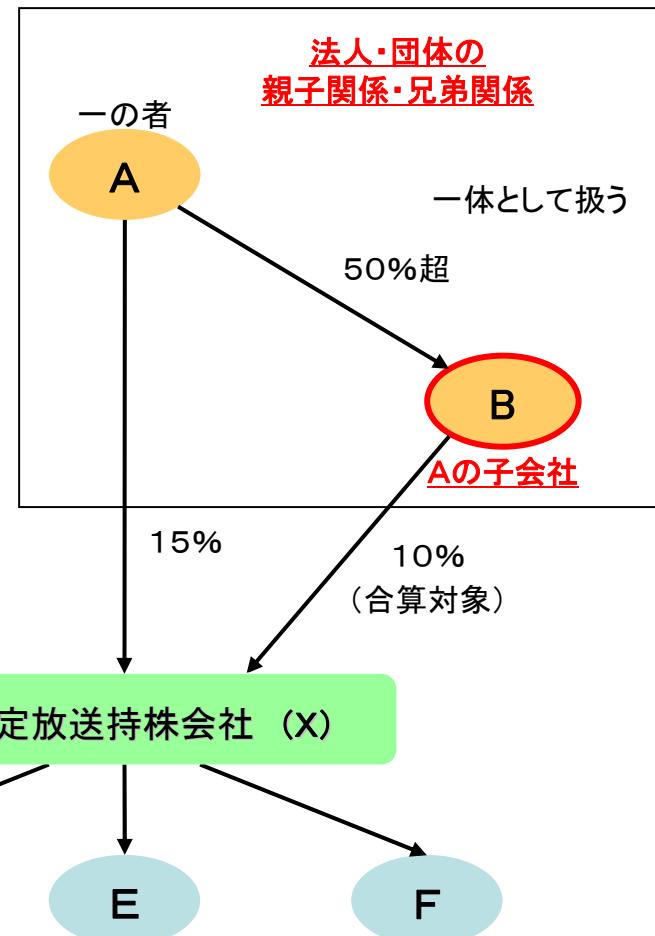
※ 孫法人・団体は子法人・団体とみなす。

＜例＞

Aによる議決権保有割合

(直接保有) (Bを通じた保有)

$$15\% + 10\% = 25\%$$



＜その他の「特別の関係」＞

共同議決権行使者(注)の関係

一の者
A

B

(注)「共同議決権行使者」とは、共同で議決権を行使することを合意している者

夫婦の関係

一の者
A

B

(参考1) 現行のマスメディア集中排除原則の基本的考え方

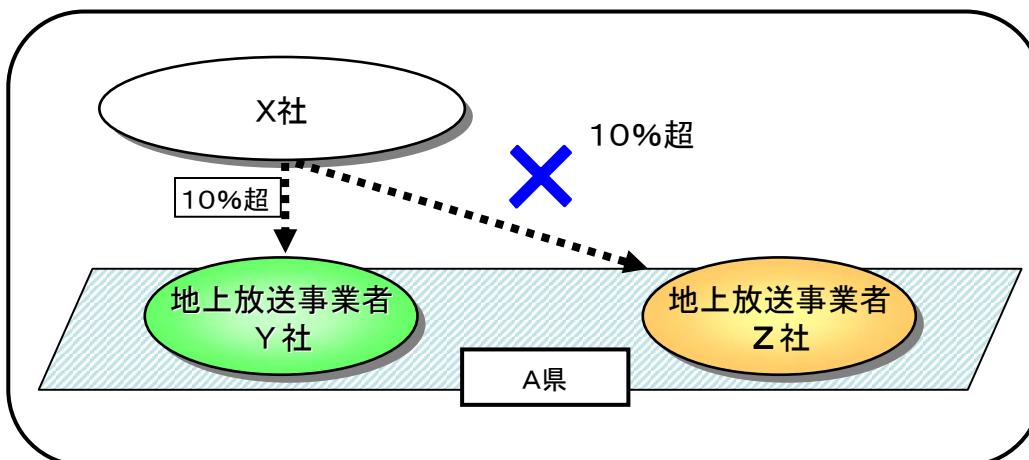
「マスメディア集中排除原則」とは

⇒ 原則、一の者が2以上の放送事業者を「所有」又は「支配」できない。

① 議決権による「支配」

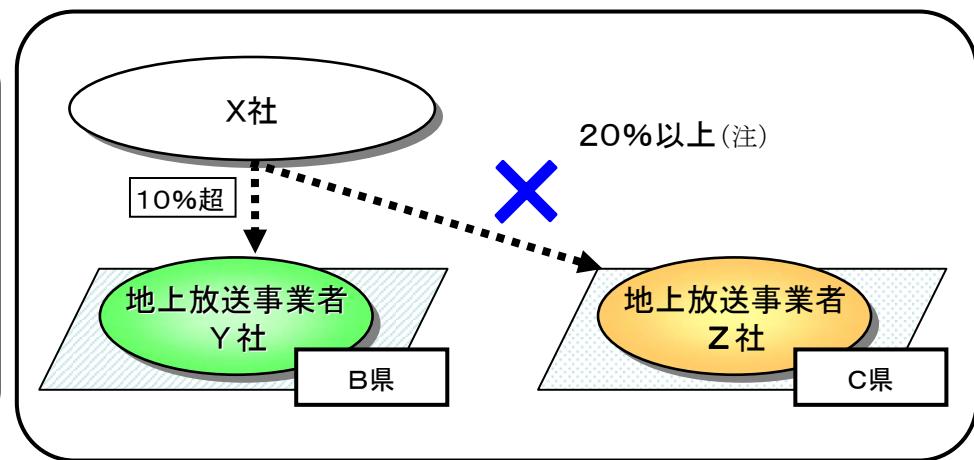
- 放送対象地域が重複する場合 … 10%超
- " 重複しない場合 … 20%以上 } の議決権保有を「支配」として禁止

<放送対象地域が重複する場合>



A県のY社の議決権を10%を超えて保有するX社は、同一県内のZ社の議決権を10%を超えて保有できない。

<重複しない場合>



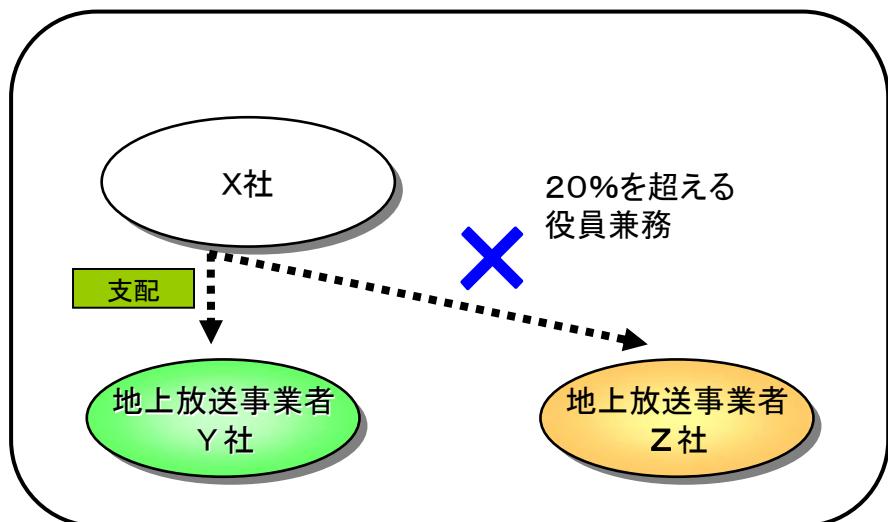
B県のY社の議決権を10%を超えて保有するX社は、C県のZ社の議決権を20%以上保有できない。

(注) ただし、B県とC県が隣接している場合は、「3分の1以上」の議決権保有が禁止(7地域までに限る)。

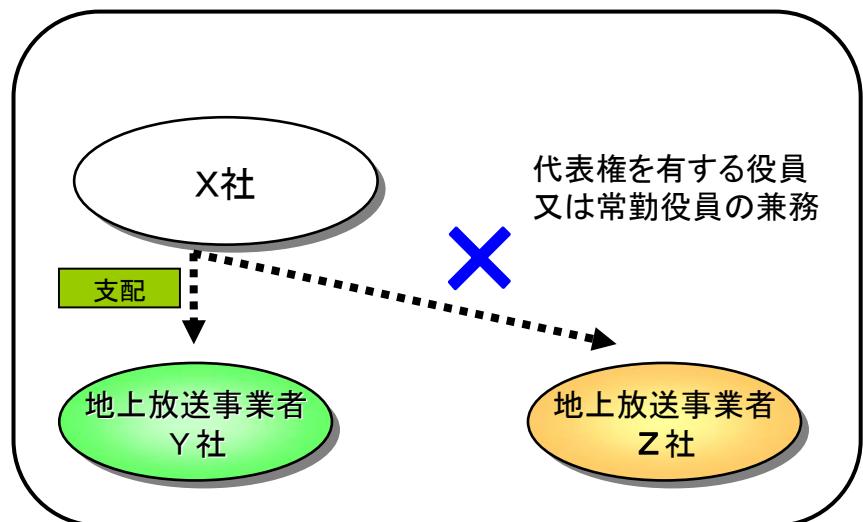
② 「役員」の兼務による「支配」

- 20%を超える役員兼務
- 代表権を有する役員、又は、常勤役員の兼務

} を「支配」として禁止



X社がY社を支配している場合、X社の役員は、Z社の役員を20%を超えて兼務することができない。



X社がY社を支配している場合、X社の代表権を有する役員又は常勤役員は、Z社の代表権を有する役員又は常勤役員を兼務することができない。

(参考2)放送法等の一部を改正する法律(平成19年法律第136号)により改正された電波法及び放送法の関連規定

◎ 電波法(昭和25年法律第131号)

(申請の審査)

第七条 (略)

2 総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一・二 (略)

三 当該業務を維持するに足りる財政的基礎があること。

四 総務省令で定める放送による表現の自由享有基準(放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするため、申請者に対し必要な事項を定める基準をいう。)に合致すること。

五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める放送をする無線局の開設の根本的基準に合致すること。

◎ 放送法(昭和25年法律第132号)

(認定)

第五十二条の三十一 二以上の一般放送事業者(当該二以上の一般放送事業者に一以上の地上系一般放送事業者(人工衛星の無線局以外の無線局により放送を行う一般放送事業者をいう。以下同じ。)が含まれる場合に限る。以下この条、次条第一号並びに第五十二条の三十七第二項第一号及び第二号において同じ。)をその子会社とし、若しくはしようとする会社又は二以上の一般放送事業者をその子会社とする会社を設立しようとする者は、総務大臣の認定を受けることができる。

2~4 (略)

(電波法の特例)

第五十二条の三十三 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について電波法第七条第二項の規定による審査を行う場合における同項第四号の規定の適用については、同号中「定める放送」とあるのは「定める認定放送持株会社に係る放送」と、「(放送)とあるのは「(認定放送持株会社の子会社であることの特性を勘案しつつ、放送)とする。

(議決権の保有制限)

第五十二条の三十五 認定放送持株会社の株主名簿又は株券等の保管及び振替に関する法律第三十二条第一項の実質株主名簿に記載され、又は記録されている一の者が有し、又は有するものとみなされる株式(その者と株式の所有関係その他の総務省令で定める特別の関係にある者であつて株主名簿又は同項の実質株主名簿に記載され、又は記録されているものが有し、又は有するものとみなされる当該認定放送持株会社の株式を含む。以下この項において「特定株式」という。)のすべてについて議決権を有することとした場合にその者の有することとなる議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとなるときは、特定株主(特定株式のうち、その議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとなるように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。)は、当該株式についての議決権を有しない。

2 前項の保有基準割合は、第二条の二第二項各号に掲げる事項を勘案して十分の一以上三分の一未満の範囲内で総務省令で定める割合をいう。

第2章 マスメディア集中排除原則の基本的考え方

2 マスメディア集中排除原則の見直し

(3) テレビジョン放送とFM放送の兼営

ア テレビジョンとAM放送の兼営を認めた経緯

同一地域におけるテレビジョン放送とAM放送の兼営はマスメディア集中排除原則の例外として認められている。これは、テレビジョン放送開始当時、既に放送を行っていたAM放送事業者の参入や支援により、その事業の普及発展を図ろうとしたという歴史的経緯によるものである。その後、昭和44年にFM放送が開始されたが、その際にはこのような必要がなかったことから、原則どおり、テレビジョン放送とFM放送の兼営は同一地域における複数局支配として扱い、これを禁止した。

これについて、マスメディア集中排除原則の違反事例が明らかになった際、テレビジョン放送とFM放送の兼営についても、AM放送と同様、マスメディア集中排除原則の例外を認めるべきではないかとの指摘があった。

イ テレビジョン放送とFM放送の兼営の是非

テレビジョン放送とAM放送の兼営は、これまで長期にわたり行われてきたが、放送の多元性や多様性等の関係で、特段の問題は認められていない。また、視聴者からみた場合、テレビとラジオとではメディア特性が大きく異なる一方で、AM放送とFM放送については、音質や届く範囲に若干の相違はあるものの、制度的に異なった取扱いをするほどの違いはないものと考えられる。

このため、同一地域におけるテレビジョン放送とFM放送の兼営を認めることにより問題が生ずることは考えにくく、これを新たな経営の選択肢の一つとして認めることが適当と考えられる。

ウ 三事業支配におけるFM放送の扱い

同一地域におけるテレビジョン放送とFM放送の兼営を認める場合、「テレビ・FM・新聞」の三事業支配の扱いが問題となる。

この点については、AM放送とFM放送との相違が基本的にないことから、「テレビ・FM・新聞」の三事業支配については、「テレビ・AM・新聞」の三事業支配と同様に、原則禁止・例外許容として扱うことが適当と考えられる。

電波監理審議会会長会見用資料

平成20年3月12日

電波法施行規則の一部を改正する省令案並びに放送用周波数使用計画
及び放送普及基本計画の各一部変更案について
(平成20年1月16日 諒問第7号)

[平成20年放送局の一斉再免許に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諒問内容について

総務省情報通信政策局地上放送課

(遠藤課長補佐、竹村係長、数永係長、今井係長)

電話：03-5253-5793

総務省情報通信政策局衛星放送課

(井田課長補佐、川名係長)

電話：03-5253-5799

総務省情報通信政策局放送技術課

(山口課長補佐、遠藤係長)

電話：03-5253-5787

電波法施行規則の一部を改正する省令案並びに 放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案について

1 改正の背景

日本放送協会、放送大学学園及び一般放送事業者（以下「放送事業者」という。）が開設している放送局（放送衛星局を含む。）は、本年10月31日をもって免許の有効期間が満了する。これに伴い、放送事業者は、現在開設している放送局に係る再免許申請を無線局免許手続規則第17条に規定する期間（本年の再免許申請については、平成20年5月1日～7月31日まで）において、再免許申請書類の提出をもって行うこととなる。

本年の再免許がこれまでの再免許と大きく異なる点は、以下の点である。

（1）地上・BSアナログテレビジョン放送の免許の有効期間の短縮

地上アナログテレビジョン放送については、再免許後の免許の有効期間（平成20年11月1日～平成25年10月31日）中において、地上アナログテレビジョン放送から地上デジタルテレビジョン放送に完全移行が予定されており、地上アナログテレビジョン放送が平成23年7月24日までに終了することとされているため、地上アナログテレビジョン放送の免許の有効期間の短縮を行う。

BSアナログテレビジョン放送についても、これと同様に、再免許後の免許の有効期間（平成20年11月1日～平成25年10月31日）中の平成23年までに終了することとされているところ、地上アナログテレビジョン放送と異なり、具体的な終了期日までは定められていなかったため、今般、終了期日を地上アナログテレビジョン放送と同日の平成23年7月24日とすることを決定した上で、地上アナログテレビジョン放送と同様に、免許の有効期間の短縮を行う。

（2）地上系放送局に係る新規事業者の公募、比較審査方式の導入

地上系放送局の免許に関し、「規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）」において、地上波放送における競争の促進という観点から、再免許手続の所要の整備を行い平成20年の再免許から実施することとされたことを受け、①新規事業者の公募、②より明確で透明性の高い比較審査方式の導入等を行う。

これらのことから、電波法施行規則並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画について一部改正することとした。

2 諒問の内容

(1) 電波法施行規則の一部改正関係

ア 免許の有効期間の短縮（平成23年7月24日まで）

地上・BSアナログテレビジョン放送に係る再免許の有効期間の短縮

（電波法施行規則第9条）

イ 地上系放送局に係る再免許及び新免許を受付ける旨の公示（申請受付期間：平成20年5月1日～7月31日）

地上系放送局の再免許に関し、公示する期間内に申請することを要することとするため、改正を行うもの

（電波法施行規則第6条の4第10号）

※ 申請受付期間は、現行規定において「免許有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間」と規定（無線局免許手続規則第17条第1項）

ウ 衛星系放送局に係る公示手続の一部簡素化等

公示手続を経て開設された無線局が開設されている人工衛星に放送局を開設する場合、公示手続の対象外とするもの

（電波法施行規則第6条の4第9号）

※ 本件は平成20年放送局一斉再免許とは直接の関係がない改正事項であるが、上記イの制度整備に併せて、規制の合理化を図るものである。

(2) 放送普及基本計画の一部変更関係

ア 地上放送関係

① 総論

A デジタル放送への移行期日の明記（平成23年7月24日）

B デジタル放送をアナログ放送より先に規定（アナログ中心からデジタル中心）

② デジタル放送に関する規定

A 平成22年までにアナログ放送と同等地域においてデジタル放送が受信できるようとする

B デジタル放送への全面移行を促すようなデジタル技術の特性を生かした放送をできる限り多く行う

（現行：高精細度テレビジョン放送を中心に、デジタル放送の特性を生かし

た放送を行う)

③ アナログ放送に関する規定

アナログ放送の終了期日の明記（平成23年7月24日）

イ 衛星放送関係

B S アナログテレビジョン放送の終了期日を地上アナログテレビジョン放送と同日の平成23年7月24日とすること等

(3) 放送用周波数使用計画の一部変更関係

上記(2)イの変更に伴う規定の整備等

3 参考

2の諮問内容と併せてパブリックコメントを実施する改正内容は、以下のとおり。

第1 放送法施行規則の一部改正

地上アナログ放送から地上デジタル放送への移行に伴う放送区分の改正等のため、改正を行うもの

第2 無線局免許手続規則の一部改正

地上テレビジョン放送を行う放送局の放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の時間帯の記載について、改正を行うもの

第3 電波法関係審査基準の一部改正

- 1 比較審査を行うこと及びその比較審査基準の明記（第3条(13)）
- 2 比較審査基準の具体的項目（別添5「地上系による放送局に係る比較審査基準」）
 - (1) 事業実施の確実性（デジタルと同じ）
 - (2) 放送対象地域内の世帯カバー率（デジタルと同じ）
 - (3) 視聴覚障害者への配慮（デジタルと同じ）
 - (4) 災害放送への対応（デジタルと同じ）
 - (5) 放送の公正かつ能率的な普及
 - ① ローカル番組比率（デジタルと同じ）
 - ② 予備免許後の早期の放送開始（新規免許のみの項目）
- 3 評価基準及び評価点（別添5「地上系による放送局に係る比較審査基準」）

第4 地上デジタルテレビジョン放送局の免許及び再免許方針

- 1 適用の範囲（免許方針第1項）
- 2 免許の基本的要件（免許方針第2項）
 - (1) 免許主体
アナログ放送も併せて行う者
 - (2) 放送局の要件
新たな免許申請にあっては、予備免許後1年以内に親局から放送
- 3 デジタル放送の普及への適合性（免許方針第3項）
 - (1) デジタル放送への全面移行を促すような放送
ピュアハイビジョン放送やマルチ編成をできるだけ多く行うこと

(2) 中継局の置局計画

既存アナログ放送と同等の区域において、平成22年12月までにデジタル放送の受信が可能となる計画を有していること

- ① 中継局ロードマップに記載されている中継局を平成22年12月までに整備する計画を有していること
- ② 中継局の整備だけでは、既設アナログ放送と同等の区域をカバーすることができないため、共聴施設、ケーブルテレビ等他の代替手段も活用する場合には、それらの代替手段についての整備計画を有していること
- ③ 上記①、②によつても、なお、受信困難地域が残る場合における中継局の整備等に向けた努力

(3) 混信妨害排除のための取組

4 デジタル放送において比較審査を行うこと及び基準の明記

(免許方針第4項)

5 比較審査になった場合の追加資料の提出

申請の審査のため、電波法第7条第6項に基づき追加資料の提出を求める
(免許方針第4項)

6 免許の条件 (免許方針第5項関係)

(1) リパック・チャンネル中継局に係る変更申請処理期限

周波数の使用期限を平成24年7月24日とし、平成24年1月24日までに変更許可手続を完了すること

(2) 中継局整備計画

免許申請時において、平成22年12月までに中継局を整備する計画を有することが困難な場合には、できるだけ早期に、遅くとも平成22年4月1日までに計画を再度提出し、公表すること

7 免許及び再免許に当たっての要望 (免許方針第6項)

- (1) ピュアハイビジョン放送やマルチ編成ができるだけ多く行うこと
- (2) 既存アナログ放送と同等の区域において、平成22年12月までにデジタル放送の受信を可能とするための中継局等を整備すること
- (3) 字幕放送、解説放送ができるだけ多く行うこと
- (4) 災害放送への対応 (予備電源装置の整備)

8 比較審査基準の具体的項目 (免許方針別紙)

(1) 事業実施の確実性 (アナログと同じ)

- ① 資金計画等財政的基礎
- ② 送出系設備、制作系設備の整備状況

- (3) 放送番組の制作体制、調達体制の確実性
- (2) 放送対象地域の世帯カバー率
 - 放送波での直接受信のカバー率
- (3) 視聴覚障害者への配慮（アナログと同じ）
 - 字幕放送、解説放送等の実施状況
- (4) 災害放送への対応（アナログと同じ）
 - 予備電源装置の整備状況
- (5) 放送の公正かつ能率的な普及
 - ① ローカル番組比率（アナログと同じ）
 - ② デジタル混信対策（デジタル放送のみ）
 - ③ デジタル技術の特性を生かした放送（デジタル放送のみ）

8 評価基準及び評価点（免許方針別表）

第5 地上アナログテレビジョン放送局の免許及び再免許方針関係

- 1 適用の範囲（免許方針第1項）
- 2 免許の基本的要件（免許方針第2項）
 - (1) 免許主体
 - デジタル放送も併せて行う者
 - (2) マスメディア集中排除原則の適用除外
 - 地上アナログテレビ放送をマスメディア集中排除原則の適用除外とする
- 3 デジタル放送の普及への取組み（免許方針第3項関連）
 - アナログ放送終了に向けた視聴者周知についての計画（終了スーパー挿入等）
- 4 免許及び再免許の有効期限（免許方針第4項）
 - 有効期限は平成23年7月24日まで

規制改革・民間開放推進 3か年計画（再改定）

**平成 18 年 3 月 31 日
閣 議 決 定**

ついて、その経費が明らかになる程度にまで詳細に、視聴者・国民に公表する。とりわけ番組制作については、番組種別の経費の概要及び個々の番組別の経費が一部公表されるにとどまっており、NHKにおいて、更に詳細な情報の開示に向けた取組を推進する。(III I T ウ 30 c)

④ 公共放送の在り方の検討【平成 18 年度検討・早期に結論】

デジタル化や通信・放送融合の進展、視聴形態の多様化など公共放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、保有チャンネル数の在り方、地上波デジタル放送のスクランブル化の是非を含む受信料制度の在り方、業務範囲等、将来を見通した公共放送の在り方全体の見直しを早急に行い、平成 18 年度早期に一定の結論を得る。

その際、BS デジタル放送のスクランブル化については、「規制改革・民間開放推進 3か年計画(改定)」(平成 17 年 3 月 25 日閣議決定)において「NHK の BS デジタル放送に関し、NHK に期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BS アナログ放送と BS デジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する」とされていることを踏まえ、早期に上記閣議決定に沿った検討を行い、結論を得る。(III I T ウ 30 d)

(2) 地上波放送における競争の促進

① 地上波放送局の再免許手続の厳格化等

放送局の再免許は、免許の有効期間を延長する更新の場合とは異なり、制度的には新規事業者が免許申請をすることが可能である。また、審査基準等も電波法等の法令等で公表されている。他方、直近の平成 15 年の再免許時においては、民放 193 社の放送局 228 局に対して再免許が行われたが、既存事業者以外の者からの新たな免許申請はなかった。

このような現状にかんがみ、地上波放送における競争の促進という観点から、新規事業者の公募手続を明確化する。すなわち、競願処理に当たっては、審査項目を点数化し、その点数に基づいて免許人を決定する等、より明確で透明性の高い比較審査方式を導入するとともに、決定の結果を審査経緯と併せて公表する。【平成 18 年度措置】(III I T ウ 32 a (a))

なお、デジタル放送中継局に対するチャンネル割当が完了し、デジタル放送への移行が終了した時点で新たな地上波デジタル局の設置等を可能にする周波数帯(チャンネル)の余裕が生じるという見通しが得られた場合には、その活用について検討を早期に開始する。【平成 18 年度以降逐次検討、デジタル放送への完全移行まで

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)のフォローアップ結果(平成19年3月31日)

4 IT関係 ウ IT利活用の推進

事項名	措置内容	実施予定期				講ぜられた措置の概要等	備考
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	指置		
32 地上波放送における競争の促進 (総務省)	a 地上波放送局の再免許手続の厳格化等 (a) 地上波放送における競争の促進という観点から、新規事業者の公募手続を明確化する。すなわち、競願処理に当たっては、審査項目を点数化し、その点数に基づいて免許人を決定する等、より明確で透明性の高い比較審査方式を導入するとともに、決定の結果を審査経緯と併せて公表する。				(総務省)	より明確で透明性の高い比較審査方式の導入につき、 では、第166回通常国会に提出中の「放送法等の一部を 改正する法律案」に盛り込まれた内容を反映させる必要 があり、同法案の成立後すみやかに整備する。 なお、新規事業者の公募及び決定の結果等の公表は次 回の再免許時である、平成20年の再免許から実施予定。	⑩

電波監理審議会会長会見用資料

平成20年3月12日

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に
関する規則の各一部を改正する省令案について
(平成20年3月12日 諒問第13号)

[19GHz 帯構内無線局及び1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局の
制度廃止等に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諒問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(山口課長補佐、林課長補佐、工藤係長)

電話：03-5253-5893

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

[19GHz帯構内無線局及び1,900MHz帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局の制度廃止等に伴う制度整備]

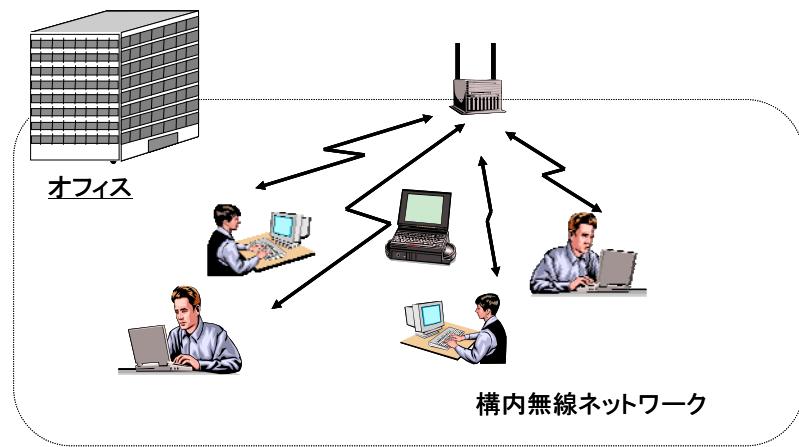
1 様々な背景

(1) 19GHz帯構内無線局の制度廃止

19GHz帯構内無線システムは、構内におけるデータ伝送用（10Mbps）のシステムとして、平成4年に免許要の無線局として制度化され、主にオフィスにおける無線ネットワーク（無線LAN）として利用されてきたところである。

【19GHz帯構内無線局の主な仕様】

使用周波数：19.485～19.565GHz	占有周波数帯幅：17MHz
変調方式：QPSK、QAM、4FSK	空中線電力：300mW
空中線利得：20dBi以下	



【19GHz帯構内無線局の利用イメージ】

その後、免許不要局である2.4GHz帯/5GHz帯無線LAN（Wi-Fi）が高機能化・低廉化し、広く一般に普及したことに伴い、免許を要する無線局である19GHz帯構内無線局は減少し、平成19年3月に無線局数ゼロとなっている。このような状況から、周波数再編アクションプラン（平成19年11月）において、19GHz帯構内無線システムの周波数利用を停止することが盛り込まれたところである。

以上を踏まえ、今般、19GHz帯構内無線局に係る制度を廃止するものである。

(2) 1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局の制度廃止

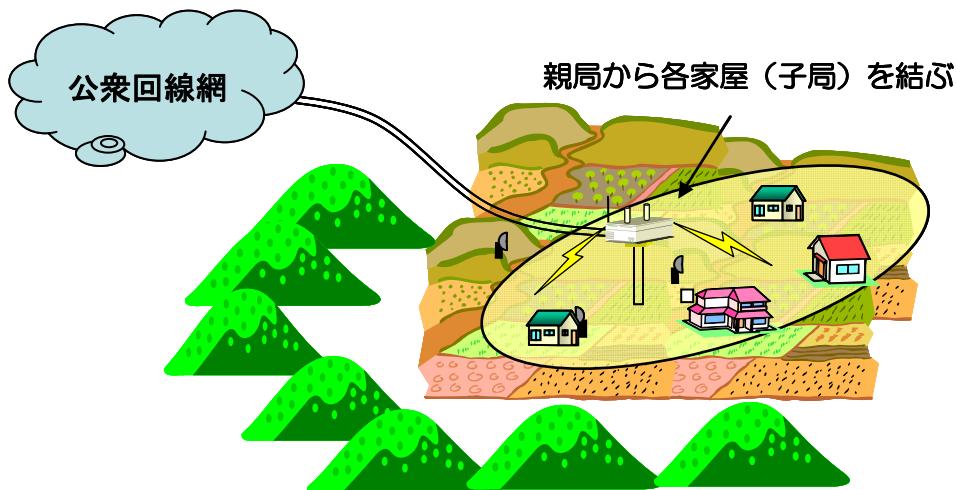
1,900MHz 帯加入者系無線アクセスシステムは、PHS と同じ通信方式を用いたものであり、PHS の空き周波数を利用して条件不利地域における加入者電話回線を確保することを目的に平成 10 年に免許要の無線局として制度化され、山間部・離島等の条件不利地域における加入者電話用として利用されてきたところである。

【1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局の主な仕様】

使用周波数：1,893.65MHz～1,919.45MHz

占有周波数帯幅：288kHz 変調方式：QPSK

空中線電力：親局 160mW、子局 80mW 空中線利得：22dBi 以下



【1,900MHz 帯加入者系無線アクセスシステムの利用イメージ】

その後、インターネット接続などのより高度なサービス提供可能な18GHz帯FWA (Fixed Wireless Access) が導入され、その普及が進むとともに、1,900MHz帯加入者系無線アクセスシステムは減少し、平成17年8月に無線局数ゼロとなっている。このような状況から、周波数再編アクションプラン（平成19年11月）において、1,900MHz帯加入者系無線アクセスシステムの周波数利用を停止することが盛り込まれたところである。

以上を踏まえ、今般、1,900MHz 帯加入者系無線アクセスシステムに係る制度を廃止するものである。

2 改正省令の概要（詳細は別紙参照）

（1）電波法施行規則

- ア 包括免許対象局より 1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局を削除
(第 15 条の 2 及び 第 15 条の 3)
- イ 定期検査を行わない無線局より 1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局を削除 (第 41 条の 2)

（2）無線設備規則

- ア 19GHz 帯構内無線局の技術基準を削除 (第 14 条、第 24 条、第 49 条の 9 の 4、別表第 1 号注 42、別表第 2 号第 8 第 4 項)
- イ 1,900MHz 帯加入者系無線アクセスシステムの技術基準を削除 (第 57 条の 3、第 58 条の 2 の 13、別表第 1 号注 31(9)、別表第 2 号第 44、別表第三号 39)

（3）特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

- ア 特定無線設備より 1,900MHz 帯加入者系無線アクセスシステムの無線局を削除 (第 2 条)
- イ その他規定の整備

3 施行期日

平成 20 年 6 月 公布・施行（予定）

改正省令案の概要

1 電波法施行規則

1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局を特定無線局（包括免許対象局）より削除する。

改正項目	削除する内容
特定無線局の対象とする無線局（第 15 条の 2）	包括免許の対象とする無線局から、「電気通信業務を行うことを目的とする固定局（1,900MHz 帯の周波数の電波を使用し、端末設備又は自営電気通信設備とを接続するものに限る。以下同じ。）」を削除。
特定無線局の無線設備の規格（第 15 条の 3）	包括免許の対象とする無線設備の規格から、「電気通信業務を行うことを目的とする固定局」を削除。
定期検査を行わない無線局（第 41 条の 2）	定期検査を行わない固定局から、「設備規則第 58 の 2 の 13 においてその無線設備の条件が定められているもの」を削除。

2 無線設備規則

19GHz 帯構内無線局及び 1,900MHz 帯加入者無線アクセス通信を行う無線局の技術基準を削除する。

(1) 19GHz 帯構内無線局

改正項目	削除する数値等
空中線電力の許容偏差（第 14 条）	・同表より「(2) 19GHz 帯の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備」を削除。
副次的に発射する電波の限度（第 24 条）	・第 2 項本文及び同表より「19GHz 帯の周波数の電波を使用する構内無線局」を削除。
一般的条件等（第 49 条の 9）	・第 4 項を削除。 「19GHz 帯の周波数の電波を使用するもの（以下略）」
周波数の許容偏差（別表第 1 号）	・注 42 を削除 「19,485MHz から 19,565MHz までの周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表の規定する値にかかわらず、10(10^{-6})とする」
占有周波数帯幅の許容値（別表第 2 号）	・第 8 本文より「19,485MHz から 19,565MHz までの」を削除 ・同第 4 項を削除 「19,485MHz から 19,565MHz までの周波数の電波を使用する無線設備 17MHz」

(2) 1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局

改正項目	削除する数値等
一般的条件等 (第 57 条の 3、第 58 条の 2 の 13)	<ul style="list-style-type: none"> ・送信装置の条件（第 57 条の 3）より、1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局（1,893.65MHz 以上 1,919.45MHz 以下の周波数の電波を使用する加入者系無線アクセス通信を行う固定局をいう。以下同じ。）及び 1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信設備の試験のための通信を行う無線局（1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ）」を削除。 ・第 58 条の 2 の 13 を削除 「1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局であつて、端末設備又は自営電気通信設備と接続するものの無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。 (以下略)」
周波数の許容偏差 (別表第 1 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・注 31(9)を削除 「1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局又は 1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備 3(10^{-6})」
占有周波数帯幅の許容値 (別表第 2 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 44 を削除 「1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局又は 1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信設備の試験のための通信等を行う無線局の設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、288kHz とする。」
スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値 (別表第 3 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・39 を削除 「1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局又は 1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域の境界の周波数は、2(1)及び 2(3)に規定する値にかかわらず、つぎのとおりとする。 (以下略)」

3 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

(1) 1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信

改正項目	削除する内容
特定無線設備 (第2条)	・第34号から第37号までを削除し、1,900MHz帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局を技適証明等対象局から除外。

(2) その他規定の整備

改正項目	改正する内容
特定無線設備 (第2条)	・構内無線局の無線設備を特定無線設備とするにあたって、登録対象設備（キャリアセンス機能を有するもの）及び免許対象設備（キャリアセンス機能を有しないもの）の区分を設ける。

以上

【参考】周波数再編アクションプラン（平成19年11月）における指摘状況

（1）19GHz帯構内無線局

3 各周波数区分のアクションプラン

X 13.25～21.2GHz帯

（2）基本的な対応方針

（イ）19GHz帯構内無線

極端に低い利用状況にあること、同様のデータ通信業務を行うためのシステムが2.4GHz帯や5GHz帯のシステムで実現可能であること、及び周波数帯の一部を共用する18GHz帯FWAの利用を促進する観点から、無線局数が0局となった当該システムによる周波数利用を停止する。

（2）1,900MHz帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局

3 各周波数区分のアクションプラン

VII 1.71～2.4GHz帯

（2）基本的な対応方針

1.9GHz帯加入者系無線アクセスシステムについては、無線局数が0局となったことを受け、当該システムによる周波数利用を停止する。

電波監理審議会会長会見用資料

平成20年3月12日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成20年3月12日 諒問第14号)

[19GHz帯構内無線局及び1900MHz帯加入者系無線アクセス通信
を行う無線局の制度の廃止に伴う変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諒問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(星周波数調整官、棚田係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

I 19GHz 帯構内無線局の制度の廃止に伴う変更

19GHz 帯構内無線局は、構内におけるデータ伝送用（10Mbps）のシステムとして、平成4年に免許が必要な無線局として制度化し、主にオフィスにおける無線 LAN 用として利用されてきたところである。

近年、免許を要しない2.4GHz 帯/5GHz 帯無線 LAN が高機能化・低廉化し、広く一般に普及したことにより、19GHz 帯構内無線局の利用が減少し、平成19年3月に無線局数が0となっている。

このような状況から、今般、19GHz 帯構内無線局の制度を廃止することに伴い、周波数割当計画の一部を変更しようとするものである。

【変更内容】

19.3GHz を超え 19.7GHz 以下の周波数帯における移動業務について、無線局の目的から一般業務用（データ伝送用）を削除するとともに、周波数の使用条件を規定する別表から具体的な周波数を削除するなど、必要な規定の整備を図る。

II 1900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局の制度の廃止に伴う変更

1900MHz 帯加入者系無線アクセスシステムは、PHS と同じ通信方式を用いるものであり、PHS の空き周波数を利用して条件不利地域における加入者電話回線を確保することを目的に平成10年に免許が必要な無線局として制度化し、山間部、離島等の条件不利地域において加入者電話用として利用されてきたところである。

その後、インターネット接続などの高度なサービスが提供可能な 18GHz 帯 FWA (Fixed Wireless Access) が導入され、普及が進むにつれ、1900MHz 帯加入者系無線アクセスシステムは減少し、平成17年8月に無線局数が0となっている。

このような状況から、今般、1900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局に係る制度を廃止することに伴い、周波数割当計画の一部を変更しようとするものである。

【変更内容】

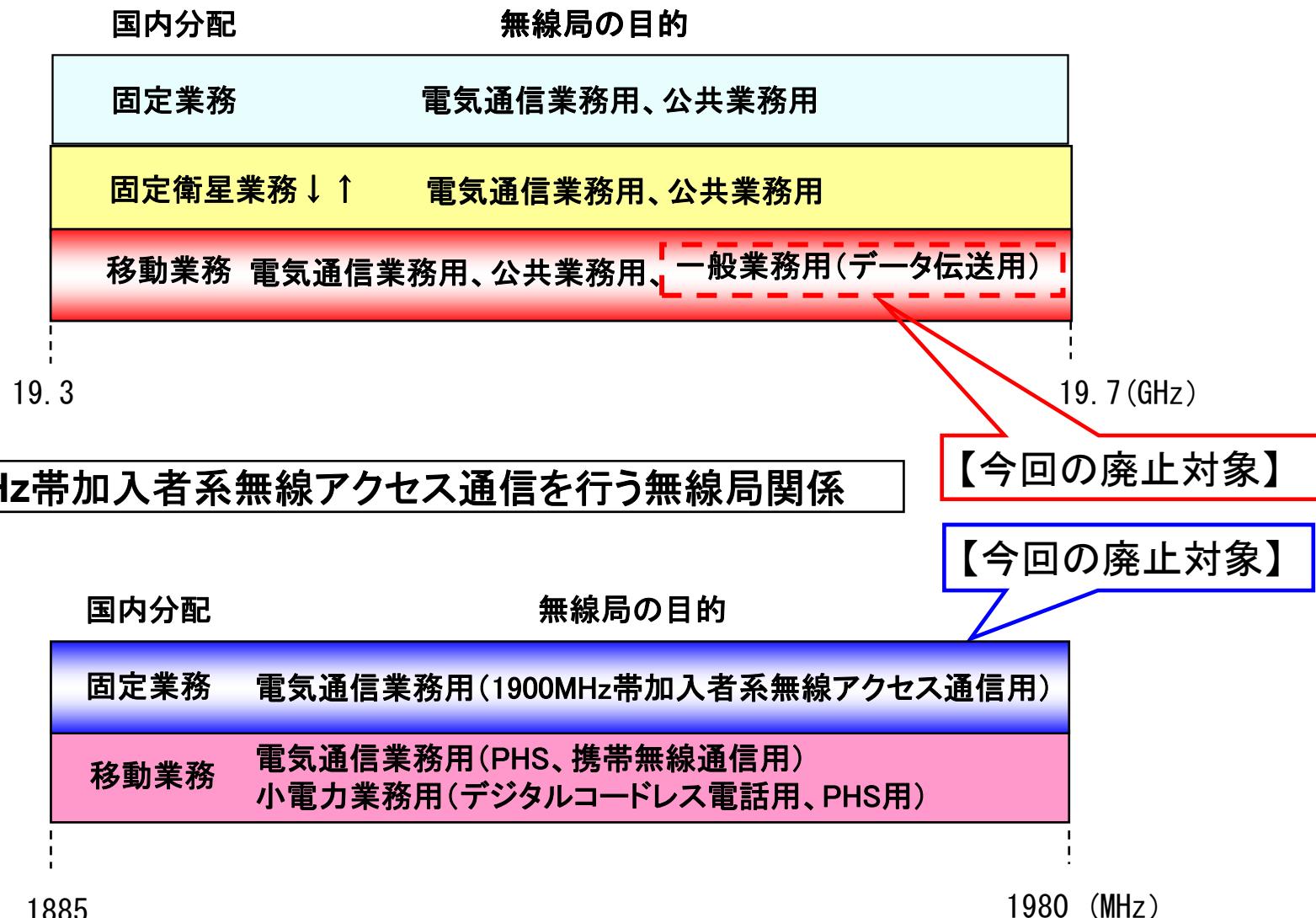
1885MHz を超え 1980MHz 以下の周波数帯において、国内分配から固定業務を削除するなど、必要な規定の整備を図る。

III スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

周波数割当計画の変更

(1) 19GHz帯構内無線局関係



電波監理審議会会長会見用資料

平成20年3月12日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成20年3月12日 諒問第15号)

[3.8MHz帯等におけるアマチュア業務用の周波数の拡大等に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諒問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(星周波数調整官、石黒係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

I 3.8MHz帯等におけるアマチュア業務用の周波数帯の拡大

アマチュア無線に使用できる周波数帯としては、様々な周波数帯が分配されているが、電波の伝搬特性から、国内の長距離通信や海外のアマチュア無線との通信に利用されている3.8MHz帯については、現在国内分配されている周波数帯の拡大が求められている。

また、平成17年度に実施した電波の利用状況調査においても、この周波数帯は、1kHz当たりの無線局数が他のアマチュア業務用の周波数帯よりも多くなっており、周波数の逼迫度合いが高く、アマチュア無線用周波数の拡大について検討する必要がある旨評価されているところである。(別紙1)

このような状況を踏まえ、今般、3.8MHz帯においてアマチュア業務用の周波数帯を拡大するとともに、その近傍の周波数帯である3.5MHz帯においてもアマチュア業務用の周波数を拡大することとし、周波数割当計画の一部を変更しようとするものである。

【変更内容】

3.5MHz帯及び3.8MHz帯において、他の業務の無線局が使用していない3599-3612kHz、3680-3687kHz、3702-3716kHz、3745-3747kHz及び3754-3770kHzについて、周波数の分配を固定業務及び移動業務からアマチュア業務に変更し、また、3230-3400kHz、3575-3747kHz及び3950-4000kHzにおいて無線局の目的が放送事業用については分配の必要がなくなったことから記述を削るなど、必要な規定の整備を図る。

II 漏えい同軸ケーブル(LCX)を用いたインターネット通信の導入に伴う変更

インターネットの利用の拡大に伴い、移動している間もインターネットに接続し、ウェブの閲覧、メールの送受信等が行える環境の整備が求められており、特に、長時間かつ高速の移動手段となる新幹線の列車内においてその需要が大きい。

新幹線で利用されている漏えい同軸ケーブル(LCX)を用いた通信技術については、総務省において平成17年から2年間、高速移動中での400MHz帯を用いた広帯域伝送システムの検証を行い、必要となる技術的条件に関する成果が得られたところである。

これらの状況を踏まえ、新幹線の列車内において漏えい同軸ケーブル(LCX)を用いて400MHz帯を利用したインターネット接続サービスが可能となるよう、周波数割当計画の一部を変更しようとするものである。(別紙2)

【変更内容】

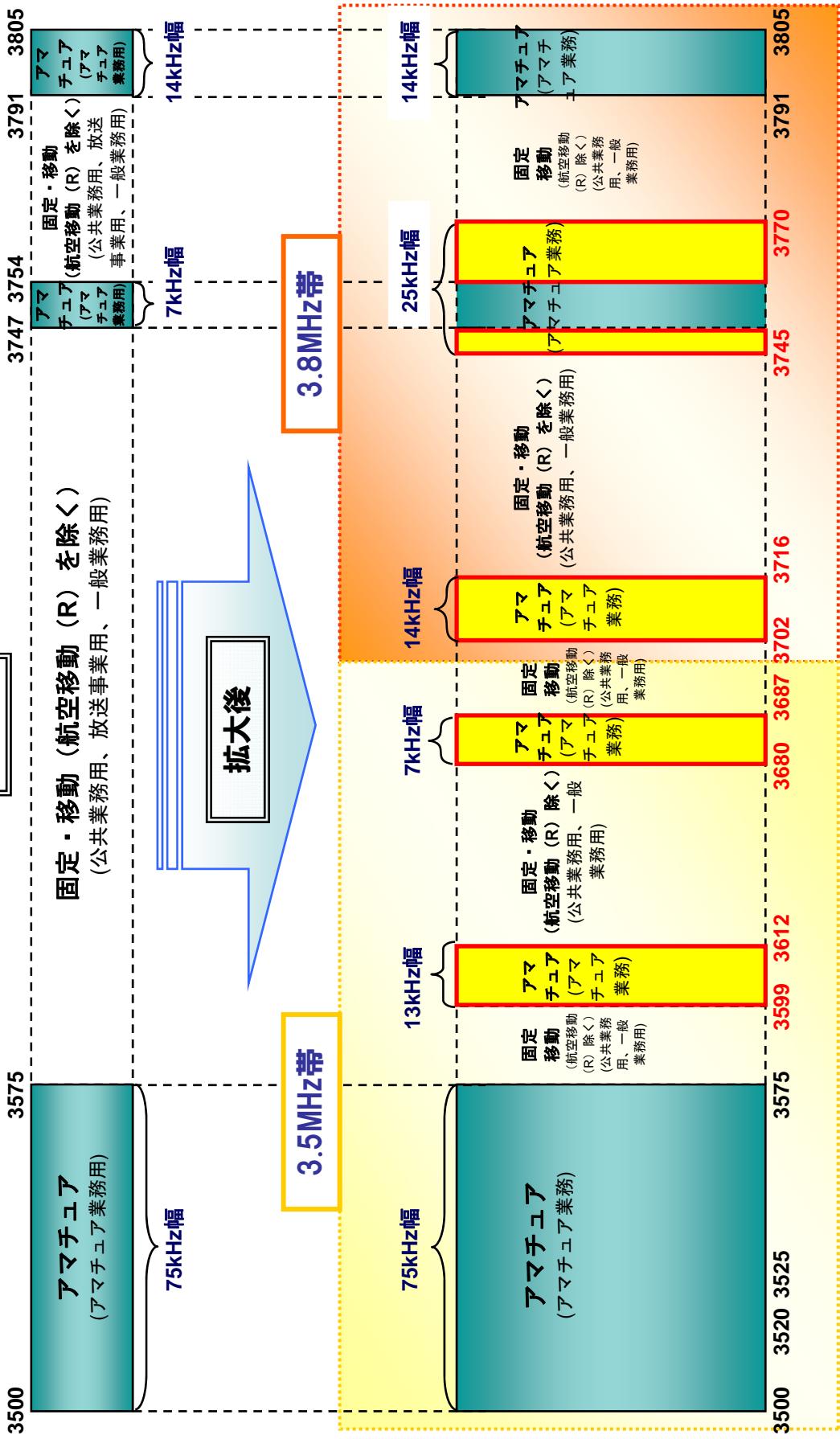
現在デジタル空港無線通信用に使用できる 400MHz 帯の周波数（415.5-417MHz 及び 460-461.5MHz）を、漏えい同軸ケーブルを用いたインターネット接続サービスにも使用できるようにするなど、必要な規定の整備を図る。

III スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

3.8MHz帯等におけるアマチュア業務用の周波数帯の拡大

現 状



※上図の他に3230-3400kHz帯域の無線局の目的から放送事業用を削る。

要望が多い3.8MHz帯については、21kHz幅から53kHz幅へ**32kHz幅の拡大（現在の約2.5倍）**
併せて、3.5MHz帯については、75kHz幅から95kHz幅へ**20kHz幅の拡大（現在の約1.2倍）**

長時間・高速移動中のユビキタス環境の実現に向けて

～新幹線の列車内でインターネット接続を可能とするための制度整備～

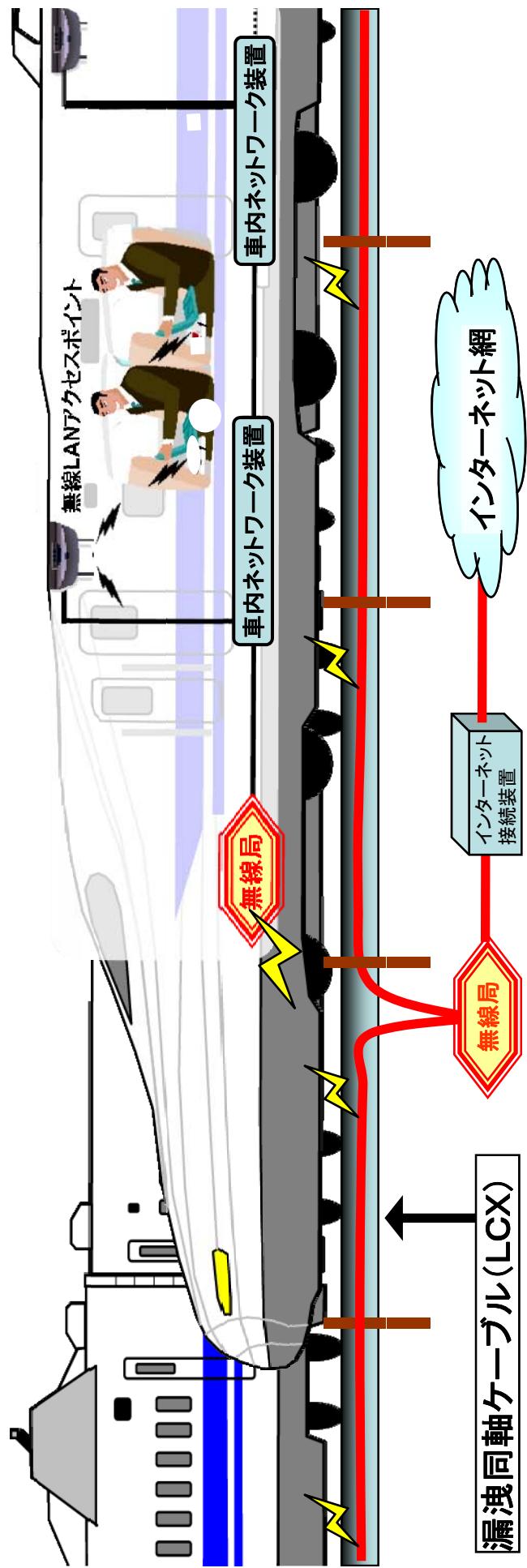
現在、長時間・高速移動中の新幹線車両内で
インターネット接続が困難

- ◆高速移動中でも安定した通信漏えい同軸ケーブル(LCX)の利用で、高速かつトンネルの多い新幹線車両等でも安定した通信が可能。
- ◆長時間の乗車中の簡便な利用車内では一般的の無線LANシステムを利用。乗客は特殊な装置が不要。

長時間・高速移動中の
ユビキタス環境を実現

▶新たに400MHz帯の割当
▶1列車あたり最大2Mbpsで接続が可能※
(※地上側から車上側への接続)

4



電波監理審議会会長会見用資料

平成 20 年 3 月 12 日

日本放送協会放送受信規約の変更の認可について
(平成 20 年 3 月 12 日 諮問第 16 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局放送政策課

(飯嶋課長補佐、田口係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会放送受信規約の変更の認可について

1 申請の概要

日本放送協会から、放送法（昭和25年法律第132号）第32条第3項の規定に基づき、以下のとおり、日本放送協会放送受信規約の変更の認可申請があった。

（1）変更しようとする契約条項

別紙のとおり

（2）変更しようとする理由及び概要

訪問集金及び放送受信章を廃止するとともに、事業所契約に関する特例の導入及び同一生計支払に関する特例を拡大する等のため、放送受信規約について規定の整備を行う。

① 訪問集金の廃止

現在の支払方法（口座振替、クレジットカード継続払、継続振込、訪問集金）のうち、訪問集金を廃止し、平成24年度までに年間約70億円の営業経費削減を図るとともに、訪問集金のために必要としていた要員を放送受信料の公平負担の徹底に振り向け、より多様で質の高い放送の実現等、放送サービスの充実を図る。

② 事業所契約に関する特例の導入

事業所を対象に、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な放送受信契約を締結していること等を条件に、2契約目以降の放送受信料の半額を割引くことにより、事業所の負担のあり方を見直すとともに、事業所の契約数増加による公平負担の徹底を図る。

③ 同一生計支払に関する特例の拡大

親元を離れて暮らす学生または単身赴任者を対象に、口座振替等による支払い等を条件に適用している家族割引〔学生〕〔単身赴任〕について、適用対象を広く同一生計で複数の住居で締結される放送受信契約に拡大するとともに、割引率について「複数支払い」に対する特例という事業所割引との共通点に着目し、33%から放送受信料額の半額に改める。

④ 放送受信章の廃止

住居の入口等に表示し、NHKの契約収納活動において、放送受信契約の有無の確認に活用してきた放送受信章について、携帯端末の導入により、放送受信章に頼らずに放送受信契約の有無を確認できるようになっていくこと、視聴者の意識の変化に伴い貼付を拒まれることが増えていることなどから、放送受信章を廃止する。

(3) 契約条項の変更が事業収支に及ぼす影響

契約条項の変更による平成20年度収支予算における増減収額の見込みは、次のとおり。

①訪問集金の廃止	減収額	3. 0億円
	支出額	8. 4億円
②事業所契約に関する特例の導入	減収額	5. 1億円
	支出額	0. 3億円
③同一生計支払に関する特例の拡大	減収額	1. 9億円
	支出額	0. 6億円
④放送受信章の廃止	支出額	△0. 2億円

(4) 施行予定期日

平成20年10月1日から施行する。

ただし、事業所契約に関する特例及び同一生計支払に関する特例については、平成21年2月1日から施行する。

2 検討結果

本件申請の内容は、電波監理審議会への諮問・答申を経て、総務大臣の意見を附して、2月8日に国会に提出した日本放送協会平成20年度収支予算に盛り込まれている「訪問集金の廃止」、「事業所契約に関する特例」及び「同一生計支払に関する特例」を実施するために必要な日本放送協会放送受信規約の規定の変更、並びに関係規定の整備を行うものである。

従って、国会が日本放送協会の平成20年度収支予算を承認した場合は、本申請を認めることは適当である。

日本放送協会放送受信規約 新旧対照表

(_____部分は、変更部分)

変更後	現行規定
<p>(放送受信契約書の提出)</p> <p>第3条 受信機を設置した者は、遅滞なく、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局(NHKの放送局をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。</p> <p>(1) 受信機の設置者の氏名および住所 (2) 受信機の設置の日 (3) 放送受信契約の種別 (4) 受信することのできる放送の種類および受信機の数 (5) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所</p> <p>2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置しましたはこれを廃止することにより、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。</p>	<p>(放送受信契約書の提出)</p> <p>第3条 受信機を設置した者は、遅滞なく、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局(NHKの放送局をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。</p> <p>(1) 受信機の設置者の氏名および住所 (2) 受信機の設置の日 (3) 放送受信契約の種別 (4) 受信することのできる放送の種類および受信機の数 (5) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所</p> <p>2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置しましたはこれを廃止することにより、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書に、<u>放送受信章を添えて</u>、放送局に提出しなければならない。</p>
<p>(放送受信料支払いの義務)</p> <p>第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月からその廃止の届け出のあった月の前月(受信機を設置した月にその廃止を届け出た放送受信契約者については、当該月とする。)まで、1の放送受信契約につき、その種別に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。</p>	<p>(放送受信料支払いの義務)</p> <p>第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月からその廃止の届け出のあった月の前月(受信機を設置した月にその廃止を届け出た放送受信契約者については、当該月とする。)まで、1の放送受信契約につき、その種別<u>および支払区分</u>に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。</p>

種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,345円	7,650円	14,910円
衛星契約	2,290円	13,090円	25,520円
特別契約	1,005円	5,730円	11,180円

種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座振替等	1,345円	7,650円	14,910円
	訪問集金	1,395円	7,950円	15,490円
衛星契約	口座振替等	2,290円	13,090円	25,520円
	訪問集金	2,340円	13,390円	26,100円
特別契約	口座振替等	1,005円	5,730円	11,180円
	訪問集金	1,055円	6,030円	11,760円

(削除)

2 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額(消費税および地方消費税を含む。)は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表1に掲げる額とする。

(削除)

この表において「口座振替等」とは、第3項第1号から第3号までに定める口座振替、継続振込またはクレジットカード継続払をいう。

2 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額(消費税および地方消費税を含む。)は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表1に掲げる額とする。

3 第1項の規定において、「口座振替等」とは、口座振替、継続振込またはクレジットカード継続払をいい、「口座振替」、「継続振込」、「クレジットカード継続払」および「訪問集金」とは、次の各号に定めるところによる。(以下この規約の各条項において同じとする。)

(1) 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。

(2) 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵便局等においてNHKの指定する支払

	<p><u>期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。</u></p> <p>(3) <u>クレジットカード継続払 NHKの指定するクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。</u></p> <p>(4) <u>訪問集金 NHKの集金取扱者への支払いなど口座振替等以外の方法による支払いをいう。</u></p>
3 放送受信契約の種別に変更があったときの当該月分の放送受信料は、変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月に2回以上の契約種別の変更があったときの放送受信料は、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。	<p>4 放送受信契約の種別に変更があったときの当該月分の放送受信料は、変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月に2回以上の契約種別の変更があったときの放送受信料は、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。</p> <p>(1) 衛星契約 (2) 地上契約</p>
(多数契約一括支払に関する特例) 第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、 <u>別に定める放送受信料免除の基準の「全額免除」</u> が適用される放送受信契約を除き、10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして <u>第6条第3項に定める口座振替または継続振込</u> により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。ただし、衛星契約の契約件数が97件、98件または99件である1の放送受信契約者については、その契約件数を100件として算定した放送受信料額を、12か月前払額の衛星契約の契約件数が9件である沖縄県の区域に居住する1の放送受信契約者については、その契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。	(多数契約一括支払に関する特例) 第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、 <u>口座振替等による放送受信料額</u> から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。ただし、衛星契約の契約件数が97件、98件または99件である1の放送受信契約者については、その契約件数を100件として算定した放送受信料額を、12か月前払額の衛星契約の契約件数が9件である沖縄県の区域に居住する1の放送受信契約者については、その契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。

<p>は、その契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。</p>	<table border="1" data-bbox="811 361 1446 698"> <thead> <tr> <th rowspan="2">契約種別ごとの 契約件数</th><th colspan="2">契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額</th></tr> <tr> <th>衛星契約</th><th>特別契約</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50件未満</td><td>200円</td><td rowspan="3" style="text-align: center;">90円</td></tr> <tr> <td>50件以上 100件未満</td><td>230円</td></tr> <tr> <td>100件以上</td><td>300円</td></tr> </tbody> </table>	契約種別ごとの 契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額		衛星契約	特別契約	50件未満	200円	90円	50件以上 100件未満	230円	100件以上	300円
契約種別ごとの 契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額												
	衛星契約	特別契約											
50件未満	200円	90円											
50件以上 100件未満	230円												
100件以上	300円												
<p>2 前項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例、第5条の4に定める同一生計支払に関する特例<u>および第5条の5に定める事業所契約に関する特例</u>と重ねて適用することはしない。</p>	<p>2 前項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例<u>または</u>第5条の4に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用することはしない。</p>												
<p>(団体一括支払に関する特例)</p> <p>第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が、<u>別に定める放送受信料免除の基準の「全額免除」が適用される者を除いて</u>15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、<u>第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、放送受信料額から、1件あたり月額200円を減じて支払うものとする。</u><u>ただし、12か月前払により放送受信料を支払う場合は、1件あたり年額2,420円を減じて支払うものとする。</u></p>	<p>(団体一括支払に関する特例)</p> <p>第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、<u>訪問集金による放送受信料額から、1件あたり月額250円を減じて支払うものとする。</u></p>												
<p>2 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表者を通じ支払う放送受信料について、放送受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額は、<u>前項に定める額に次条に定める減額分を加算したものとする。</u></p>	<p>2 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表者を通じ支払う放送受信料について、<u>訪問集金による放送受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額は、250円に次条第1項の表または別表2に定める額を加算したものとする。</u></p>												

<p>3 第1項の団体一括支払に関する特例は、第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用することはしない。</p>	<p>(新設)</p>								
<p>(同一生計支払に関する特例(家族割引))</p>	<p>(同一生計支払に関する特例(家族割引[学生][単身赴任]))</p>								
<p>第5条の4 住居に設置した受信機についての放送受信契約を締結している者が、本条の特例を受けることなく放送受信料を支払う場合で、その放送受信契約者またはその者と生計をともにする者が別の住居に設置した受信機について放送受信契約を締結し、当該契約について所定の手続きを行なうときは、当該契約について、放送受信料額から、第5条に定める放送受信料額の半額を減じて支払うものとする。ただし、本条の特例は、いずれの放送受信契約についても第6条第3項に定める口座振替等により放送受信料を支払う場合にのみ適用する。</p>	<p>第5条の4 別に定める要件を備えた学生または単身赴任者で、その通学または通勤のための住居に設置した受信機について放送受信契約を締結した者(以下この項において「対象契約者」という。)が、口座振替等により放送受信料を支払う場合は、対象契約者またはその生計をともにする者が別の住居に設置した受信機について放送受信契約を締結し、口座振替等により本条の特例を受けることなくその放送受信料を支払うものである限り、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、対象契約者がその通学または通勤のための住居に設置した受信機についての放送受信料を、口座振替等による放送受信料額から、その契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。</p>								
<p>2 NHKは、前項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を放送受信契約者に求めることができる。放送受信契約者が要求された資料を提出しない場合、もしくは当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、NHKは、前項に定める特例を適用しないことができる。</p>	<table border="1" data-bbox="913 1273 1453 1473"> <thead> <tr> <th></th> <th>減ずる月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上契約</td> <td>445円</td> </tr> <tr> <td>衛星契約</td> <td>760円</td> </tr> <tr> <td>特別契約</td> <td>335円</td> </tr> </tbody> </table>		減ずる月額	地上契約	445円	衛星契約	760円	特別契約	335円
	減ずる月額								
地上契約	445円								
衛星契約	760円								
特別契約	335円								
<p>3 第1項に定める特例を適用された放送受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。</p>	<p>2 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額から、前項の規定に基づきその契約種別に応じて減ずる月額は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表2に掲げる額とする。</p>								
<p>4 NHKは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に遡り、第1項に定める特例を適用しないことができる。</p>									

(事業所契約に関する特例)	(新設)
<u>第5条の5 事業所等住居以外の場所に設置する受信機について放送受信契約を締結する場合において、1の者が、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な放送受信契約を締結しており、その契約件数が別に定める放送受信料免除の基準の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き合計2件以上であり、支払期間を同じくして一括して放送受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機についての放送受信契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、放送受信料額から、第5条に定める放送受信料額の半額を減じて支払うものとする。この場合、除外する1件については、放送受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用する。</u>	
<u>2 前項において敷地とは、1の建築物または用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。</u>	
<u>3 NHKは、第1項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を放送受信契約者に求めることができる。放送受信契約者が要求された資料を提出しない場合、もしくは当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、NHKは、第1項に定める特例を適用しないことができる。</u>	
<u>4 第1項に定める特例を適用された放送受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。</u>	
<u>5 NHKは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載</u>	

<p><u>の内容に変更が生じたと認められる時に遡り、第1項に定める特例を適用しないことができる。放送受信契約者が特例の適用された放送受信料を別に定める期限までに支払わない場合は、NHKは、当該請求期間および当該請求期間後の放送受信料に関して第1項に定める特例を適用しないことができる。</u></p>	
<p>(放送受信料の支払方法)</p> <p>第6条 放送受信料の支払いは、次の各期に、当該期分を一括して行なわなければならぬ。</p> <p>第1期 (4月および5月) 第2期 (6月および7月) 第3期 (8月および9月) 第4期 (10月および11月) 第5期 (12月および1月) 第6期 (2月および3月)</p> <p>2 放送受信契約者は、前項によるほか、当該期の翌期以降の期分の放送受信料を支払うことができる。ただし、当該期以降6か月分または12か月分の放送受信料を一括して前払するときは、期別の支払いによらないことができる。</p> <p>3 放送受信料は、<u>次に定める口座振替、クレジットカード継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はNHKが負担する。</u></p> <p>(1) 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。</p> <p>(2) クレジットカード継続払 NHKの指定するクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。</p> <p>(3) 継続振込 NHKの指定する金融機関、</p>	<p>(放送受信料の支払方法)</p> <p>第6条 放送受信料の支払いは、次の各期に、当該期分を一括して行なわなければならない。</p> <p>第1期 (4月および5月) 第2期 (6月および7月) 第3期 (8月および9月) 第4期 (10月および11月) 第5期 (12月および1月) 第6期 (2月および3月)</p> <p>2 放送受信契約者は、前項によるほか、当該期の翌期以降の期分の放送受信料を支払うことができる。ただし、当該期以降6か月分または12か月分の放送受信料を一括して前払するときは、期別の支払いによらないことができる。</p> <p>3 放送受信料は、<u>口座振替等により支払うほか、放送受信契約者の住所または放送受信契約者があらかじめ放送局に申し出た場所でNHKの集金取扱者に支払うことができる。ただし、訪問集金の場合において、NHKのつごうにより振替払込による支払い(以下「一時振込」という。)またはクレジットカードによる支払い('クレジットカード一時払'といふ。)を求めたときは、これにより支払うことができるものとし、この場合、一時振込の振替手数料は、NHKが負担する。</u></p>

<p><u>郵便局またはコンビニエンスストア等において、NHKが定期的に送付する払込用紙を用いて、NHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。(以下口座振替、クレジットカード継続払および継続振込を「口座振替等」という。)</u></p>	
<p><u>4 前項に定めるほか、放送受信料は、NHKの指定する金融機関等を通じてまたはNHKの指定する場所で支払うことができる。また、重度の障害により継続振込による支払いが困難な者等、別に定める要件を備えた放送受信契約者は、その者の住所またはその者があらかじめ放送局に申し出た場所で支払うことができる。(以下これらの支払い方法を「他の支払方法」という。)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>5 放送受信契約者が口座振替により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料口座振替利用届をあらかじめNHKに提出しなければならない。</u></p>	<p><u>4 放送受信契約者が口座振替により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料口座振替利用届をあらかじめNHKに提出しなければならない。</u></p>
<p><u>6 口座振替による支払いは、前項に定める放送受信料口座振替利用届をNHKが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分(放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の放送受信料について取り扱うものとする。</u></p>	<p><u>5 口座振替による支払いは、前項に定める放送受信料口座振替利用届をNHKが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分(放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の放送受信料について取り扱うものとする。</u></p>
<p><u>7 口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかつたとき(次項の場合を除く。)は、放送受信契約者は、当該請求期間分は他の支払方法により支払わねばならず、当該請求期間後の放送受信料については継続振込により支払うものとする。</u></p>	<p><u>6 口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかつたとき(次項の場合を除く。)または継続振込の支払期日までに払込みが行なわれなかつたときは、放送受信契約者は、当該請求期間以降分について、訪問集金による放送受信料額を訪問集金により支払わなければならない。</u></p>
<p><u>8 口座振替の指定日において、残高の不足に</u></p>	<p><u>7 口座振替の指定日において、残高の不足に</u></p>

<p>より所定の放送受信料額を振り替えることができなかった場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかったときは、放送受信契約者は、当該請求期間分について、<u>その他の支払方法</u>により支払わなければならない。当該請求期間後の放送受信料については、<u>別に定める場合を除き、口座振替による支払いを継続する。</u></p>	<p>より所定の放送受信料額を振り替えることができなかった場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかったときは、放送受信契約者は、当該請求期間分について、<u>訪問集金による放送受信料額を訪問集金により支払わなければならぬ</u>。当該請求期間後の放送受信料については、<u>口座振替による支払いを継続するが、別に定める場合は、その期間についても、訪問集金による放送受信料額を訪問集金により支払わなければならぬ</u>。</p>
<p>9 放送受信料を継続振込により支払う放送受信契約者は、金融機関、郵便局<u>またはコンビニエンスストア等</u>において払込む方法に代えて、クレジットカードにより支払うことができる。</p>	<p>8 放送受信料を継続振込により支払う放送受信契約者は、金融機関、郵便局等において払込む方法に代えて、クレジットカードにより支払うことができる。</p>
<p>10 放送受信契約者がクレジットカード継続払により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料クレジットカード継続払利用申込書をあらかじめNHKに提出しなければならない。NHKは、その放送受信料クレジットカード継続払利用申込書に記載された内容により立替払いが可能であることをクレジットカード会社に確認した上で受理する。</p>	<p>9 放送受信契約者がクレジットカード継続払により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料クレジットカード継続払利用申込書をあらかじめNHKに提出しなければならない。NHKは、その放送受信料クレジットカード継続払利用申込書に記載された内容により立替払いが可能であることをクレジットカード会社に確認した上で受理する。</p>
<p>11 クレジットカード継続払による支払いは、前項に定める放送受信料クレジットカード継続払利用申込書をNHKが受理した月の属する期の翌期以降の期分(放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の放送受信料について取り扱うものとする。</p>	<p>10 クレジットカード継続払による支払いは、前項に定める放送受信料クレジットカード継続払利用申込書をNHKが受理した月の属する期の翌期以降の期分(放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の放送受信料について取り扱うものとする。</p>
<p>12 NHKがクレジットカード会社に所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかつたとき、または、NHKが所定の放送受信料額を請求する前に、クレジットカード会社から放送受信料を請求され</p>	<p>11 NHKがクレジットカード会社に所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかつたとき、または、NHKが所定の放送受信料額を請求する前に、クレジットカード会社から放送受信料を請求され</p>

<p>ても立替払いができないと通知を受けたときは、放送受信契約者は、<u>当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならず、当該請求期間後の放送受信料については継続振込により支払うものとする。</u></p>	<p>ても立替払いができないと通知を受けたときは、放送受信契約者は、<u>当該請求期間以降分について、訪問集金による放送受信料額を訪問集金により支払わなくてはならない。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(放送受信契約者の表示)</u></p> <p><u>第7条 放送受信契約者には、その放送受信契約の種別ごとに別に定める放送受信章を交付する。</u></p> <p><u>2 放送受信章は、住居の入口等外部から見やすいところに表示するものとする。</u></p> <p><u>3 放送受信章を紛失または破損したときは、その旨を放送局に申し出て、再交付を受けるものとする。</u></p>
<p>(受信機の設置等の確認措置)</p> <p><u>第7条 NHKは、受信機(衛星系によるテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。)を設置した者にその設置の旨をNHKに連絡するよう促す文字(以下「メッセージ」という。)を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。</u></p> <p>2 NHKは、受信機を設置した者から以下の各号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、メッセージを表示しない措置をとるものとする。</p> <p>(1) 受信機の設置者の氏名および住所</p> <p>(2) 受信機に使用する集積回路内蔵型カード(以下「ICカード」という。)のカード識別番号(以下「ID番号」という。)</p> <p>(3) 受信機を第1号の住所以外の場所に設置した場合はその場所</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに掲げる理由により、NHKにおいて前項各号に掲げる事項の1に該当する事実</p>	<p>(受信機の設置等の確認措置)</p> <p><u>第7条の2 NHKは、受信機(衛星系によるテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。)を設置した者にその設置の旨をNHKに連絡するよう促す文字(以下「メッセージ」という。)を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。</u></p> <p>2 NHKは、受信機を設置した者から以下の各号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、メッセージを表示しない措置をとるものとする。</p> <p>(1) 受信機の設置者の氏名および住所</p> <p>(2) 受信機に使用する集積回路内蔵型カード(以下「ICカード」という。)のカード識別番号(以下「ID番号」という。)</p> <p>(3) 受信機を第1号の住所以外の場所に設置した場合はその場所</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに掲げる理由により、NHKにおいて前項各号に掲げる事項の1に該当する事実</p>

<p>を確認できない場合には、NHKは第1項の措置をとができるものとする。</p> <p>(1) 前項の連絡を受けた事項の内容が事実に相違すること</p> <p>(2) 前項の連絡の後、受信機に使用するICカードのID番号を変更したこと</p> <p>(3) 前項の連絡の後、放送受信契約を締結するまでの間において、同項第1号の住所または同項第3号の場所に変更が生じたこと。</p> <p>4 第1項および前項の措置は、第3条第1項ただし書に規定する場合および放送受信契約が解約となった者が再び受信機を設置した場合についても、とphetことができるものとする。</p>	<p>を確認できない場合には、NHKは第1項の措置をとphetことができるものとする。</p> <p>(1) 前項の連絡を受けた事項の内容が事実に相違すること</p> <p>(2) 前項の連絡の後、受信機に使用するICカードのID番号を変更したこと</p> <p>(3) 前項の連絡の後、放送受信契約を締結するまでの間において、同項第1号の住所または同項第3号の場所に変更が生じたこと。</p> <p>4 第1項および前項の措置は、第3条第1項ただし書に規定する場合および放送受信契約が解約となった者が再び受信機を設置した場合についても、とphetetylhet能够在ものとする。</p>
<p>(放送受信契約の解約)</p> <p>第9条 放送受信契約者が受信機を廃止することにより、放送受信契約を要しないこととなつたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。</p> <p>2 放送受信契約の解約の日は、前項の届け出があった日とする。ただし、非常災害により前項の届け出をすることができなかつたものと認めるときは、当該非常災害の発生の日とすることがある。</p>	<p>(放送受信契約の解約)</p> <p>第9条 放送受信契約者が受信機を廃止することにより、放送受信契約を要しないこととなつたときは、<u>放送受信章を添えて</u>、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。</p> <p>2 放送受信契約の解約の日は、前項の届け出があった日とする。ただし、非常災害により前項の届け出をすることができなかつたものと認めるときは、当該非常災害の発生の日とすることがある。</p>
<p>(放送受信料の精算)</p> <p>第11条 放送受信契約が解約となり、または放送受信料が免除された場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額があるときは、これを返れいする。この場合、第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者に対し返れいする過払額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 経過期間が6か月に満たない場合には、支払額から経過期間に対する放送受信料額を差し引いた残額</p>	<p>(放送受信料の精算)</p> <p>第11条 放送受信契約が解約となり、または放送受信料が免除された場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額があるときは、これを返れいする。この場合、第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者に対し返れいする過払額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 経過期間が6か月に満たない場合には、支払額から経過期間に対する放送受信料額を差し引いた残額</p>

<p>(2) 経過期間が6か月以上である場合には、支払額から経過期間に対し支払うべき額につき、第5条第1項または第2項に定める前払額により支払ったものとみなして算出した額を差し引いた残額</p> <p>2 放送受信契約の種別、<u>前条の適用または第5条の2から第5条の5までの特例の適用</u>に変更があった場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額または不足額があるときは、精算して、返れいしまたは追徴する。</p> <p>3 放送受信料が支払われた期間の放送受信料について、その料額の改定があったときは、改定額により精算して、返れいしまたは追徴する。</p>	<p>(2) 経過期間が6か月以上である場合には、支払額から経過期間に対し支払うべき額につき、第5条第1項または第2項に定める前払額により支払ったものとみなして算出した額を差し引いた残額</p> <p>2 放送受信契約の種別に変更があった場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額または不足額があるときは、精算して、返れいしまたは追徴する。</p> <p>3 放送受信料が支払われた期間の放送受信料について、その料額の改定があったときは、改定額により精算して、返れいしまたは追徴する。</p>
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成20年10月1日から施行する。ただし、<u>第5条の2第2項、第5条の3第3項、第5条の4、および第5条の5</u>については平成21年2月1日から施行し、平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間は、<u>変更前の規約の第5条の2第2項、第5条の4および別表2</u>はなお効力を有する。この場合において、<u>第5条の4の規定中「口座振替等による放送受信料額」を「放送受信料額」と読み替える。</u></p> <p>(家族割引〔学生〕〔単身赴任〕に関する経過措置)</p> <p>2 <u>変更前の規約に定める家族割引〔学生〕〔単身赴任〕の適用を平成21年1月31日の時点で受けている放送受信契約については、この規約の家族割引を適用する。</u></p> <p>(普通契約または衛星普通契約に関する経過措置)</p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成19年10月1日から施行する。ただし、<u>付則第3項</u>については、平成19年6月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規約施行の際、<u>変更前の規約の規定によりカラー契約または普通契約を締結している者もしくは衛星カラー契約または衛星普通契約を締結している者</u>は、この規約施行の日に<u>地上契約または衛星契約にそれぞれ変更したもの</u>とみなす。</p> <p>3 平成19年6月1日から平成19年9月30日までの間ににおいて普通契約または衛星普通契</p>

3 変更前の規約の付則に規定する経過措置適用者については、当分の間、平成18年4月1日から平成19年9月30日までの間に施行された規約の契約種別に関する規定を適用し、放送受信料額についてはその規約に定める口座振替等の額を適用する。ただし、放送受信料の支払方法についてはこの規約を適用し、経過措置適用者が放送受信契約の種別を変更するときも、この規約を適用する。

約を締結している者については、平成19年9月30日までの間に、NHKが定める経過措置適用申請書をNHKに提出し、平成19年10月1日になお白黒テレビジョン受信機のみを設置している場合は、平成19年10月1日以降も、当分の間、変更前の規約の契約種別および受信料額に関する規定を適用する。NHKは、この適用について、必要な確認を行なうことができる。(以下、この適用を受ける者を「経過措置適用者」という。)

4 経過措置適用者が放送受信契約の種別を変更するときは、前項の規定にかかわらず、この規約を適用する。

別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額
(第5条第2項関係)

種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,190円	6,810円	13,280円
衛星契約	2,135円	12,250円	23,890円

(削除)

別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額
(第5条第2項関係)

種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座振替等	1,190円	6,810円	13,280円
	訪問集金	1,240円	7,110円	13,860円
衛星契約	口座振替等	2,135円	12,250円	23,890円
	訪問集金	2,185円	12,550円	24,470円

別表2 沖縄県の区域内に居住する者の同一生計支払に関する特例における契約種別に応じて減ずる月額(第5条の4第2項関係)

	減ずる月額
地上契約	395円
衛星契約	705円

訪問集金の廃止

1 施策の概要

現在の支払方法(口座振替、クレジットカード継続払、継続振込、訪問集金)のうち、訪問集金を廃止し、受信料額について、現在の「口座振替等」の額(地上契約の場合、月額1,345円)に一本化する。

2 目的

「訪問集金」に要する経費を削減するとともに、そのために必要とした要員を契約取次・未収対策業務に振り向け、効果的・効率的な契約収納体制を構築し、受信料の公平負担の徹底を図る。

3 受信規約の主な変更内容

(1) 放送受信料額表から「訪問集金」を含む支払区分を削除、契約種別に対する料額を一本化(第5条第1項)

種 別	月 額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,345円	7,650円	14,910円
衛星契約	2,290円	13,090円	25,520円
特別契約	1,005円	5,730円	11,180円

種 別	支 払 区 分	月 額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座振替等	1,345円	7,650円	14,910円
	訪問集金	1,395円	7,950円	15,490円
衛星契約	口座振替等	2,290円	13,090円	25,520円
	訪問集金	2,340円	13,390円	26,100円
特別契約	口座振替等	1,005円	5,730円	11,180円
	訪問集金	1,055円	6,030円	11,760円

(2) 身体の不自由な方について、現行と同様に訪問集金が可能となるよう特例措置を規定(第6条第4項)

- ✓ 重度の障害により継続振込による支払いが困難な者等、別に定める要件を備えた放送受信契約者は、その者の住所またはその者があらかじめ放送局に申し出た場所で支払うことができる、と規定

事業所契約に関する特例

1 施策の概要

事業所を対象に、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な放送受信契約を締結していること等を条件に、2契約目以降の放送受信料の半額を割引く。

2 目的

事業所の負担のあり方について、社会状況の変化を踏まえて見直す(※)とともに、事業所の契約数の増加による公平負担の徹底を図る。

※事業所の場合、受信機の設置場所（部屋等）ごとに受信契約が必要であるが、世帯は何台設置しても1契約であり、テレビ普及が進んだ現在、事業所の負担感が大きくなっている。

3 受信規約の主な変更内容

(1) 同一敷地内の複数の受信契約について、全ての放送受信料を適正に支払う場合、2契約目以降を半額割引
(第5条の5第1項)

- ✓ 事業所等住居以外の場所に設置する受信機について、1の者が同一敷地内に設置した受信機すべてについて放送受信契約を締結し、有料契約2件以上を一括して支払う場合に、同一敷地内に設置した受信機の放送受信契約のうち1件を除外して放送受信料額の半額を減じて支払う、と規定

(2) 以下の規定を設けることにより、適正な支払いを確保(第5条の5第3項、4項、5項)

- ✓ NHKは、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を放送受信契約者に求めることができる。資料を提出しない場合、申込書記載の内容を確認できない場合には、特例を適用しないことができる。(第3項)
- ✓ 申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに届け出なければならない。(第4項)
- ✓ 申込書記載の内容に虚偽があることまたは内容変更の届け出がないことが判明した場合、遡って特例を適用しないことができる。(第5項)
- ✓ 放送受信料を期限までに支払わない場合は、特例を適用しないことができる。(第5項)

同一生計支払に関する特例

1 施策の概要

現行の学生または単身赴任者を対象に適用している家族割引〔学生〕〔単身赴任〕について、広く同一生計で複数の住居で締結される放送受信契約に適用を拡大。

割引率についても「複数支払い」に対する特例という事業所割引との共通点に着目し、33%から受信料額の半額に改める。

2 目的

同一生計における複数支払いの特例(家族割引〔学生〕〔単身赴任〕)について、適用範囲・割引額を拡大する。

3 受信規約の主な変更内容

家族割引の拡大(第5条の4)

- ✓ 放送受信契約を締結している者が、特例を受けることなく放送受信料を支払う場合、受信契約者またはその者と生計をともにする者が別の住居に設置した受信機について、放送受信契約を締結し、所定の手続きを行なうときは、放送受信料額の半額を減じて支払う、と規定

放送受信章の廃止

1 施策の概要

携帯端末の導入により、放送受信章に頼らずに受信契約の有無を確認できるようになったことを踏まえ、受信契約の有無の確認を目的に住居の入口等に表示してきた放送受信章を廃止する。

2 受信規約の主な変更内容

■ 「放送受信契約者の表示」条項を削除(第7条)

(放送受信契約者の表示)

- 第7条 放送受信契約者には、その放送受信契約の種別ごとに別に定める放送受信章を交付する。
- 2 放送受信章は、住居の入口等外部から見やすいところに表示するものとする。
 - 3 放送受信章を紛失したときは、その旨を放送局に申し出て、再交付を受けるものとする。

□ 放送受信章

地上契約用放送受信章



衛星契約用放送受信章



※以下の放送受信章は「受理月」シール付き
(受理月シールは17年度末で使用中止)

○ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

(受信契約及び受信料)

第三十二条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

- 2 協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。
- 3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。
これを変更しようとするときも同様とする。

(電波監理審議会への諮問)

第五十三条の十 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第九条第七項（第三十三条第三項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協会の認可）、同条第八項（任意的業務の認可）、第九条の二（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第九条の四第一項（委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定）、第十一条第二項（定款変更の認可）、第三十二条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第三十三条第一項（国際放送等の実施の命令）、第三十四条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第三十七条の二第一項（収支予算等の認可）、第四十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第四十七条（放送設備の譲渡等の認可）、第五十条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十二条の四第一項（有料放送の役務の料金の認可）、同条第四項（有料放送の役務の契約約款の認可）、第五十二条の七（有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令）、第五十二条の十一（受託放送役務の提供条件の変更命令）、第五十二条の十三第一項（委託放送業務に関する認定）、第五十二条の十七第一項（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）（委託放送事項の変更の許可）又は第五十三条第一項（センターの指定）の規定による処分をしようとするとき。

三～六 (略)

2 (略)

○ 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

(契約条項の認可申請)

第七条 法第三十二条第三項の規定により認可を受けようとするときは、申請書に左に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 設定又は変更しようとする契約条項
- 二 設定又は変更しようとする理由
- 三 契約条項の設定又は変更によって事業収支に影響を及ぼすときは、その計算又は説明
- 四 実施しようとする期日

電波監理審議会会長会見用資料

平成 20 年 3 月 12 日

日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可について
(平成 20 年 3 月 12 日 諮問第 17 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局放送政策課

(飯嶋課長補佐、田口係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可について

1 申請の概要

日本放送協会から、放送法（昭和25年法律第132号）第32条第2項の規定に基づき、以下のとおり、日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可申請があった。

（1）受信料免除基準の変更案

別紙のとおり

（2）受信料免除基準の変更の概要及び理由

① 障害者の免除適用範囲の拡大

法改正等により障害者の範囲が拡大されてきた経緯をふまえ、障害者の免除について、障害者基本法（昭和45年法律84号）に定める「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」のすべてを対象とともに、全額免除適用における「生活状態」の条件を「世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合」に統一するため、規定の整備を行う。

② 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）」の改正法施行に伴う規定整備

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」の改正法施行により、永住帰国し生活保護を受けている中国残留邦人等は、当該改正法に基づく支援給付を受ける一方、生活保護の対象から外れる。これにより、生活保護のため受信料免除になっていた中国残留邦人等は、その免除事由を失うことになるが、引き続き全額免除の対象とするため、規定の整備を行う。

（3）受信料の免除が事業収支に及ぼす影響

① 障害者の免除適用範囲の拡大

減収額 10.3億円 支出額 影響を及ぼすものではない

② 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）」の改正法施行に伴う規定整備

事業収支に影響を及ぼすものではない

(4) 実施しようとする時期

平成20年10月1日から施行する。

ただし、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」に関する規定は、平成20年4月1日から適用する。

2 検討結果

本件申請内容は、電波監理審議会への諮問・答申を経て、総務大臣の意見を附して、2月8日に国会に提出した日本放送協会平成20年度事業計画に盛り込まれている「障害者に対する受信料免除の適用範囲の拡大」を実施するために必要な放送受信料免除基準の規定の変更を行うものであり、国会が日本放送協会の平成20年度事業計画を承認した場合は、本申請を認めるることは適当である。

また、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」の改正法施行に伴う規定の整備は、これまで全額免除の対象となっていた中国残留邦人等が改正法施行後においても、引き続き全額免除を受けることができるよう放送受信料免除基準の規定の変更を行うものであり、必要かつ適当なものと認められる。

障害者に対する受信料免除の適用範囲拡大①

1 目的

障害者基本法の改正等により障害者の範囲が拡大されてきた経緯を踏まえ、適用対象となる障害者の範囲を拡大するとともに、障害の種類ごとに異なっている適用条件の統一化を図る。

2 実施内容

■全額免除（障害者を構成員に有する世帯の生活状態が一定の条件を充たす場合）

- ◊適用対象に、「精神障害者」「重度以外の知的障害者」を追加（障害者基本法に定める全ての障害者に対象を拡大）
- ◊適用条件（=生活状態）について、「世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合」に統一

■半額免除（重度障害者等が世帯主である場合）

- ◊適用対象に、以下を追加（注）現在は「視覚・聴覚障害者」及び「重度のし体不自由者」が世帯主である場合に限定
① 「内部機能障害等による重度の身体障害者」（注）現在は「重度のし体不自由者」に限定
② 「重度の知的障害者」
③ 「重度の精神障害者」
- ◊重度の障害者が世帯主の場合全てに対象を拡大

平成20年10月1日から実施予定

3 施策効果

- ◆ 受信料収入の減少：年間約20億円の減少（全額免除約6億円、半額免除約14億円の減少）
(注) 平成20年度については、10月1日からの実施のため、減収見込みは約10億円
- ◆ 免除対象の拡大等 ①全額免除の対象件数：約4万件の増
②半額免除の対象件数：約17万件の増

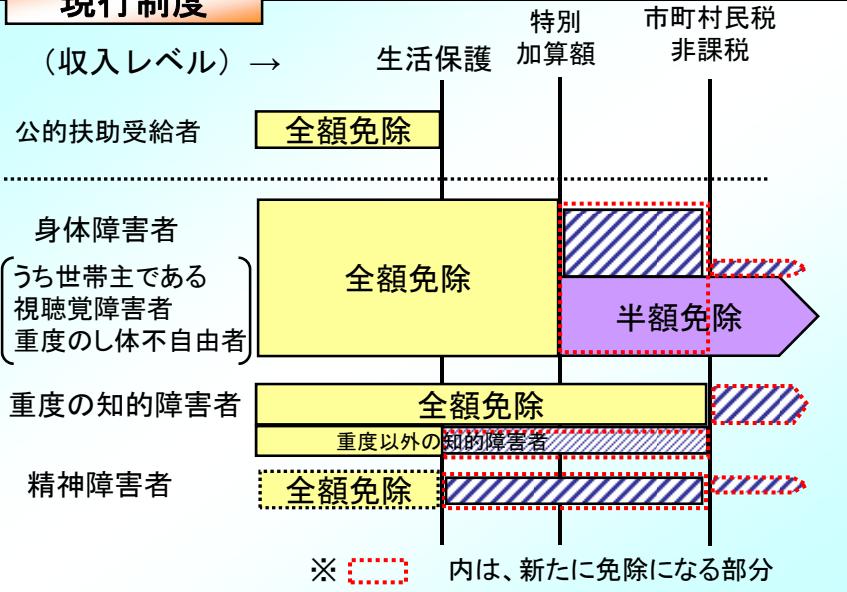
障害者に対する受信料免除の適用範囲拡大②(現行制度との比較)

○現在の契約者のうち、

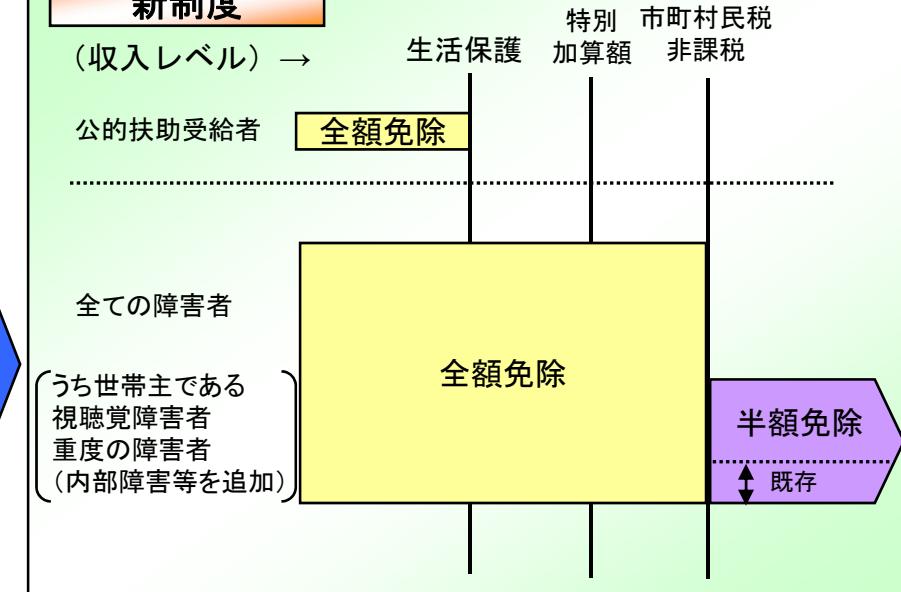
- ・新たに全額免除となる件数は約4万件(全額有料 → 全額免除 3万件増加、半額免除 → 全額免除 1万件増加)
- ・新たに半額免除となる件数は約17万件(身体障害者のうち内部障害等を追加したことによる増加等)

○半額免除について、約1万件の新規契約を見込む

現行制度



新制度



	全額免除 【障害者を世帯構成員に有する場合】		半額免除 【障害者が世帯主の場合】	
	現行の基準	新たな基準	現行の基準	新たな基準
身体障害者	生活保護法による最低生活費の額に身体障害者特別加算額を加算した額の費用によって當まれる世帯	世帯構成員全員が市町村民税非課税	・視覚・聴覚障害者 ・重度のし体不自由者	・視覚・聴覚障害者(変更なし) ・重度の身体障害者 (内部障害等を追加)
知的障害者	重度の知的障害者を構成員に有する世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税	世帯構成員全員が市町村民税非課税	適用外	重度の知的障害者
精神障害者	公的扶助受給者として適用 生活保護法に規定する 援護を受けている者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	適用外	重度の精神障害者

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律 に伴う規定の整備

中国残留邦人等

- * 今次の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた人々。
- * 永住帰国者数は約6000人。平均年齢70歳。全体の6割が生活保護世帯。
- * 高齢、言葉の問題等により就労率が低い。年金額も少ない。国家賠償を求める集団訴訟が多数発生。



平成19年12月 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の改正法(「改正支援法」)成立

「日本人としての義務教育が受けられなかった」「日本の高度経済成長の恩恵を享受できず、老後の蓄えが不十分」といった中国残留邦人等が置かれている特別の事情に鑑み、法改正を実施

- * 生活保護法に基づく「扶助」に代わり、改正支援法に基づく「支援給付」を実施。
- * 支援給付の施行は平成20年4月1日（法律の施行は平成20年1月1日）



これまで生活保護を受給している中国残留邦人は、改正支援法に基づく支援給付の対象となり、生活保護法に基づく保護の対象から外れるとともに、受信料の全額免除の対象からも外れることとなる。



このため、中国残留邦人等が、引き続き全額免除の適用を受けることができるよう受信料免除基準の規定の整備を行う。

日本放送協会放送受信料免除基準 新旧対照表

(_____部分は、変更部分)

変更後	現行規定
日本放送協会放送受信規約第10条第1項に定める放送受信料免除の基準は、次のとおりとする。	日本放送協会放送受信規約第10条第1項に定める放送受信料免除の基準は、次のとおりとする。
1 全額免除 (社会福祉施設) (1) (略)	1 全額免除 (社会福祉施設) (1) (略)
(学校) (2) (略)	(学校) (2) (略)
(公的扶助受給者) (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する扶助_らい予防法の廃止に関する法律(平成8年法律第28号)に規定する援護または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に規定する支援給付を受けている者が受信機を設置して締結する放送受信契約	(公的扶助受給者) (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する扶助またはらい予防法の廃止に関する法律(平成8年法律第28号)に規定する援護を受けている者が受信機を設置して締結する放送受信契約
(市町村民税非課税の障害者) (4) 別表3に掲げる障害者を構成員とする世帯で、その構成員の全員が市町村民税(特別区民税を含む。)非課税の措置を受けている場合、当該世帯の構成員のいずれかの者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約	(身体障害者) (4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を所持する身体障害者を構成員に有する世帯(ただし、福祉事務所長または町村長が、生活保護法による保護の基準の最低生活費の額に身体障害者福祉法に基づく身体障害者特別加算額を加算した額の費用によって當まれる生活状態以下と認める世帯に限る。)で、その世帯に属する身体障害者またはその者を世帯構成員に有する者が、その住居に受信機を設置して締結する放送受信契約
(社会福祉事業施設入所者) (5) (略)	(社会福祉事業施設入所者) (5) (略)

(削除)	(市町村民税非課税の重度の知的障害者) <p>(6) 所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された者(以下「知的障害者」という。)を構成員に有する世帯で、かつその世帯を構成するすべての者が市町村民税(特別区民税を含む。)非課税の場合、その世帯に属する知的障害者またはその者を世帯構成員に有する者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約</p>
(災害被災者)	(災害被災者)
(6) 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約。この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属する月およびその翌月の2か月間とする。	(7) 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約。この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属する月およびその翌月の2か月間とする。
(7) (6)によるもののほか、非常災害があった場合において、免除すべき放送受信契約の範囲および免除の期間につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたもの	(8) (7)によるもののほか、非常災害があった場合において、免除すべき放送受信契約の範囲および免除の期間につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたもの
2 半額免除 (視覚、聴覚障害者)	2 半額免除 (視覚、聴覚障害者)
(1) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する視覚障害者または聴覚障害者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約	(1) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する視覚障害者または聴覚障害者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約
(重度の障害者)	(重度のし体不自由者)
(2) 別表4に掲げる重度の障害者((1)に該当する者を除く。)で、住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置	(2) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する者のうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の障

<p>して締結する放送受信契約</p> <p>(重度の戦傷病者) (3) (略)</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この基準は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第1項(3)のうち、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている者が受信機を設置して締結する放送受信契約については、平成20年4月1日から適用する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成19年4月20日において、その前日まで施行された基準に該当する施設で、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の附則の規定により従前の例により運営ができるものは、その運営ができる日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 この基準の施行日の前日に変更前の基準第1項(4)により放送受信料が免除されている放送受信契約で、この基準第1項(4)によれば放送受信料の免除を受けられないものは、当分の間、なお従前の例による。</p> <p>別表1(略) 別表2(略) 別表3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">障 害 者</td> <td colspan="2">(身体障害者)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を所持する身体障害者</td> </tr> </table>	障 害 者	(身体障害者)		1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を所持する身体障害者		<p><u>害等級1級または2級に該当する重度のし 体不自由者で、住民基本台帳法にいう世 帯主である者がその住居に受信機を設置し て締結する放送受信契約</u></p> <p>(重度の戦傷病者) (3) (略)</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この基準は、平成19年4月20日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この基準の施行日に改正前の基準に該当する施設で、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の附則の規定により従前の例により運営することができるものは、その運営ができる日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>別表1(略) 別表2(略) (新設)</p>
障 害 者		(身体障害者)				
	1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を所持する身体障害者					

障害者	<p>(知的障害者)</p> <p>2 <u>所得税法(昭和40年法律第33号)</u> <u>または地方税法(昭和25年法律第226号)</u>に規定する障害者のうち、 <u>児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された者</u></p> <p>(精神障害者)</p> <p>3 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)</u>に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者</p>	
重度の障害者	<p>(重度の身体障害者)</p> <p>1 <u>身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する者のうち、障害等級が1級または2級である重度の身体障害者</u></p> <p>(重度の知的障害者)</p> <p>2 <u>所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された者</u></p> <p>(重度の精神障害者)</p> <p>3 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、障害等級が1級である重度の精神障害者</u></p>	(新設)

○ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

(受信契約及び受信料)

第三十二条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

- 2 協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。
- 3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(電波監理審議会への諮問)

第五十三条の十 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第九条第七項（第三十三条第三項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協会の認可）、同条第八項（任意的業務の認可）、第九条の二（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第九条の四第一項（委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定）、第十一条第二項（定款変更の認可）、第三十二条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第三十三条第一項（国際放送等の実施の命令）、第三十四条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第三十七条の二第一項（収支予算等の認可）、第四十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第四十七条（放送設備の譲渡等の認可）、第五十条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十二条の四第一項（有料放送の役務の料金の認可）、同条第四項（有料放送の役務の契約約款の認可）、第五十二条の七（有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令）、第五十二条の十一（受託放送役務の提供条件の変更命令）、第五十二条の十三第一項（委託放送業務に関する認定）、第五十二条の十七第一項（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）（委託放送事項の変更の許可）又は第五十三条第一項（センターの指定）の規定による処分をしようとするとき。

- 三～六 (略)

- 2 (略)

○ 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

(受信料免除基準の認可申請)

第四条 法第三十二条第二項の認可を受けようとするときは、申請書に左に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 受信料免除の基準
- 二 受信料免除の理由
- 三 受信料の免除が事業収支に及ぼす影響に関する計算又は説明
- 四 実施しようとする期日

資料 10

電波監理審議会会長会見用資料

平成 20 年 3 月 12 日

放送法第 9 条第 2 項第 2 号の業務の基準に関する認可について (平成 20 年 3 月 12 日 諮問第 18 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局放送政策課

(飯嶋課長補佐、田口係長)

電話：03-5253-5778

放送法第9条第2項第2号の業務の基準に関する認可について

1 申請の概要

日本放送協会から、放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号。以下「改正法」という。）による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）第9条第9項の規定に基づき、以下のとおり、新放送法第9条第2項第2号の業務の基準の認可申請があった。

なお、改正法附則第2条において、同法の施行前においても、新放送法第9条第9項の認可及び同法第53条の10の規定による電波監理審議会への諮問を行うことができるとされている。

（1）制定しようとする基準

別紙のとおり

（2）制定しようとする理由及び概要

新放送法第9条第2項第2号の業務のうち、専ら受信料を財源として行うものを改正法の施行の日から実施するため、当該業務の基準を制定しようとするもの。

なお、新放送法第9条第2項第2号の業務のうち専ら受信料を財源として行うもの以外のもの（以下「番組アーカイブ業務」という。）については、当面の間実施しないこととし、本基準は、番組アーカイブ業務の開始にあたって、遅くとも平成20年11月までに見直すこととしている。

（3）実施予定期日

改正法の施行の日から実施する。

2 検討結果

新放送法においては、同法第9条第2項第2号に、協会の番組アーカイブをインターネット等により一般の利用に供する業務を追加するとともに、同業務を行うときは、同条第9項の規定に基づき、総務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならないとしている。

本件申請は、これに伴い、これまで協会が、改正前の放送法第9条第2項第2号に規定する「附帯業務」として、専ら受信料を財源として実施してきた、放送の補完利用としてのインターネット利用（以下「インターネット利用業務」という。）についても、新放送法第9条第2項第2号の業務に含まれることとなることから、改正法の施行後においても、引き続きインターネット利用業務を実施することができるよう、新放送法第9条第9項の認可を受けて、当該業務に関する基準を制定しようとするものである。

本基準は、インターネット利用業務に関する解釈指針として総務省が公表し

ている「日本放送協会のインターネット利用に関するガイドライン」と同等の内容を、新放送法第9条第2項第2号の業務のうち、専ら受信料を財源として行うものの基準として制定しようとするものであり、必要かつ適当な措置であると認められる。

放送法第9条第2項第2号業務の実施基準

放送法第9条第2項第2号の業務

協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料(これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。)を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること(放送及び有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第一項に規定する有線放送に該当するものを除く。)。

改正前

放送の補完利用としてのインターネット利用

附帯業務（第9条第2項第2号）

インターネットガイドライン

- ・既放送番組・番組関連情報
- ・年額10億円を上限
- ・放送番組終了後1週間程度

- ・災害・危機管理情報
- ・選挙情報
- ・国際情報発信(外国語によるもの)
- ・番組周知宣伝

改正後

第9条第2項第2号の業務

実施基準

【有料】

平成20年11月までに策定・基準見直し

【無料】

- ・既放送番組・編集上必要な資料
- ・年額10億円を上限
- ・放送番組終了後1週間程度

- ◇必要に応じ実施
- ・災害・危機管理情報
- ・選挙情報
- ・外国人向け情報の提供
- ・番組周知宣伝

放送法第9条第2項2号の業務の基準

既放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（放送法第9条第2項第2号。以下「本業務」という。）については、次の基準に従い実施する。

1. 本業務のうち専ら受信料を財源として行うもの

（1）提供する情報の形態

協会が放送した放送番組およびその編集上必要な資料（これらを編集したものと含む。）とする。

（2）規模

年額10億円程度を上限とする。（災害・危機管理情報、選挙情報、外国人向け情報の提供、番組の周知宣伝を除く。）

（3）態様

放送番組ごとにホームページを作成することとし、当該放送番組の終了後（シリーズものの放送番組については、当該シリーズの終了後）1週間程度とする。（災害・危機管理情報、選挙情報、外国人向け情報の提供、番組の周知宣伝を除く。）

（4）災害・危機管理情報、選挙情報、外国人向け情報の提供については、必要に応じ、積極的に実施する。

（5）番組の周知宣伝については、必要に応じ、適宜実施する。

2. 本業務のうち専ら受信料を財源として行うもの以外のもの（以下「番組アーカイブ業務」という。）

当面の間、実施しない。

3. 実施日

放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）の施行の日から実施する。

なお、本基準は、番組アーカイブ業務の開始にあたって、遅くとも平成20年11月までに見直すこととする。

放送法第9条第2項第2号に規定する「附帯業務」の解釈指針
(日本放送協会のインターネット利用に関するガイドライン)

【平成14年3月8日公表】

1. 目的

本解釈指針は、日本放送協会（以下「協会」という。）が放送法第9条第2項第2号に規定する「附帯業務」として、放送の補完利用としてのインターネット利用（災害・危機管理情報や選挙情報の提供、国際情報発信（外国語放送によるもの）を除く。以下、同じ。）を行う場合において、同号の解釈を示すことにより、協会の放送の補完利用としてのインターネット利用の在り方を明らかにすることを目的とする。

2. 協会の放送の補完利用としてのインターネット利用

協会が、放送法第9条第2項第2号に規定する「附帯業務」に基づき、放送の補完利用としてのインターネット利用を行う場合にあたっては、次のとおりとする。

(1) 提供する情報の形態

提供する情報の形態については、①協会が放送した番組（以下「二次利用」という。）、②放送番組をより良く理解するための情報（放送番組の制作過程において入手した放送番組の素材及びこれを加工して作成される情報、以下「番組関連情報」という。）とする。

(2) 規模

規模については、協会が行っているBSデータ放送の番組制作その他のインターネットによる情報提供と類似する業務の規模を参考に、年額10億円程度を上限とする。

(3) 態様

放送番組ごとにホームページを作成することとし、二次利用、番組関連情報のいずれについても、当該放送番組の終了後（シリーズものの放送番組については、当該シリーズの終了後）1週間程度とする。

(4) 分野

番組関連情報については、協会において、教育、福祉、医療、生活の分野から開始するものとする。

3. その他

本解釈指針については、今後の技術動向等も踏まえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

放送法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

○放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）（第一条関係）

	改 正 後	現 行
	<p>(業務)</p> <p>第九条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 次に掲げる放送による国内放送を行うこと。 　　イ 中波放送 　　ロ 超短波放送 　　ハ テレビジョン放送 二 テレビジョン放送による委託放送業務（受託国内放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させるものに限る。以下「委託国内放送業務」という。）を行うこと。 三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。 四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。 五 邦人向け委託協会国際放送業務及び外国人向け委託協会国際放送業務を行うこと。 <p>2 協会は、前項の業務のほか、第七条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものも含む。次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送及び有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第二百四十四号）第一条第一項に規定する有線放送に該当するものを除く。）。 	<p>(業務)</p> <p>第九条 (同上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 次に掲げる放送による国内放送を行うこと。 　　イ 中波放送 　　ロ 超短波放送 　　ハ テレビジョン放送 二 テレビジョン放送による委託放送業務（受託国内放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させるものに限る。以下「委託国内放送業務」という。）を行うこと。 三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。 四 国際放送及び委託協会国際放送業務を行うこと。 <p>2 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 前項の業務に附帯する業務を行うこと。</p>

三 既放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供すること。

四 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者又は外国有線放送事業者（外国において有線放送（公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）に提供すること（前号に掲げるものを除く。）。

五 前項の業務に附帯する業務を行うこと（前各号に掲げるものを除く。）。

六～八 （略）

9～8 （略）

9 協会は、第一項第一号の業務を行うときは、総務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

10～11 （略）

（電波監理審議会への諮問）

第五十三条の十 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第八条の二第一項（定款変更の認可）、第九条第八項（第三十二条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第九条第九項（提供基準の認可）、同条第十項（任意的業務の認可）、第九条の二の二（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第九条の四第一項（委

二 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者又は外国有線放送事業者（外国において有線放送（公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）に提供すること。

四～六 （同上）

3～7 （略）

8～9 （略）

（電波監理審議会への諮問）

第五十三条の十 （同上）

一 （同上）

二 第九条第七項（第三十二条第二項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、同条第八項（任意的業務の認可）、第九条の二（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第九条の四第一項（委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定）、第十一条第二項（定

託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定)、第三十二条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第二十二条第一項(国際放送等の実施の要請)、第三十四条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第二十七条の二第一項(収支予算等の認可)、第四十七条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第四十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)、第五十条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)、第五十二条の四第二項(有料放送の役務の契約約款の認可)、第五十二条の七(有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令並びに有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第五十二条の十一(受託放送役務の提供条件の変更命令)、第五十二条の十二第一項(委託放送業務に関する認定)、第五十二条の十七第一項(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)(委託放送事項の変更の許可)、第五十二条の三十第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第五十三条第一項(センターの指定)の規定による処分をしようとするとき。

二〇六 (略)

附 則(平成十九年法律第二百三十六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内

款変更の認可)、第二十二条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第三十三条第一項(国際放送等の実施の実施の命令)、第二十四条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第二十七条の二第一項(収支予算等の認可)、第四十二条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)、第四十七条(放送設備の譲渡等の認可)、第五十条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)、第五十二条の四第一項(有料放送の役務の料金の認可)、同条第四項(有料放送の役務の契約約款の認可)、第五十二条の七(有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令)、第五十二条の十一(受託放送役務の提供条件の変更命令)、第五十二条の十二第一項(委託放送業務に関する認定)、第五十二条の十七第一項(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)(委託放送事項の変更の許可)又は第五十三条第一項(センターの指定)の規定による処分をしようとするとき。

二〇六 (略)

(略)

において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（以下 略）

（準備行為）

第二条 第一条の規定による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）第八条の二第二項及び第九条第九項の認可、新放送法第五十二条の十及び第二条の規定による改正後の電波法（以下「新電波法」という。）第九十九条の十一の規定による電波監理審議会に対する諮詢並びにこれらに関する必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、この法律（前条第一号に掲げる規定については、当該規定）の施行前においても行うことができる。

電波監理審議会会長会見用資料

平成20年3月12日

日本放送協会の定款変更の認可について
(平成20年3月12日 諒問第19号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諒問内容について

総務省情報通信政策局放送政策課

(飯嶋課長補佐、石井係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会の定款変更の認可について

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号。以下「改正法」という。）による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）第8条の3第2項の規定に基づき、以下のとおり、日本放送協会定款の変更の認可申請があった。

なお、改正法附則第2条において、同法施行前においても、新放送法第8条の3第2項の認可及び同法第53条の10の規定による電波監理審議会への諮問を行うことができるとされている。

（1）変更しようとする条項

別紙のとおり

（2）変更の理由

新放送法により協会に関する規定が改正されることに伴い、協会の定款を新放送法の趣旨に適合させるよう所要の規定の整備を行うものである。

（3）施行予定期日

改正法の施行の日

2 検討結果

本件申請に係る協会の定款の変更は、改正法の施行後における新放送法等の規定に適合しており、適当であると認められる。

定款の主な変更内容

1. 経営委員会について

・第13条

新放送法第14条で規定された、経営委員会の職務に関する事項（議決事項、役員の職務の執行の監督）等について規定すること

新放送法第16条の2で規定された、委員の権限等（経営委員は協会の業務の執行ができない等）について規定すること

・第14条

新放送法第14条第3項で規定された、経営委員会が協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者の意見を聴取することについて規定すること

2. 監査委員会について

・第25条～第34条

新放送法第23条の3から23条の9で規定された、経営委員から構成される監査委員会に関する事項（監査委員会の設置、監査委員会の権限、監査委員会による調査等）について規定すること

3. 国際放送について

・第49条

新放送法第9条の2で規定された、外国人向け委託協会国際放送業務を行う子会社の保有等について規定すること

4. 会計について

・第74条～第78条

新放送法第29条及び第40条の2から第40条の5で規定された、会計監査人に関する事項（会計監査人の監査を受けること、会計監査人の任命、会計監査人の権限等）について規定すること

日本放送協会定款の新旧対照表

新放送法等 関連条文	日本放送協会定款 新	日本放送協会定款 旧
(法人格) 第8条 協会は、前条の目的を達成するためにこの法律の規定に基き設立される法人とする。	(設立) 第1条 本協会は、放送法（昭和25年法律第132号）の規定に基づいて設立された法人とする。	(設立) 第1条 本会は、放送法（昭和25年法律第132号）の規定に基づいて設立された法人とする。
(目的) 第7条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする。	(業務) 第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 次に掲げる放送による国内放送を行うこと。 ア 中波放送 イ 超短波放送 ウ テレビジョン放送 (2) テレビジョン放送による委託放送業務（受託国内放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させるものに限る。以下「委託国内放送業務」という。）を行うこと。 (3) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。 (4) 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。 (5) 邦人向け委託協会国際放送業務及び外国人向け委託協会国際放送業務を行うこと。 2 本協会は、前項の業務のほか、前条の目的を達成するため必要があるときは、次の業務を行う。 (1) 前項第4号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合に必要と認めるときにおける送信を外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うこと。 三 国際放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。 四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。 五 邦人向け委託協会国際放送業務及び外国人向け委託協会国際放送業務を行うこと。	(業務) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 次に掲げる放送による国内放送を行うこと。 ア 中波放送 イ 超短波放送 ウ テレビジョン放送 (2) テレビジョン放送による委託放送業務（受託国内放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させるものに限る。以下「委託国内放送業務」という。）を行うこと。 (3) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。 (4) 國際放送及び委託協会国際放送業務を行うこと。 2 本会は、前項の業務のほか、前条の目的を達成するため必要があるときは、次の業務を行う。 (1) 前項第4号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合に必要と認めるときにおける送信を外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うこと。 三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。 四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。 五 邦人向け委託協会国際放送業務及び外国人向け委託協会国際放送業務を行うこと。

三
四
五
六

三
四
五
六

新放送法等 関連条文

日本放送協会定款	
新	日
五 前項の業務に附帯する業務を行うこと（前各号に掲げるものを除く。）。	五 前項の業務に附帯する業務を行うこと（前各号に掲げるものを除く。）。
六 多重放送を行おうとする者に放送設備を賃貸すること。	六 多重放送を行おうとする者に放送設備を賃貸すること。
七 委託により、放送及びその受信の進歩発達に寄与する調査研究、放送設備の設計その他の技術援助並びに放送に從事する者の養成を行うこと。	七 委託により、放送及びその受信の進歩発達に寄与する調査研究、放送設備の設計その他の技術援助並びに放送に從事する者の養成を行うこと。
八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。	八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。
3 協会は、前二項の業務のほか、必要があるときは、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行う。	3 協会は、前二項の業務のほか、必要があるときは、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行う。
（1） 本協会の保有する施設又は設備（本協会がその所有する土地についてした信託の終了又は解除により取得したものを持む。）を一般の利用に供し、又は賃貸すること。	（1） 本協会の保有する施設又は設備（本協会がその所有する土地についてした信託の終了又は解除により取得したものを持む。）を一般の利用に供し、又は賃貸すること。
（2） 委託により、放送番組等を作制作する業務その他の本協会が前二項の業務を行うために保有する設備又は技術を活用して行う業務であつて、本協会が行うことが適切であると認められるものを行うこと。	（2） 委託により、放送番組等を作制作する業務その他の本協会が前二項の業務を行うために保有する設備又は技術を活用して行う業務であつて、本協会が行うことが適切であると認められるものを行うこと。
5 協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれがあまなく全国において受信できるようには措置をしなければならない。	5 前項の業務に附帯する業務を行おうとする者に放送設備を賃貸すること。
7 協会は、外国人向け委託協会国際放送業務を行おうに当たつては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。	4 本協会は、外国人向け委託協会国際放送業務を行おうに当たつては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとする。
8 第2項第1号の協定は、中継国際放送に係る放送区域、放送時間その他総務省令で定める放送設備に関する事項を内容とするものとし、協会は、当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。	5 本協会は、第2項第1号の協定を締結し、若しくは変更しようとするときは、又は同項第8号若しくは第3項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受ける。
9 協会は、第2項第2号の業務を行おうときは、総務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。	6 本協会は、第2項第2号の業務を行おうときは、総務大臣の認可を受けて定める基準に従う。
10 協会は、第2項第8号又は第3項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。	7 本協会は、前2項又は第2項の業務を行おうとするためには必要がある場合のほか、第9条第1項に規定する子会社（本協会がその経営権主の議決権の過半数を有する株式会社その他の本協会がその経営権を支配している法人として、放送法第9条の2に基づく総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して出資する場合のほか、前条第1項又は第2項の業務を行おうとする場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定める政令で定める事務所を置くこととする。
11 協会は、放送受信機器若しくはその真空管又は部品を認定し、放送受信用機器の修理業者を指定し、その他のいかなる名目であつても、無線用機器の製造業者、販売業者及び修理業者の行う業務を規律し、又はこれに干渉するような行為をしてはならない。	8 本協会は、前2項又は第2項の業務を行おうとするためには必要がある場合のほか、第9条第1項又は第2項の業務を行おうとするためには必要がある場合のほか、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人情報通信研究機構及び有線テレビジョン放送法第2条第3項に規定する有線テレビジョン放送施設その他の第9条第1項又は第2項の業務に密接に関連する政令で定める事務を行おうに出资することができる。
（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資）	（出資）
第9条の2の2 協会は、前条第1項に規定する子会社（本協会がその経営権主の議決権の過半数を有する株式会社その他の本協会がその経営権を支配している法人として、放送法第9条の2に基づく総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して出資する場合のほか、前条第1項又は第2項の業務を行おうとする場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定める政令で定める事務所を置くこととする。	第5条 本会は、前条第1項又は第2項の業務を行おうとするためには必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、放送法第9条の2に定める者に出資する。
（事務所）	（事務所）
第8条の2 協会は、主たる事務所を東京都に置く。	第6条 本会は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。
2 協会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。	2 本会は、必要と認めるときは、前項以外の都市に従たる事務所を置く。

	新放送法等 関連条文	日本放送協会定款
(定款)	<p>第 8 条の 3 協会は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 目的 二 名称 三 事務所の所在地 四 資産及び会計に関する事項 五 経営委員会、監査委員会、理事会及び役員に関する事項 六 業務及びその執行に関する事項 七 放送債券の発行に関する事項 八 公告の方法 <p>2 定款は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。</p>	<p>(公告)</p> <p>第 7 条 本協会の公告は、本協会の放送（本基金の委託により行われる受託国内放送を含む。）によって行うほか、官報に掲載して行う。</p>
(定款)	<p>第 8 条の 3 協会は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 目的 二 名称 三 事務所の所在地 四 資産及び会計に関する事項 五 経営委員会、監査委員会、理事会及び役員に関する事項 六 業務及びその執行に関する事項 七 放送債券の発行に関する事項 八 公告の方法 <p>2 定款は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。</p> <p>(給与等の支給の基準)</p> <p>第 30 条の 2 協会は、その役員の報酬及び退職金並びにその職員の給与及び退職金の支給の基準を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときは、同様とする。</p> <p>(給与等の支給の基準)</p> <p>第 30 条の 2 協会は、その役員の報酬及び退職金並びにその職員の給与及び退職金の支給の基準を定め、前項の規定により準則を定め、又は変更した場合には、これを公表する。</p> <p>(服務に関する準則)</p> <p>第 30 条の 3 協会は、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務その他の服務に関する準則を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>(解散)</p> <p>第 50 条 協会の解散については、別に法律で定める。</p>	<p>(公告)</p> <p>第 7 条 本基金の公告は、本基金の放送（本基金の委託により行われる受託国内放送を含む。）によって行うほか、官報に掲載して行う。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第 8 条 定款の変更は、総務大臣の認可を受けて行う。</p> <p>(給与等の支給の基準)</p> <p>第 9 条 本基金は、役員の報酬及び退職金並びに職員の給与及び退職金の支給の基準を定める。</p> <p>2 本基金は、前項の規定により準則を定め、又は変更した場合には、これを公表する。</p> <p>(服務に関する準則)</p> <p>第 10 条 本基金は、役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務その他の服務に関する準則を定める。</p> <p>2 本基金は、前項の規定により準則を定め、又は変更した場合には、これを公表する。</p> <p>(解散)</p> <p>第 11 条 本基金は、法律によるのでなければ、解散しない。</p>

新放送法等 関連条文

日本放送協会定款

新

日

改正後の放送法施行規則

(業務の適正を確保するための体制)

第3条の2 法第14条第1項第1号に規定する総務省令で定める事項

は、次に掲げるものとする。

一 監査委員会の職務を補助すべき職員に関する事項

二 前号の職員の会長、副会長及び理事から独立に関する事項

三 会長、副会長及び理事会への報告するための体制

その他の監査委員会への報告が実効的に行われることを確保するための

体制

四 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための

体制

ハ 会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に適合するた

めに必要なものとして次に掲げる他の協会の業務の適正を確保するた

めに必要なものとします。

〔1〕会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に適合す

ることを確保するための体制

〔2〕会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に係る情報の保存及び管

理に関する体制

〔3〕損失の危険の管理に関する体制

〔4〕会長、副会長及び理事の職務の執行が効率的に行われるこ

とを確保するための体制

〔5〕職員の職務の施行が法令及び定款に適合することを確

保するための体制

〔6〕協会及びその子会社から成る集団における業務の適正を確

保するための体制

〔7〕経営委員会の事務局に関する体制

二 収支予算、事業計画及び資金計画

本 第38条第1項の業務報告書及び第40条第1項に規定する財

務諸表

二 放送局の設置計画並びに放送局の開設、休止及び廃止(経営委

員会が輕微と認めたものを除く。)

ト 委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の開始、休止及び

廃止

チ 番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画

三 定款の変更

又 第32条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準

ル 放送債券の発行及び借入金の借入れ

ヲ 土地の信託

ワ 第9条第9項に規定する基準

カ 第44条第6項に規定する基準

シ 第49条第2項及び第54条第1項に規定する基準

ス 第50条に規定する基準及び方法

タ 第9条に規定する基準

シ 第30条の2に規定する給与等の支給の基準及び第30条の3

に規定する服務に関する基準

レ 役員の報酬、退職金及び交際費(いかなる名目によるかを問わ

ず、これに類するものを含む。)

六 収支予算、事業計画及び資金計画

オ 第57条第1項の業務報告書及び第73条第1項に規定する財

務諸表

一 放送局の設置計画並びに放送局の開設、休止及び廃止

(経営委員会が輕微と認めたものを除く。)

キ 委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の開始、休止及び

廃止

ク 第47条第1項に規定する国内番組基準及び第48条第3項に

規定する国際番組基準並びに放送番組の編集に関する基本計

画

五 定款の変更

セ 第55条の受信契約の条項及び借入金の借入れ

ソ 放送債券の発行及び借入金の借入れ

シ 土地の信託

タ 第44条第6項に規定する基準

カ 第49条第2項及び第54条第1項に規定する基準

シ 第36条の2第1項に規定する基準

ス 第10条の2に規定する給与等の支給の基準及び第10条に規定する

服務に関する基準

レ 役員の報酬、退職金及び交際費(いかなる名目によるかを問わ

ず、これに類するものを含む。)

七 収支予算、事業計画及び資金計画

オ 第57条第1項の業務報告書及び第73条第1項に規定する財

務諸表

一 放送局の設置計画並びに放送局の開設、休止及び廃止

(経営委員会が軽微と認めたものを除く。)

キ 委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の開始、休止及び

廃止

ク 第47条第1項に規定する国内番組基準及び第48条第3項に

規定する国際番組基準並びに放送番組の編集に関する基本計

画

新放送法等 関連条文

新放送法等	関連条文	日本放送協会定款
ソ シ ネ の ナ 更 ム ウ 等 生 ノ 二 二 2	<p>ソ シ ネ の ナ 更 ム ウ 等 生 ノ 二 二 2</p> <p>(委員の権限)</p> <p>第16条の2 委員は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、個別の放送番組の編集その他の本協会の業務を執行することができる。</p> <p>2 委員は、個別の放送番組の編集について、第3条の規定に抵触する行為をしてはならない。</p> <p>(委員の権限)</p> <p>第16条 第1項に規定する権限の適正な行使に資するため、総務省の定めるところにより、第32条第1項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者の意見を聴取ることとする。</p> <p>2 改正後の放送法施行規則 (受信者の意見聴取) 第3条の3 法第14条第3項の規定による協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者の意見の聴取は、次ぎに掲げるところにより会合を開催し、経営委員会事務局がその報告書を作成し、経営委員会に報告することによって行うものとする。 一 会合は全国各地で、年6回以上行う。 二 会合には、少なくとも1人の経営委員会の委員のほか、会長、副会長又は理事が出席すること。 三 会合においては、経営委員会の委員が協会の基本方針その他協会に開する重要な事項を説明すること。</p>	<p>新</p> <p>収支予算に基づき議決を必要とする事項 重要な不動産の取得及び処分に関する基本事項 外国放送事業者及び国外有線放送事業者並びにそれらの団体との協力に関する基本事項 第9条第8項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更 第9条第10項の総務大臣の認可を受けて行う業務 第9条の2の2の総務大臣の認可を受けて行う出資 第47条第1項の総務大臣の認可を受けて行う放送設備の譲渡等 情報公開及び個人情報保護に係る審議を行うため本協会が設置する組織の委員の委嘱 アからノまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして 経営委員会が認めた事項 役員の職務の執行の監督 経営委員会は、その職務の執行を委員に委任することができない。</p> <p>3 委員は、放送法又は放送法に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、個別の放送番組の編集その他の本協会の業務を執行することができる。 4 委員は、個別の放送番組の編集について、放送法第3条の規定に抵触する行為をしてはならない。</p> <p>(受信者の意見の聴取) 第14条 経営委員会は、前条第1項に規定する権限の適正な行使に資するため、放送法第32条第1項の定めるところにより本協会とその放送の受信についての契約をしなければならぬ者の意見を聴取する。</p> <p>2 前項の章の聽取は、次に掲げるところにより会合を開催し、経営委員会事務局がその報告書を作成し、経営委員会に報告することによって行う。 (1) 会合は全国各地で、年6回以上行う。 (2) 会合には、少なくとも1人の経営委員会の委員のほか、会長、副会長又は理事が出席する。 (3) 会合においては、経営委員会の委員が本協会の基本方針その他必要な事項を説明する。</p>
第15条	新	日本放送協会定款
ソ シ ネ の ナ 更 ム ウ 等 生 ノ 二 二 2	<p>ソ シ ネ の ナ 更 ム ウ 等 生 ノ 二 二 2</p> <p>(経営委員会の組織) 第15条 経営委員会は、委員12人をもつて組織する。 2 経営委員会に委員長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。 3 委員長は、経営委員会の会務を総理する。 4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めて置かなければならぬ。</p>	<p>新</p> <p>収支予算に基づき議決を必要とする事項 重要な不動産の取得及び処分に関する基本事項 外国放送事業者及び国外有線放送事業者並びにそれらの団体との協力に関する基本事項 第4条第5項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更 第4条第5項の総務大臣の認可を受けて行う業務 第5条の総務大臣の認可を受けて行う出資 放送法第47条第1項の総務大臣の認可を受けて行う放送設備の譲渡等 情報公開及び個人情報保護に係る審議を行つたため本協会が設置する組織の委員の委嘱 アからノまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして 経営委員会が認めた事項 役員の職務の執行の監督 経営委員会は、その職務の執行を委員に委任することができない。</p> <p>3 委員は、放送法又は放送法に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、個別の放送番組の編集その他の本協会の業務を執行することができる。 4 委員は、個別の放送番組の編集について、放送法第3条の規定に抵触する行為をしてはならない。</p> <p>(受信者の意見の聴取) 第14条 経営委員会は、前条第1項に規定する権限の適正な行使に資するため、放送法第32条第1項の定めるところにより本協会とその放送の受信についての契約をしなければならぬ者の意見を聴取する。</p> <p>2 前項の章の聽取は、次に掲げるところにより会合を開催し、経営委員会事務局がその報告書を作成し、経営委員会に報告することによって行う。 (1) 会合は全国各地で、年6回以上行う。 (2) 会合には、少なくとも1人の経営委員会の委員のほか、会長、副会長又は理事が出席する。 (3) 会合においては、経営委員会の委員が本協会の基本方針その他必要な事項を説明する。</p> <p>(経営委員会の組織) 第15条 経営委員会は、放送法第16条の定めるところにより内閣総理大臣によつて任命された委員12人をもつて組織する。 2 経営委員会に委員長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。 3 委員長は、経営委員会の会務を総理する。 4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めて置かなければならぬ。</p>

新放送法等 関連条文

日本放送協会定款

		新	日本放送協会定款	
(任員の任期)	(委員の任命)			
第17条 委員の任期は、3年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間を任する。	第13条 委員は、放送法第16条の定めるところにより、内閣総理大臣によつて任命された者が就任する。			
2 委員は、再任されることができる。	(委員の任期)	第14条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間を任する。		
3 委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が任命されるまでは、第1項の規定にかかわらず、引き続き在任する。	2 委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が任命されるまでは、前項の規定にかかわらず、引き続き在任する。			
(罷免)	(委員の罷免)			
第19条 内閣総理大臣は、委員が第16条第3項各号の一に該当するに至ったときは、これを罷免しなければならない。	第17条 委員は、放送法第19条及び第20条に定める場合を除くほか、その意に反して罷免されない。			
第20条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他の委員たるに適しないと認めると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができます。この場合において各議院は、その院の定めるところにより、当該委員に弁明の機会を与えないなければならない。	(委員の報酬)	第16条 委員は、旅費その他の業務の遂行に伴う寒嘗を受けけるほか、その勤務の日数に応じ相当の報酬を受けることができる。		
2 内閣総理大臣は、委員のうち5人以上が同一の政党に属することとなるときは、同一の政党に属する者が4人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免するものとする。	(経営委員会の会議の招集)	第17条 経営委員会の会議は、委員長が招集する。		
第21条 委員は、前二条の場合を除く外、その意に反して罷免されることはがない。	(委員の兼職禁止)	第18条 常勤の委員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に從事してはならない。		
(経営委員会の運営)	第22条 常勤の委員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に從事してはならない。	(経営委員会の運営)	第19条 経営委員会は、委員長が招集する。委員長は、経営委員会を、原則として1箇月に2回招集しなければならない。	
第22条の2 経営委員会は、委員長が招集する。	2 委員長は、総務省令で定めるところにより、定期的に経営委員会を招集しなければならない。	2 前項の招集を行つたときは、委員長は、直ちに会長にその旨を通知する。		
(改正後の放送法施行規則)	改正後の放送法施行規則	3 委員長は、経営委員会の招集の通知を行うときは、原則として、事前に十分な時間的余裕をもつてそれを発出するものとし、付議すべき事項その他の参考となるべき事項を明確にしなければならない。		
第3条の4 委員長は、経営委員会を、原則として、1月に2回招集するものとする。	第3条の4 委員長は、経営委員会の招集の通知を行うときは、原則として、事前に十分な時間的余裕をもつてそれを発出するものとし、付議すべき事項その他の参考となるべき事項を明確にしなければならない。			

<p>新放送法等 関連条文</p> <p>日本放送協会定款</p>	<p>新</p>	<p>日</p>
<p><u>3</u> 会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況並びに第12条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。</p> <p><u>4</u> 会長は、経営委員会の要求があつたときは、経営委員会に出席し、経営委員会が求めた事項について説明しなければならない。</p> <p><u>5</u> 監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の職務の執行の状況を経営委員会に報告しなければならない。</p>	<p><u>4</u> 会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況並びに第60条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。</p> <p><u>5</u> 会長は、経営委員会の要求があつたときは、経営委員会に出席し、経営委員会が求めた事項について説明しなければならない。</p> <p><u>6</u> 監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の職務の執行の状況を経営委員会に報告しなければならない。</p>	<p>(議決の方法等)</p> <p>第20条 経営委員会は、委員長又は第15条第4項に規定する委員長の職務を代行する者及び6人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>2 経営委員会の議事は、第38条第2項に規定する場合のほか、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。</p> <p>3 会長及び監事は、第1項の会議に出席し、意見を述べることができる。</p>
<p>(議決の方法等)</p> <p>第23条 経営委員会は、委員長又は第15条第4項に規定する委員長の職務を代行する者及び6人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>2 経営委員会の議事は、別に規定するもの外、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。</p> <p>3 会長は、経営委員会に出席し、意見を述べることができる。</p>	<p>(議決の方法等)</p> <p>第18条 経営委員会は、委員長又は第12条第4項に規定する委員長の職務を代行する者及び6人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>2 経営委員会の議事は、第23条第2項に規定する場合のほか、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。</p> <p>3 会長及び監事は、第1項の会議に出席し、意見を述べることができる。</p>	<p>(議決の方法等)</p> <p>第20条 経営委員会は、委員長又は第15条第4項に規定する委員長の職務を代行する者及び6人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>2 経営委員会の議事は、第38条第2項に規定する場合のほか、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。</p> <p>3 会長及び監事は、第1項の会議に出席し、意見を述べることができる。</p>
<p>(議事録の公表)</p> <p>第23条の2 委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。</p>	<p>(議事録の公表)</p> <p>第21条 経営委員会は、その職務の執行に際し諮詢するため必要と認めることとは、学識経験を有する者によって組織する諮詢機関を置くことができる。</p>	<p>(議事録の公表)</p> <p>第22条 委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。</p>
<p>(議事録の公表)</p> <p>第23条の2 委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。</p>	<p>(議事録の公表)</p> <p>第24条 この定款に規定する事項のほか、経営委員会の運営に関する事項を定めるとところによる。</p>	<p>(議事録の公表)</p> <p>第23条 経営委員会の職務に関する事務を行ふため、経営委員会に事務局を置く。</p> <p>2 前項の事務局の職員は、その事務について経営委員会の指揮を受ける。</p>
<p>(監査委員会の設置等)</p> <p>第23条の3 協会に監査委員会を置く。</p> <p>2 監査委員会は、監査委員3人以上をもつて組織する。</p> <p>3 監査委員は、経営委員会の委員の中から、経営委員会が任命し、そのうち少なくとも1人以上は常勤としなければならない。</p>	<p>(監査委員会の設置等)</p> <p>第25条 本協会に監査委員会を置く。</p> <p>2 監査委員会は、監査委員3人以上をもつて組織する。</p> <p>3 監査委員は、経営委員会の委員の中から、経営委員会が任命し、そのうち少なくとも1人以上は常勤としなければならない。</p>	<p>(監査委員会の設置等)</p> <p>第26条 監査委員会は、役員の職務の執行を監査する。</p>

新放送法等 関連条文

新規	日本放送協会定款
(監査委員会による調査) 第23条の5 監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、役員及び職員に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 2 監査委員会が選定する監査委員は、役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、本協会の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 3 前二項の監査委員は、当該各項の報酬の徵収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。	第27条 監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、役員及び職員に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 2 監査委員会が選定する監査委員は、役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、本協会の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 3 前二項の監査委員は、当該各項の報酬の徵収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。
(経営委員会への報告義務) 第23条の6 監査委員は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとときは、運営なく、その旨を経営委員会に報告しなければならない。	第28条 監査委員は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとときは、運営なく、その旨を経営委員会に報告しなければならない。
(監査委員による役員の行為の差止め) 第23条の7 監査委員は、役員が協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該役員に対し、当該行為をやめることを請求することができる。	第29条 監査委員は、役員が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて本協会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該役員に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
(監査委員会の招集) 第23条の8 監査委員会は、各監査委員が招集する。	第30条 経営委員会は、監査委員が職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他の会員に適しない非行があると認めたときは、これを罷免することができる。
(監査委員会の議決の方法等) 第23条の9 監査委員会は、過半数の監査委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることはできない。 2 監査委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。 3 役員は、監査委員会の要求があつたときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明しなければならない。	第32条 監査委員会は、過半数の監査委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることはできない。 2 監査委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。 3 役員は、監査委員会の要求があつたときは、第1項の会議に出席し、監査委員会が求めた事項について説明しなければならない。
(監査委員会の事務局) 第33条 監査委員会の職務に関する事務を行うため、監査委員会に事務局を置く。 2 前項の事務局の職員は、その事務について監査委員会の指揮を受ける。	第33条 監査委員会の職務に関する事務を行うため、監査委員会に事務局を置く。

新放送法等 関連条文

新	日本放送協会定款
第23条の9 4 この法律に定めるものを除くほか、議事の手続その他監査委員会の運営に關する事項は、監査委員会が定める。	第34条 この定款に規定する事項のほか、監査委員会の運営に關しては、監査委員会の定めるとこによる。
(役員) 第24条 協会に、役員として、経営委員会の委員のほか、会長1人、副会長1人及び理事7人以上10人以内を置く。	第4章 役員及び理事会 (役員) 第35条 本協会に、役員として、経営委員会の委員のほか、会長1人、副会長1人及び理事7人以上10人以内を置く。 2 前項の理事のうち、会長の指名する若干人を専務理事とする。
(会長等) 第26条 会長は、協会を代表し、経営委員会の定めるとこに従い、その業務を総理する。 2 副会長は、会長の定めるとこにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。 3 理事は、会長の定めるとこにより、本協会を代表し、会長及び副本長を補佐して本協会の業務を掌理し、会長及び副本長に事故があるときは会長の職務を代行し、会長及び副本長が欠員のときは会長の職務を行う。 4 専務理事以外の理事は、会長の定めるとこにより、本協会を代表し、会長及び副本長を補佐して本協会の業務を分掌し、会長、副会長及び事務理事に事故があるときは会長の職務を代行し、会長、副会長及び事務理事が欠員のときは会長の職務を行う。	(会長等の職務) 第21条 会長は、本会を代表し、経営委員会の定めるとこに従い、本会の業務を総理する。 2 副会長は、会長の定めるとこにより、本会を代表し、会長を補佐して本会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。 3 専務理事は、会長の定めるとこにより、本会を代表し、会長及び副本長を補佐して本会の業務を掌理し、会長及び副本長が欠員のときは会長の職務を代行し、会長及び副本長が欠員のときは会長の職務を行う。 4 専務理事以外の理事は、会長の定めるとこにより、会長及び副会長を補佐して本会の業務を分掌し、会長、副会長及び事務理事に事故があるときは会長の職務を代行し、会長、副会長及び事務理事が欠員のときは会長の職務を行う。
(会長等) 第27条 会長を発見したときは、直ちに、当該事実を監査委員に報告しなければならない。	第22条 監事は、会長、副会長及び理事の行う業務を監査する。 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、その総株主の議決権(株主総会において決議をとることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項において同じ。)の過半数を本会が有する株式会社(以下「子会社」という。)に対し、営業の報告を求めることができる。 3 他の株式会社の総株主の議決権の過半数を本会及び子会社が子会社が有するときは、この定款の規定の適用については、その株式会社は、監査することができる。 4 監事は、第2項の規定により報告を求めた場合において、子会社が運営なく報告を行わないとき、又はその報告の真否を確かめるため必要があるときは、報告を求めた事項に關し、子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。 5 監事は、第1項の規定による監査の結果を経営委員会に報告する。 6 第1項の規定による監査の結果に基づいて本会の業務に關し改善を必要とする事項があると認めるとときは、監事は、経営委員会に意見を提出し、又は会長に意見を述べることができる。

新放送法 関連条文

(民法等の準用)

第31条 民法第44条(法人の不法行為能力等)、第50条(法人の住所)、
第54条(理事の代表権の制限)、第56条(仮理事)及び第57条(利益
相反行為)並びに非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第35
条第1項(仮理事等の選任の管轄)の規定は、協会に準用する。

第27条 会長は、経営委員会が任命する。
2 前項の任命に当つては、経営委員会は、委員9人以上の多数による
決によらなければならない。

3 副会長及び理事は、経営委員会の同意を得て、会長が任命する。

4 会長、副会長及び理事の任命については、第16条第3項の規定を準
用する。この場合において、同項第6号中「放送事業者(受託放送事業
者を除く。)、電気通信役務利用放送事業者、第52条の6の2第2項(電
気通信役務利用放送法第15条において準用する場合を除く。)」に規定す
る有料放送管理事業者、第52条の31に規定する認定放送持株会社若
しくは新聞社」とあるのは、「新聞社」と、「10分の1以上を有する者」
とあるのは、「10分の1以上を有する者(任命の日以前1年間ににおいて
これらに該当した者を含む。)」と、同項第7号中「役員」とあるのは、「役
員(任命の日以前1年間ににおいてこれらに該当した者を含む。)」とそれ
ぞれ読み替えるものとする。

第28条 会長及び副会長の任期は3年、理事の任期は2年とする。
2 会長、副会長及び理事は、再任されることができる。
3 会長は、任期が満了した場合においても、新たに会長が任命されるま
では、第1項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

第28条の2 経営委員会又は会長は、それぞれ第27条第1項から第3項ま
でまでの規定により任命した役員が同項第4項において準用する第16
条第3項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該役員が同項第
6号の事業者又はその団体のうち協会がその構成員であるものの役員と
なつたことにより同項第6号又は7号により同項第6号又は第
7号に該当するに至った場合を除くほか、これを罷免する。

日本放送協会定款

新

日

(利益相反行為)

第37条 本協会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項につい
ては、会長、副会長又は理事は、代表権を有しない。

(会長等の任命)

第38条 会長は、経営委員会が任命する。

2 前項の任命に当つては、経営委員会は、委員9人以上の多数による
議決による。

3 副会長及び理事は、経営委員会の同意を得て、会長が任命する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、会長、副会長及び理事となるこ
とができる。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者
(2) 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を
経過しない者
(3) 国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にあ
る者であって、非常勤の者を除く。)
(4) 政黨の役員(任命の日以前1年間ににおいてこれに該当した者を含
む。)

(5) 放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは
販売業者又はこれら二者が法人であるときはその役員(いかなる名称
であつてもこれどと同等以上の職能若しくは支配力を有する者を含む。
以下この条において同じ。)若しくはその法人の議決権の10分の1
以上を有する者(任命の日以前1年間ににおいてこれらに該当した者を
含む。)

(6) 新聞社、通信社その他ニュース若しくは情報の頒布を業とする事業
者又はこれらの事業者が法人であるときはその役員、職員若しくはそ
の法人の議決権の10分の1以上を有する者(任命の日以前1年間に
においてこれらに該当した者を含む。)
(7) 前二号に掲げる事業者の団体の役員(任命の日以前1年間ににおいて
これらに該当した者を含む。)

(会長等の任期)

第39条 会長及び副会長の任期は3年、理事及び監事の任期は2年とす
る。

2 会長、副会長、理事及び監事は、再任されることができる。

3 会長は、任期が満了した場合においても、新たに会長が任命されるま
では、第1項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

(会長等の罷免)

第40条 経営委員会又は会長は、それぞれ第38条第1項から第3項ま
での規定により任命した役員が、同項第4項各号のいずれかに該当する
に至ったときは、当該役員が同項第6号の事業者又はその団体のうち本
協会がその構成員であるものの役員となつたことにより同項第6号又は
第7号に該当するに至った場合を除くほか、これを罷免する。

(会長等の任命)

第23条 会長は、経営委員会が任命する。

2 前項の任命に当つては、経営委員会は、委員9人以上の多数による
議決による。

3 副会長及び理事は、経営委員会の同意を得て、会長が任命する。

4 監事は、経営委員会が任命する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、会長、副会長、理事及び監事と
なることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者
(2) 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を
経過しない者
(3) 国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にあ
る者であって、非常勤の者を除く。)
(4) 政黨の役員(任命の日以前1年間ににおいてこれに該当した者を含
む。)

(5) 放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは
販売業者又はこれら二者が法人であるときはその役員(いかなる名称
であつてもこれどと同等以上の職能若しくは支配力を有する者を含む。
以下この条において同じ。)若しくはその法人の議決権の10分の1
以上を有する者(任命の日以前1年間ににおいてこれらに該当した者を
含む。)

(6) 新聞社、通信社その他ニュース若しくは情報の頒布を業とする事業
者又はこれらの事業者が法人であるときはその役員、職員若しくはそ
の法人の議決権の10分の1以上を有する者(任命の日以前1年間に
においてこれらに該当した者を含む。)
(7) 前二号に掲げる事業者の団体の役員(任命の日以前1年間ににおいて
これらに該当した者を含む。)

(会長等の任期)

第24条 会長及び副会長の任期は3年、理事及び監事の任期は2年とす
る。

2 会長、副会長、理事及び監事は、再任されることができる。

3 会長は、任期が満了した場合においても、新たに会長が任命されるま
では、第1項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

(会長等の罷免)

第25条 経営委員会又は会長は、それぞれ第23条第1項から第4項ま
での規定により任命した役員が、同項第4項各号のいずれかに該当する
に至ったときは、当該役員が同項第6号の事業者又はその団体のうち本
協会がその構成員であるものの役員となつたことにより同項第6号又は
第7号に該当するに至った場合を除くほか、これを罷免する。

新放送法等 関連条文

日本放送協会定款

新

日

第 29 条 経営委員会は、会長、監査委員若しくは会計監査人が職務の執行の任に堪えないと認めるとき、又は会長に職務上の義務違反その他会長若しくは会計監査人によるに適しない非行があると認めるとときは、これを罷免することができる。
2 会長は、副会長若しくは理事事が職務執行の任にたえないと認めるとき、又は副会長若しくは理事事務上の義務違反その他副会長若しくは理事に職務執行の任にたえないと認めるとき、又は副会長若しくは理事に職務執行の任にたえないと認めるとき、又は副会長若しくは理事に職務違反その他副会長若しくは理事に職務執行の任にたえないと認めるときは、これを罷免することができる。

(会長等の兼職禁止)
第 30 条 会長、副会長及び理事は、会長を目的とする団体の役員となり、又は自ら常勤事業に從事してはならない。
2 会長、副会長及び理事は、放送事業（受託放送事業を除く。）、電気通信役務利用放送事業及び第 5 条の 6 の 2 第 1 項（電気通信役務利用放送法第 15 条において準用する場合を含む。）に規定する有料放送業務を行う事業に投資し、又は第 5 条の 3 に規定する認定放送持株会社の株式を保有してはならない。

(理事会)
第 25 条 会長、副会長及び理事をもつて理事会を構成する。
2 理事会は、定款の定めるところにより、協会の重要な業務の執行について審議する。

（放送番組の編集等）

第 46 条 協会は、国内放送の放送番組の編集及び放送又は受託国内放送の放送番組の編集及び放送の委託に当たっては、次の各号の定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらない。
一 豊かで、かつ、良い放送番組を放送し又は委託して放送させることによって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するよう、最大の努力を払うこと。
二 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること。
三 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化的な育成及び普及に役立つようすること。

2 協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、かつ、その結果を公表しなければならない。

第 41 条 経営委員会は、会長が職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は会長に職務上の義務違反その他会長若しくは監事に職務上の義務違反その他会長若しくは監事を罷免するに適しない非行があると認めるとときは、これを罷免することができる。
2 会長は、副会長若しくは理事事が職務執行の任にたえないと認めるとき、又は副会長若しくは理事事務上の義務違反その他副会長若しくは理事に職務執行の任にたえないと認めるときは、これを罷免することができる。

(会長等の兼職制限)
第 42 条 会長、副会長及び理事は、常勤を目的とする団体の役員となり、又は自ら常勤事業に從事してはならない。
2 会長、副会長及び理事は、放送事業（受託放送事業を除く。）、電気通信役務利用放送事業及び有料放送管埋設業務を行いう事業に投資し、又は認定放送持株会社の株式を保有してはならない。

(理事会)
第 43 条 会長、副会長及び理事をもつて理事会を構成する。
2 理事会は、次の事項を審議する。ただし、定例に属する事項及び会長が軽微と認めた事項については、この限りでない。
(1) 第 1.3 条第 1 号第 1 項に掲げる経営委員会が議決する事項
(2) 第 6.6 条第 2 項の規定により経営委員会の同意を得る事項（第 6.7 条第 2 項において準用する場合を含む。）
(3) 理事会の運営に関する規程
(4) その他会長が特に必要と認めた事項

（国内放送等の放送番組の編集等）
第 44 条 理事会は、会長が招集する。
第 45 条 この定款に規定する事項のほか、理事会の運営に関しては、会長の定めるところによる。

第 5 章 業務の執行

（国内放送等の放送番組の編集等）
第 46 条 本協会は、国内放送の放送番組の編集及び放送又は受託国内放送の放送番組の編集及び放送の委託に当たっては、次の各号の定めるところによる。

(1) 豊かで、かつ、良い放送番組を放送し又は委託して放送せることによって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するよう、最大の努力を払うこと。
(2) 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること。
(3) 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化的な育成及び普及に役立つようすること。
2 本協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、かつ、その結果を公表する。

第 26 条 経営委員会は、会長若しくは監事が職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は会長若しくは監事に職務上の義務違反その他会長若しくは監事に職務上の義務違反その他会長若しくは監事を罷免するに適しない非行があると認めるとときは、これを罷免することができる。
2 会長は、副会長若しくは理事事が職務執行の任にたえないと認めるとき、又は副会長若しくは理事事務上の義務違反その他副会長若しくは理事に職務執行の任にたえないと認めるときは、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

(会長等の兼職制限)
第 27 条 会長、副会長及び理事は、常勤を目的とする団体の役員となり、又は自ら常勤事業に從事してはならない。
2 会長、副会長及び理事は、放送事業（受託放送事業を除く。）及び、電気通信役務利用放送事業に投資してはならない。

(理事会)
第 28 条 会長、副会長及び理事をもつて理事会を構成する。
2 理事会は、次の事項を審議する。ただし、定例に属する事項及び会長が軽微と認めた事項については、この限りでない。
(1) 第 1.1 条の規定により経営委員会の議決を経る事項
(2) 第 4.5 条第 2 項の規定により経営委員会の同意を得る事項（第 4.6 条第 2 項において準用する場合を含む。）
(3) 理事会の運営に関する規程
(4) その他会長が特に必要と認めた事項

（国内放送等の放送番組の編集等）
第 29 条 理事会は、会長が招集する。

（国内放送等の放送番組の編集等）
第 30 条 この定款に規定する事項のほか、理事会の運営に関しては、会長の定めるところによる。

第 4 章 業務の執行

(1) 豊かで、かつ、良い放送番組を放送せることによって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するよう、最大の努力を払うこと。
(2) 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること。
(3) 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化的な育成及び普及に役立つようすること。
2 本協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、かつ、その結果を公表する。

新放送法等 関連条文

日本放送協会定款	新	日
(番組基準) 第3条の2 第2項の規定は、協会の中波放送及び超短波放送の放送番組の編集について準用する。	(国内番組基準) 第47条 本協会は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準（以下「番組基準」という。）を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければならない。 2 放送事業者は、国内放送について前項の規定により番組基準を定めた場合には、総務省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更した場合も、同様とする。	(国内番組基準) 第32条 本会は、国内放送及び受託国内放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて国内放送等の放送番組の編集の基準（以下「国内番組基準」という。）を定め、これに従つて国内放送等の放送番組の編集を行う。 2 本会は、前項の規定により国内番組基準を定め、又は変更した場合には、これを公表する。
(国際放送等の放送番組の編集等) 第48条 本協会は、邦人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは邦人向け受託協会国際放送（受託協会国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。）の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たつては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娛樂番組を有するようになります。	(国際放送等の放送番組の編集等) 第33条 本会は、国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは受託協会国際放送の放送番組の編集及び放送事業者若しくは外國有線放送事業者に提供する放送番組の編集に当たつては、我が國の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によって国際親善が図に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようになります。	(国際放送等の放送番組の編集等) 2 前条第1項の規定は、本会の国際放送及び受託協会国際放送（以下「国際放送等」という。）の放送番組の編集について準用する。この場合において、同項中「国内番組基準」とあるのは、「国際番組基準」と読み替える。
(番組基準) 第4条 協会は、邦人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは外国人向け受託協会国際放送（受託協会国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。）の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する外国人向け放送番組の編集に当たつては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようになります。	(番組基準) 4 協会は、放送事業者は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準（以下「番組基準」という。）を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければならない。	(番組基準) 5 協会は、外国人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは外国人向け受託協会国際放送（受託協会国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。）の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する外国人向け放送番組の編集に当たつては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようになります。
(外国人向け委託協会国際放送業務の方法) 第11条 第3条第2項及び第6条の2の規定を適用する場合には、第3条の2及び第3条の3第2項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第3条の2第3項中「放送」とあるのは「受託国内放送を行わせる」と、第6条の2中「国内放送を行う」とあるのは「受託国内放送を行わせる」と、「をする」とあるのは「を委託して行わせる」と読み替えるものとする。	(外国人向け委託協会国際放送業務の方法) 第11条 第3条第2項及び第6条の2の規定を適用する場合には、第3条の2及び第3条の3第2項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第3条の2第3項中「放送」とあるのは「受託国内放送を行わせる」と、「をする」とあるのは「を委託して行わせる」と、「をする」とあるのは「を委託して行わせる」と読み替えるものとする。	(外国人向け委託協会国際放送業務の方法) 第49条 本協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるもの）をして保有しなければならない。 二 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を作成すること。

新放送法等 関連条文	日本放送協会定款
<p>二 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外國の無線局を運用する者に委託して放送させること。</p> <p>2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託国際放送業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようするために定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託する。</p> <p>3 協会は、前項の基準を定めたときは、運営なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>10 条 協会は、第9条第7項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務（第9条の2第2項の規定による外への放送番組の制作の委託を含む。）を行なうに当たり、当該業務を実施するため特に必要があると認めるときは、一般放送事業者（受託放送事業者を除く。第3項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれを変更しようとするときは、第67条に規定する国際放送番組審議会に諮問しなければならない。</p> <p>3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、一般放送事業者の意見を聽かなければならぬ。</p> <p>4 協会は、第1項に規定する基準及び方法を定めたときは、運営なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。</p>	<p>(2) 本協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を電波法の規定により受託協会国際放送をする外國の無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外國の無線局を運用する者に委託して放送させること。</p> <p>2 本協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようるために定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託する。</p> <p>3 本協会は、前項の基準を定め、又はこれを変更したときは、運営なく、その基準を総務大臣に届け出る。</p> <p>第50条 本協会は、第4条第4項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務（前條第2項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行なうに当たり、当該業務を実施するため特に必要があるときは、一般放送事業者（受託放送事業者を除く。第3項において同じ。）に対し、別途定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求める。</p> <p>2 本協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれを変更しようとするときは、第67条に規定する国際放送番組審議会に諮問する。</p> <p>3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、一般放送事業者の意見を聽かなければならぬ。</p> <p>4 本協会は、第1項に規定する基準及び方法を定め、又は変更した場合には、運営なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出る。</p>
<p>(広告放送等の禁止)</p> <p>6 協会は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、放送番組編集上必要であるて、且つ、他人の営業に関する広告のためには認められない場合において、著作者又は営業者の氏名又は名称等を放送することを妨げるものではない。</p> <p>3 前2項の規定は、協会が委託協会国際放送業務を行う場合において、第1項中「放送」とあるのは「名称等の放送の委託」と、前項中「名称等を放送する」とあるのは「名称等の放送を委託して行わせる」と読み替えるものとする。</p>	<p>(広告放送等の排除)</p> <p>第51条 本協会は、放送法第46条の定めるところにより、他人の営業に関する広告の放送又は放送の委託をしない。</p> <p>(調査研究の成果等)</p> <p>第52条 本協会は、第4条第1項第3号の規定による業務を行うについて、放送に關係を有する者その他学識経験を有する者から意見の申出があつた場合において、その内容が放送及びその受信の進歩発達に寄与するものであり、かつ、同項及び第2項の業務の遂行に支障を生じないものであるときは、これを尊重するものとし、同号の業務による成果は、できる限り一般的の利用に供しなければならない。</p> <p>2 本協会は、第4条第1項第3号の規定による調査研究の成果を、できる限り一般的の利用に供する。</p>

新放送法等 関連条文

新	日本放送協会定款
(當利目的の排除) 第 5 条 本協会は、第 4 条第 1 項から第 3 項までの業務を行うに当たつては、當利を目的としない。	第 36 条 本会は、第 4 条第 1 項から第 3 項までの業務を行うに当たつては、當利を目的としない。 (業務の委託) 第 54 条 本協会は、第 4 条第 2 項の場合のほか、第 4 条第 1 項の業務についてその一部を他に委託する場合は、本協会が定める基準に従つてこれをを行う。
(業務の委託) 第 55 条 協会は、第 9 条の 2 第 2 項の場合のほか、第 9 条第 1 項の業務又は第 3、3 条第 1 項若しくは第 3、4 条第 1 項の規定によりその行う業務(次項において「第 9 条第 1 項の業務等」という。)については、協会が定める基準に従つて場合に限り、その一部を他に委託することができる。 2 前項の基準は、同項の委託をすることにより、当該委託業務が効率的に行われ、かつ、第 4 条第 1 項の業務の円滑な遂行に支障が生じないようにするものとする。 3 協会は、第 1 項の基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出る。	第 36 条の 2 本会は、第 4 条第 1 項の業務についてその一部を他に委託する場合は、本会が定める基準に従つてこれをを行う。 2 前項の基準は、同項の委託をすることにより、当該委託業務が効率的に行われ、かつ、第 4 条第 1 項の業務の円滑な遂行に支障が生じないようにするものとする。 3 本会は、第 1 項の基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出る。 (受信料) 第 55 条 本協会は、放送法第 3、2 条第 1 項に基づき、本協会の放送(本協会により行われる受託国内放送を含む。)を受信することのできる受信設備を設置した者から、別に定める受信契約条項に従い、受信料を徴収する。
(受信契約及び受信料) 第 3、2 条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会との放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としたり受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者は、この限りでない。 2 協会は、総務大臣の認可を受けた基準によるものでなければ、受信契約を締結した者から徴収する受信料を免除しない。 3 第 1 項の受信契約条項は、あらかじめ総務大臣の認可を受ける。	第 37 条 前条第 1 項の受信料の月額は、国会が本協会の收支予算を承認することによって定めた額とする。ただし、第 7、2 条第 1 項に規定する場合には、前事業年度終了日の月の受信料の月額とする。
(業務報告書の提出等) 第 3、2 条第 1 項本文の規定により契約を締結した者から徴収することによつて、定められた月額は、国会が、第 1 項の収支予算を承認する。	第 38 条 前条第 1 項の受信料の月額は、国会が本協会の收支予算を承認することによって定めた額とする。ただし、第 5、0 条第 1 項に規定する場合には、前事業年度終了日の月の受信料の月額とする。
(業務報告書の提出等) 第 3、8 条 協会は、毎事業年度の業務報告書を作成し、これに監査委員会の意見書を添え、当該事業年度経過後 3箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。 2 総務大臣は、前項の業務報告書を受理したときは、これに意見を付すとともに同項の監査委員会の意見書を添え、内閣を経て国会に報告しなければならない。	第 39 条 本会は、毎事業年度の業務報告書を作成し、これに監事の意見書を添え、当該事業年度経過後 2箇月以内に総務大臣に提出する。

新放送法等 関連条文	日本放送協会定款
3 協会は、第1項の規定による提出を行つたときは、運帶なく、同項の書類を、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般的の閲覧に供しなければならない。	<p>（放送番組審議機関）</p> <p>第3条 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。</p> <p>2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るために必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。</p> <p>3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。</p> <p>4 放送事業者は、審議機関が第2項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。</p> <p>5 放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。</p> <p>一 前項の規定により講じた措置の内容</p> <p>二 第4条第1項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況</p> <p>三 放送事業者は、審議機関からこの答申又は意見を反映させるようするために、放送番組の機能の活用に努めるとともに、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>一 審議機関が放送事業者の諮問に応じてした答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容その他の審議機関の議事の概要</p> <p>二 第4項の規定により講じた措置の内容</p> <p>（放送番組審議会）</p> <p>第44条の2 協会は、第3条の4第2項の審議機関として、国内放送及</p>
現行の放送法施行規則 第11条の2 法第38条第3項の総務省令で定める期間は、5年とする	<p>（情報公開）</p> <p>第58条 本協会は、本協会の財務及び業務の状況について、聴取者に対する情報の提供及び聴取者からの求めによる情報の開示による情報の開示を行う。（以下「情報公開基準」という。）を定め、これに基づいて情報公開を行う。</p> <p>2 本協会は、前項の規定による情報公開基準を定め、又は変更した場合には、これを公表する。</p> <p>（学識経験者による委員会）</p> <p>第59条 会長は、業務の執行に關し諮問するため必要と認めるときは、学識経験者を有する者によって組織する委員会を置くことができる。</p> <p>（苦情処理）</p> <p>第60条 本協会は、その業務に關して申出のあつた苦情その他の意見については、適切かつ迅速にこれを処理する。</p>

新	新
2 本協会は、前項の規定による提出を行つたときは、運帶なく、同項の書類を各事務所に備えて置き、5年間、一般的の閲覧に供する。	<p>（情報公開）</p> <p>第39条の2 本会は、本会の財務及び業務の状況について、聴取者に対する情報の提供及び聴取者からの求めによる情報の開示による情報の開示を行う。（以下「情報公開基準」という。）を定め、これに基づいて情報公開を行なう。</p> <p>2 本会は、前項の規定による情報公開基準を定め、又は変更した場合には、これを公表する。</p> <p>（学識経験者による委員会）</p> <p>第40条 会長は、業務の執行に關し諮問するため必要と認めるときは、学識経験者を有する者によって組織する委員会を置くことができる。</p>
現行の放送法施行規則 第11条の2 法第38条第3項の総務省令で定める期間は、5年とする	<p>（中央審議会及び地方審議会の設置）</p> <p>第41条 本会は、国内放送等の放送番組の適正を図るため、中央放送番組審議会（以下「中央審議会」という。）及び地方放送番組審議会（以下「地方審議会」という。）を置く。</p> <p>2 地方審議会は、放送法第44条の2第2項に基づく政令で定める地域ごとに置く。</p> <p>（任務）</p> <p>第42条 中央審議会は、次条第1項及び第3項の規定による会長の諮問に応じて答申する。</p> <p>2 地方審議会は、次条第2項及び第3項の規定による会長の諮問に応じて答申する。</p> <p>3 中央審議会及び地方審議会は、国内放送等の放送番組の適正を図るために必要な事項を審議するときは、会長に対して意見を述べることができる。</p> <p>（諮問事項）</p> <p>第43条 本会が国内番組基準及び国内外放送等の放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、中央審議会に諮問する。</p> <p>2 本会が第41条第2項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、地方審議会に諮問する。</p> <p>3 会長は、前2項に掲げるもののほか、国内放送等の放送番組の適正を図るために必要な事項を審議するときは、会長は、中央審議会に諮問することができる。</p> <p>4 前項の規定により会長が諮問する事項は、中央審議会又は地方審議会に對しては第61条第2項に規定する放送番組に係るものとする。</p>

新放送法等 関連条文

新	日本放送協会定款
(報告事項) 第64条 会長は、次の各号に掲げる事項を中央審議会又は地方審議会(以下「地方審議会」という。)及び受託放送番組審議会(以下「国際放送送信委員会」という。)に係る中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)並びに国際放送送信委員会(以下「国際放送送信等」という。)に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。 2 地方審議会は、政令で定める地域ごとに置くものとする。 3 中央審議会は委員15人以上、国際審議会は委員10人以上をもつて組織する。 4 中央審議会及び国際審議会の委員は、学識経験を有する者たちから、経営委員会の同意を得て、会長が委嘱する。 5 地方審議会の委員は、学識経験を有する者であつて、当該地方審議会に係る第2項に規定する地域に住所を有する者たちから、会長が委嘱する。 6 第3条の4第2項の規定により協会に応じて審議する事項には、中央審議会に係る同条第3項に規定するもの及び全国向けの放送番組に係るものの、地方審議会にあつては第2項に規定する地域向けの放送番組に係るもの、国際審議会にあつては国際放送等に係る第3条の4第3項に規定するもの及び国際放送等に係る第2項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、これはこれを変更しようとするときは、地方審議会に諮問しなければならない。 8 第3条の4第2項の規定により協会に対して意見を述べることができる事項は、中央審議会及び地方審議会にあつては国内放送等の放送番組に係るもの、国際審議会にあつては国際放送等の放送番組に係るものとする。	(報告事項) 第43条の2 会長は、次の各号に掲げる事項を中央審議会又は地方審議会に報告する。 (1) 次条第1項の規定により講じた措置の内容 (2) 放送法第4条第1項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況 (3) 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要 (答申等に対する措置) 第44条 会長は、中央審議会又は地方審議会が第42条の規定により答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置を講じなければならない。 2 会長は、次の各号に掲げる事項を公表する。 (1) 中央審議会又は地方審議会が会長の諮問に応じてした答申又は会長に対しても述べた意見の内容その他中央審議会及び地方審議会の譲事の概要 (2) 前項の規定により講じた措置の内容 (組織及び委員の委嘱) 第45条 中央審議会は委員7人以上、地方審議会は委員7人以上をもつて組織する。 2 中央審議会の委員は、学識経験を有する者たちから、経営委員会の同意を得て、会長が委嘱する。 3 地方審議会の委員は、学識経験を有する者であつて、当該地方審議会に係る第41条第2項に規定する地域に住所を有するものたちから、会長が委嘱する。
(国際審議会) 第67条 本協会は、国際放送等の放送番組の適正を図るため、国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置く。 2 第62条第1項及び第3項、第63条第1項及び第3項、第64条、第65条並びに前条第1項及び第2項の規定は、国際審議会について準用する。この場合において、第62条第3項及び第63条第3項中「国内放送等」とあるのは「国際放送等」と、第63条第1項中「国際番組基準及び国際放送等」とあるのは「国際番組基準及び国際放送等」と、前条第1項中「中央審議会は委員7人以上、地方審議会は委員7人以上」とあるのは「国際審議会は、委員10人以上」とそれ読み替える。	(審議会の運営) 第46条 本会は、国際放送等の放送番組の適正を図るため、国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置く。 2 第42条第1項及び第3項、第43条第1項及び第3項、第43条の2、第44条並びに前条第1項及び第2項の規定は、国際審議会について準用する。この場合において、第42条第3項及び第62条第1項中「国内放送等」とあるのは「国際放送等」と、第62条第1項中「国際番組基準及び国際放送等」とあるのは「国際番組基準及び国際放送等」と、前条第1項中「中央審議会は委員10人以上、地方審議会は委員7人以上」とあるのは「国際審議会は、委員10人以上」とそれ読み替える。
(事業年度) 第68条 この定款に規定する事項のほか、中央審議会及び地方審議会並びに国際審議会の運営に関しては、会長の定めるところによる。	(審議会の運営) 第47条 この定款に規定する事項のほか、中央審議会及び地方審議会並びに国際審議会の運営に関しては、会長の定めるところによる。
(事業年度) 第36条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日終わる。	(事業年度) 第48条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

新放送法 関連条文

新放送法等	関連条文	日本放送協会定款
(企業会計原則) 第36条の2 協会の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。	新 (企業会計原則) 第70条 本協会の会計は、放送法第36条の2に基づく総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。	日 (収支予算、事業計画及び資金計画) 第71条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、これを総務大臣に提出する。これを変更しようとするときも同様も、同様とする。 2 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法第37条第2項の規定による国会の承認を受けて、これを実施する。
第37条の2 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画が国際会議その他のやむを得ない理由により当該事業年度の開始の日までにその承認を受けることができない場合には、3箇月以内に限り、事業の経常的運営及び施設の建設又は改修の工事（国会の承認を受けた前事業年度の事業計画に基づいて実施したこれらの工事の継続に係るものに限る。）に必要な範囲の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣の認可を受けてこれを実施する。	新 (収支予算等) 第72条 本協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画が国際会議その他のやむを得ない理由により当該事業年度の開始の日までにその承認を受けることができない場合には、3箇月以内に限り、事業の経常的運営及び施設の建設又は改修の工事（国会の承認を受けた前事業年度の事業計画に基づいて実施したこれらの工事の継続に係るものに限る。）に必要な範囲の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣の認可を受けてこれを実施する。	日 (収支予算等) 第49条 本会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、これを総務大臣に提出する。これを変更しようとするときも同様も、同様とする。 2 前項の収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法第37条第2項の規定による国会の承認を受けて、これを実施する。
第37条 第37条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣に提出しなければならない。 2 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。	新 (収支予算、事業計画及び資金計画) 第37条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画が国際会議その他のやむを得ない理由により当該事業年度の開始の日までにその承認を受けることができない場合には、3箇月以内に限り、事業の経常的運営及び施設の建設又は改修の工事（国会の承認を受けた前事業年度の事業計画に基づいて実施したこれらの工事の継続に係るものに限る。）に必要な範囲の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣の認可を受けてこれを実施する。	日 (収支予算等) 第50条 本会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画が国際会議その他のやむを得ない理由により当該事業年度の開始の日までにその承認を受けることができない場合には、3箇月以内に限り、事業の経常的運営及び施設の建設又は改修の工事（国会の承認を受けた前事業年度の事業計画に基づいて実施したこれらの工事の継続に係るものに限る。）に必要な範囲の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣の認可を受けてこれを実施する。
第37条 第4項に規定する受信料の月額は、同項の規定にかかるわらず、前事業年度終了日の属する月の受信料の月額とする。	新 (財務諸表の提出等) 第73条 本協会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書並びに資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれに関する説明書（以下「財務諸表」という。）を作成して、これに監査委員会及び会計監査人の意見書を添え、当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画に基いてしたものとみなす。	日 (財務諸表等の提出等) 第51条 本会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらに関する説明書を作成して、これに監査の意見書を添え、当該事業年度経過後2箇月以内に、総務大臣に提出する。
2 前項の規定による収支予算、事業計画及び資金計画は、当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画の国会による承認があつたときは、失効するものとし、同項の規定による収支予算、事業計画及び資金計画に基いてした収入、支出、事業の実施並びに資金の調達及び返済は、当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画に基いてしたものとみなす。	新 (財務諸表の提出等) 第40条 協会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書その他総務省令で定める書類及びこれらに関する説明書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これに監査委員会及び会計監査人の意見書を添え、当該事業年度経過後3箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。	日 (貸借対照表等の提出等) 第52条 本会は、前項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、同項の書類を各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般的の閲覧に供する。
3 総務大臣は、第1項の認可をしたときは、事後にこれを国会に報告しなければならない。	新 (財務諸表の提出等) 第40条 第12条 法第40条第1項の総務省令で定める書類は、次のものとする。 一 資本等変動計算書 二 キャッシュ・フロー計算書	日 (財務諸表の提出等) 第52条 本会は、前項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、同項の書類を各事務所に備えて置き、一般的の閲覧に供する。
4 協会は、第1項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、同項の書類を各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般的の閲覧に供する。	新 (財務諸表の提出等) 第40条 第12条 法第40条第1項の総務省令で定める書類は、次のものとする。 一 資本等変動計算書 二 キャッシュ・フロー計算書	日 (財務諸表の提出等) 第52条 本会は、前項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、同項の書類を各事務所に備えて置き、一般的の閲覧に供する。
現行の放送法施行規則 第12条の2 法第40条第4項の総務省令で定める期間は、5年とする	新 (財務諸表の提出等) 第40条 第12条 法第40条第1項の総務省令で定める書類は、次のものとする。 一 資本等変動計算書 二 キャッシュ・フロー計算書	日 (財務諸表の提出等) 第52条 本会は、前項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、同項の書類を各事務所に備えて置き、一般的の閲覧に供する。

新放送法等 関連条文

<p>(会計監査人の監査)</p> <p>第40条の2 協会は、財務諸表について、監査委員会の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。</p> <p>(会計監査人の任命)</p> <p>第40条 会計監査人は、経営委員会が任命する。</p> <p>2 会計監査人は、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の第2項に規定する外国公認会計士法上を含む。）又は監査法人でなければならない。</p> <p>3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。</p> <p>一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができる者</p> <p>二 協会の子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者</p> <p>三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの</p>	<p>(会計監査人の監査)</p> <p>第74条 本協会は、財務諸表について、監査委員会の監査のほか、会計監査人の監査を受ける。</p> <p>(会計監査人の任命)</p> <p>第75条 会計監査人は、経営委員会が任命する。</p> <p>2 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法上を含む。）又は監査法人でなければならない。</p> <p>3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。</p> <p>（1）公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができる者</p> <p>（2）本協会の子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者</p> <p>（3）監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの</p>	<p>(会計監査人の権限等)</p> <p>第76条 会計監査人は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は役員及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。</p> <p>2 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、本協会の子会社に対する会計に関する報告を求める。又は本協会若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>3 会計監査人は、その職務を行うに際して役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、連帶なく、これを監査委員会に報告しなければならない。</p> <p>4 監査委員会が選定した監査委員会の委員は、その職務を行なうため必要があるときは、会計監査人に對し、その監査に関する報告を求めることができる。</p>
<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第40条の5 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての第40条第1項の規定による総務大臣への提出の時までとする。</p>	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第77条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての第73条第1項の規定による総務大臣への提出の時までとする。</p>	<p>(会計監査人の罷免)</p> <p>第78条 経営委員会は、会計監査人が職務の執行の任にいたないと認めるととき、又は会計監査人に職務上の義務違反その他の会計監査人たるに適しない非行があると認めるとときは、これを罷免することができます。</p>
<p>(支出の制限等)</p> <p>第39条 協会の収入は、第9条第1項から第3項までの業務の遂行以外の目的に支出してはならない。</p> <p>2 協会は、第9条第2項第2号及び第3項の業務に係る経理については、総務主管で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。</p>	<p>(支出の制限等)</p> <p>第4条第1項から第3項までの業務の遂行以外の目的には支出しない。</p> <p>2 本協会は、第4条第2項第2号の業務（専ら受信料を財源として行うものを除く。以下「番組アーカイブ業務」という。）及び同条第3項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理する。</p>	<p>(支出の制限等)</p> <p>第52条 本協会の収入は、第4条第1項から第3項までの業務の遂行以外の目的には支出しない。</p> <p>2 本協会は、第4条第3項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理する。</p>

新放送法 関連条文

日本放送協会定款

改正後の放送法施行規則 (区分経理の方法) 第1条の3 协会は、法第9条第2項第2号の業務（専ら受信料を財源として行うものを除く。以下「番組アーカイブ業務」という。）及び同条第3項を設けて整理しなければならない。
2 協会は、番組アーカイブ業務、法第9条第3項の業務及びこれらの業務以外の業務のうち2以上の業務に開運する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理しなければならない。

（放送債券）

第42条 協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、放送債券を発行することができる。

2 協会の発行額は、会計検査院の検査を経た最近の事業年度の賞借対照表による協会の純財産額の3倍を超えることができる。

3 協会は、収行済みの放送債券の償換のため、一時前項の規定による制限を超えて放送債券を発行する。この場合においては、発行する放送債券の払込みの期日（数回に分けて払込みをさせることは、第1回の払込みの期日）から6箇月以内にその発行額に相当する額の収行済みの放送債券を償還する。

4 協会は、第1項の規定により放送債券を発行したときは、毎事業年度末現在の発行債券未償還額の10分の1に相当する額を償還積立として積み立てる。

5 協会は、放送債券を償却する場合に限り、前項に規定する積立金と当することができる。

6 協会の放送債券の債権者は、協会の財産について他の債権者に先だち自己的債権の弁済を受ける権利を有する。

7 前項の先取特権の順位は、民法の一般の先取特権に次ぐものとする。

8 各項に定めるもののほか、放送債券に必要な事項については、政令の定めるところにより、会社法（平成17年法律第86号）及び社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の社債に関する規定を準用する。

（成立のときにおける資産）

第81条

本協会は、本協会の成立の時において、社団法人日本放送協会から承継した財産を、本協会の成立の時における資産とする。

（残余財産の処分）

第82条

本協会が解散した場合には、協会の残余財産は、国に帰属する。

（放送債券）

第53条

本協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、必要があるときは、放送債券を発行する。ただし、その発行額は、放送法第40条第3項の規定による会計検査院の検査を経た最近の事業年度の賞借対照表による本協会の純財産額の3倍を超えないものとする。

2 本協会は、収行済みの放送債券の償換のため、必要があるときは、一時前項の規定による制限を超えて放送債券を発行する。この場合には、発行する放送債券の払込みの期日（数回に分けて払込みをさせることは、第1回の払込みの期日）から6箇月以内にその発行額に相当する額の収行済みの放送債券を償還する。

3 本協会は、第1項の規定による放送債券を発行したときは、毎事業年度末現在の発行債券未償還額の10分の1に相当する額を償還積立として積み立てる。

4 前項の積立金は、放送債券を償還する場合に限り、充当することができる。

（放送債券）

第54条

本協会は、本協会の成立のときにおいて、社団法人日本放送協会から承継した財産を、本協会の成立のときにおける資産とする。

（残余財産の処分）

第55条

本協会が解散した場合には、本協会の残余財産は、国に帰属する。

<p>新放送法等 関連条文</p> <p>改正法</p> <p>附 則 (日本放送協会の業務の委託に関する経過措置)</p> <p>(企業会計原則等に関する経過措置)</p> <p>第 3 条 この法律の施行の際限り日本放送協会（以下「協会」という。）が第 1 条の規定による改正前の放送法（以下「旧放送法」という。）第 9 条第 1 項第 4 号の委託協会国際放送業務を行つてゐる場合であつて、当該業務の一部が新放送法第 9 条第 7 項に規定するテレビジョン放送による外國人向け委託協会国際放送業務である場合には、施行日から起算して 1 年を経過するまでの間は、新放送法第 9 条の 2 第 2 項の規定は、適用しない。</p> <p>第 4 条 新放送法第 3 条の 2、第 3.8 条、第 3.9 条第 2 項、第 4.0 条及び第 4.0 条の 2 の規定は、施行日以後に開始する協会の事業年度から適用し、施行日前に開始した協会の事業年度については、なお従前の例による。</p> <p>2 施行日の前日において協会の監事である者の任期は、施行日前に開始した事業年度の業務報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらに関する説明書（次項において「貸借対照表等」という。）の提出の日までとする。</p> <p>3 第 1 項の規定により監事が協会の施行日前に開始した事業年度の業務報告書及び貸借対照表等に添える意見書を作成する場合においては、旧放送法第 2.3 条第 3 項、第 2.4 条、第 2.6 条第 4 項から第 9 項まで、第 2.7 条第 4 項及び第 5 項、第 2.8 条の 2、第 2.9 条第 1 項並びに第 5.4 条の規定は、なお効力を有する。</p>	<p>日本放送協会定款</p> <p>新</p> <p>新</p> <p>新</p>	<p>附 則</p> <p>1 この定款は、放送法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 136 号）の施行日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この定款の施行の際現に本協会が変更前の定款（以下「旧定款」という。）第 4 条第 1 項第 4 号の委託協会国際放送業務を行つてゐる場合であつて、当該業務の一部がこの定款の第 4 条第 4 項に規定するテレビジョン放送による外國人向け委託協会放送業務である場合には、施行日から起算して 1 年を経過するまでの間は、この定款の第 4.9 条第 2 項の規定は、適用しない。</p> <p>3 この定款の第 5.7 条、第 7.0 条、第 7.3 条、第 7.4 条並びに第 7.9 条第 2 項及び第 3 項の規定は、施行日以後に開始する本協会の事業年度から適用し、施行日前に開始した本協会の事業年度については、なお従前の例による。</p> <p>4 施行日の前日において本協会の監事である者の任期は、施行日前に開始した事業年度の業務報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらに関する説明書（次項において「貸借対照表等」という。）の提出の日までとする。</p> <p>5 第 3 項の規定により監事が本協会の施行日前に開始した事業年度の業務報告書及び貸借対照表等に添える意見書を作成する場合においては、旧定款第 1.8 条第 3 項、第 2.0 条、第 2.2 条、第 2.3 条第 4 項及び第 5 項、第 2.5 条並びに第 2.6 条第 1 項の規定は、なお効力を有する。</p>
---	--	--

放送法等の一部を改正する法律の概要（NHK関係の改正項目）

(1) ガバナンス強化

NHKのガバナンスを強化するため、経営委員会について、監督権限の明確化、一部委員の常勤化、議決事項の見直し等を行うとともに、経営委員から構成される監査委員会の設置（現行の監事制度は廃止）、外部監査の導入等を措置する。

(2) 番組アーカイブのブロードバンドによる提供

NHKが放送した放送番組（番組アーカイブ）をブロードバンド等を通じて有料で提供することをNHKの業務に追加するとともに、利用者保護のため、その業務の実施基準について認可を要すること等を措置する。

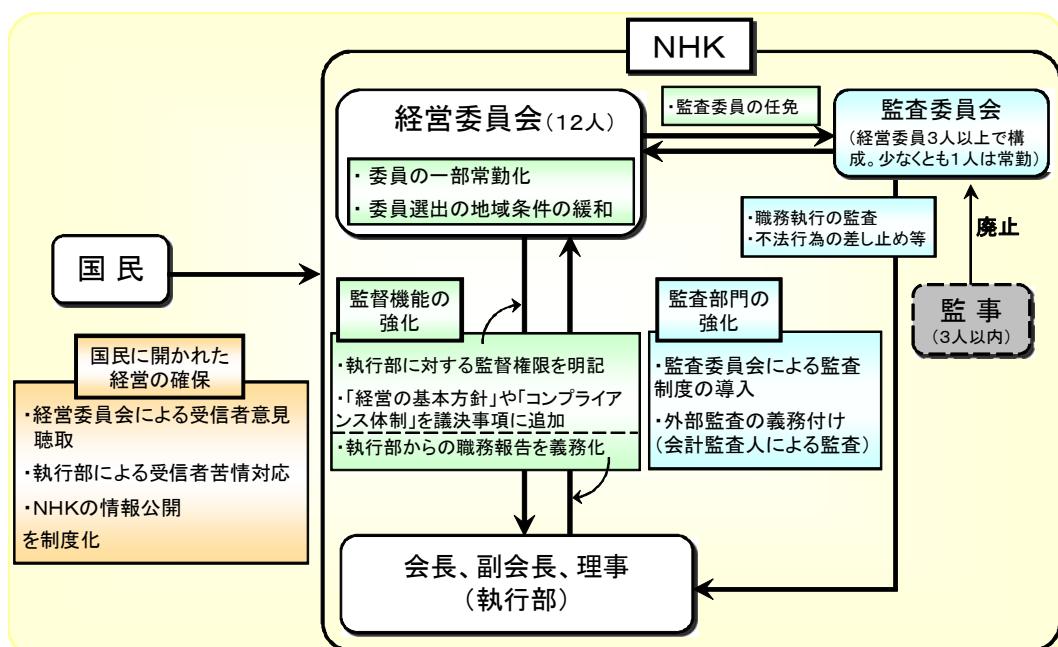
(3) 新たな国際放送の制度化

我が国の対外情報発信力を強化するため、NHKの国際放送の業務を「外国人向け」と「在外邦人向け」に分離し、それぞれに適合した番組準則を適用する。また、外国人向けの映像国際放送について番組制作等を新法人に委託する制度を設ける。

(4) 命令放送制度の見直し

国際放送の命令放送制度について、「命ずる」との文言を「要請する」に改め、NHKはこれに応じるよう努めるものとすること等を措置する。

NHKガバナンス改革の主な措置事項



○放送法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百三十六号）

【放送法等の一部を改正する法律施行後】

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において制令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
（以下 略）

（準備行為）

第二条 第一条の規定による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）

第八条の三第二項及び第九条第九項の認可、新放送法第五十三条の十及び第二条の規定による改正後の電波法（以下「新電波法」という。）
第九十九条の十一の規定による電波監理審議会に対する諮問並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、この法律（前条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前においても行うことができる。

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（定款）

第八条の三 協会は、定款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資産及び会計に関する事項

五 経営委員会、監査委員会、理事会及び役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 放送債券の発行に関する事項

八 公告の方法

2 定款は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。

（電波監理審議会への諮問）

第五十三条の十 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 第二条の二第一項又は第四項の規定により放送普及基本計画を定め、又は変更しようとするとき。

二 第八条の三第二項（定款変更の認可）、第九条第八項（第三十二条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、

第九条第九項（提供基準の認可）、同条第十項（任意的業務の認可）、
（以下 略）

○放送法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第二号）

附 則

1 この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百三十六号）の施行の日から施行する。

（以下 略）

第九条の一の二（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第九条の四第一項（委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定）、第三十二条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第三十三条第一項（国際放送等の実施の要請）、第三十四条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第三十七条の二第一項（収支予算等の認可）、第四十七条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十二条の四第二項（有料放送の役務の契約約款の認可）、第五十二条の七（有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可）、第五十二条の十一（受託放送役務の提供条件の変更命令）、第五十二条の十三第一項（委託放送業務に関する認定）、第五十二条の十七第一項（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）（委託放送事項の変更の許可）、第五十二条の三十第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第五十三条第一項（センターの指定）の規定による処分をしようとするとき。

（以下 略）

○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（定款変更の認可申請）

第三条 法第十二条第二項の規定により定款を変更しようとするときは、申請書に左に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 変更しようとする条項
- 二 変更しようとする理由
- 三 実施しようとする期日

電波監理審議会会長会見用資料

平成20年3月12日

日本放送協会に対する平成20年度国際放送実施要請について
(平成20年3月12日 諮問第20号)

日本放送協会に対する平成20年度委託協会国際放送業務実施要請について
(平成20年3月12日 諮問第21号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局衛星放送課国際放送推進室

(小林室長補佐、森原係長)

電話：03-5253-5798

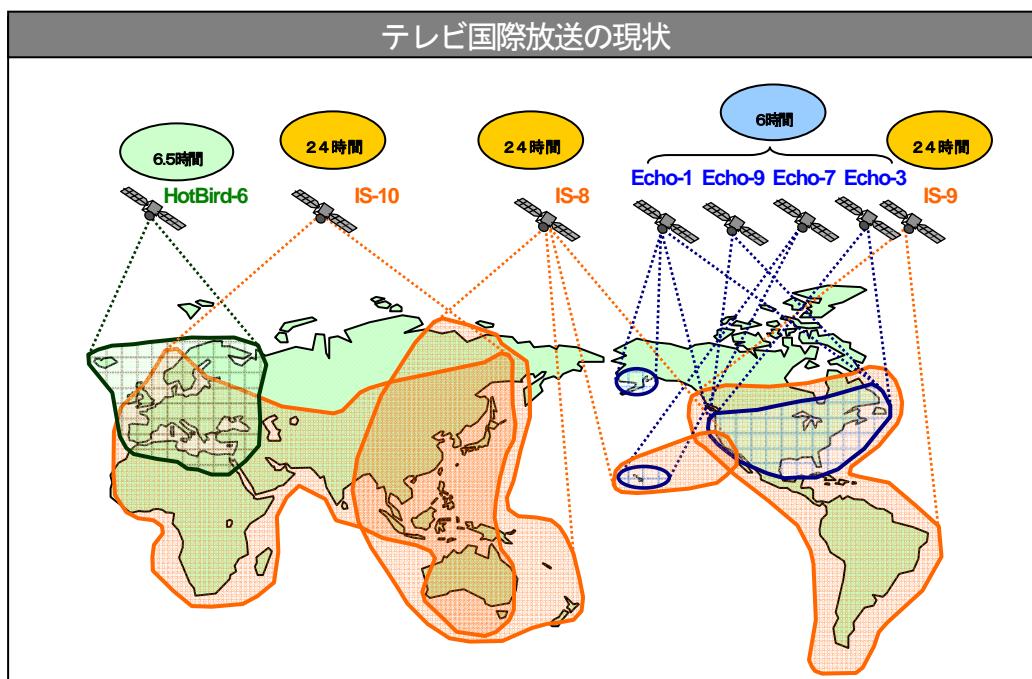
日本放送協会に対する平成20年度国際放送等実施要請について

I テレビ国際放送（委託協会国際放送業務）

1 テレビ国際放送の現状

NHKは、現在、以下のとおり実施。

- (1) 放送時間 1日24時間 (Cバンド)
 - 1日6.5時間程度 (Kuバンド、欧州地域)
 - 1日6時間程度 (Kuバンド、北米地域)
- (2) 放送区域 ほぼ全世界
 - (北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア、大洋州)
- (3) 使用言語 2言語 (日本語、英語)
- (4) 送信衛星 インテルサット社 : IS-8、9、10 エコーラスター社 : Echo-1、3、7、9
ユーテルサット社 : HotBird-6
- (5) 受信方法 各衛星用の受信機及びアンテナを用いた直接受信の他、CATVやホテルなどでも視聴が可能。



2 実施要請のポイント

- (1) 放送法改正に伴い、委託協会国際放送業務の実施は「命ずる」から「要請」へ。
- (2) 委託放送事項を「邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項」等、「国の重要事項に係る報道・解説」へ。
- (3) テレビ国際放送の要請対象を「外国人向け」業務に限定。
- (4) 受信環境整備を特記。

3 実施要請の内容

放送法（昭和25年法律第132号）第33条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務の実施を要請する。

1 委託放送事項

- 委託放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。
- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
 - (2) 国の重要な政策に係る事項
 - (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
 - (4) その他国的重要事項

2 委託して放送をさせる区域

委託して放送をさせる区域は、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州とする。

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 委託して放送させる時間は、委託して放送をさせる各区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (3) 用いる言語は、英語とする。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 委託して行わせる放送の内容等について十分な周知を行うとともに、簡便な受信が可能となるよう、受信環境を整えるなど、受信者の便宜を図り、受信者の増加に努めること。また、放送効果についての必要な調査を行うこと。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

以上

II ラジオ国際放送（国際放送）

1 ラジオ国際放送の現状

NHKは、平成20年3月30日より以下のとおり実施の予定。

(1) 放送時間 1日延べ48時間25分

(2) 放送区域 17区域

(欧洲、北米、ハワイ、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア、豪州・ニュージーランド)

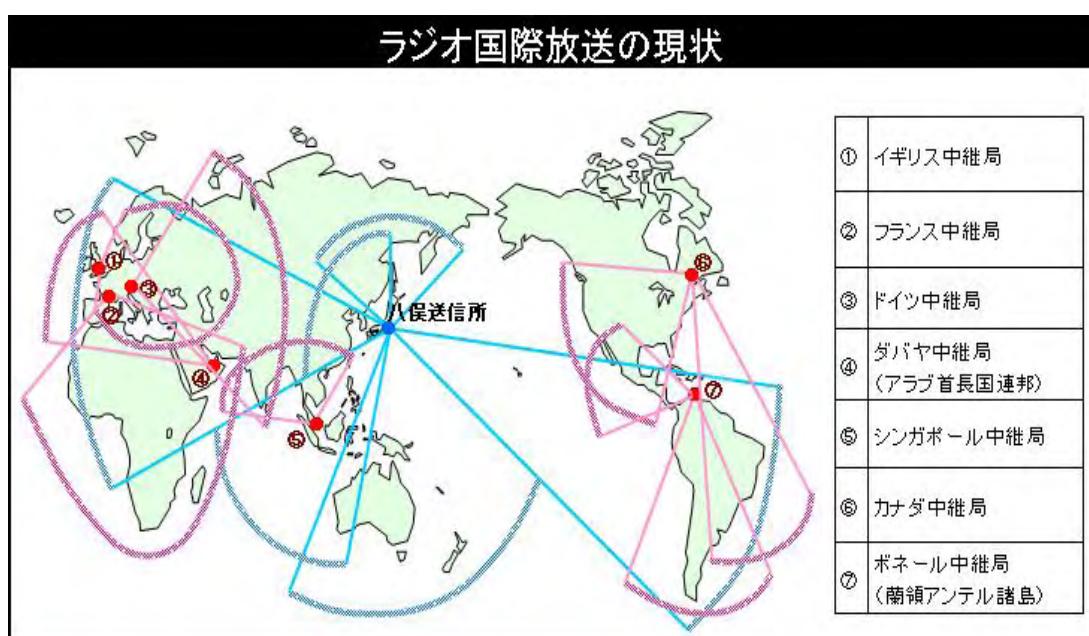
※21年1月より要請対象から、北米、欧州、ハワイを除く。NHKの自主放送における放送区域は21年1月以降も上記の17区域。

(3) 使用言語 18言語

(日本語、英語、中国語、ロシア語、朝鮮語（ハングル）、インドネシア語、フランス語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語、ヒンディー語、ウルドゥー語、ベンガル語、ペルシャ語、ポルトガル語、アラビア語、スワヒリ語)

※21年1月より要請の対象言語は、日本語、中国語、朝鮮語の3言語する予定。NHKの自主放送における使用言語は21年1月以降も上記の18言語。

(4) 送信施設 国内送信所1か所（八俣送信所）、海外中継局7か所



2 実施要請のポイント

(1) 放送法改正に伴い、国際放送の実施は「命ずる」から「要請」へ。

(2) 放送事項を「邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項」等、「国の重要事項に係る報道・解説」へ。

(3) 放送事項の中で「日本人拉致問題への留意」を引き続き明記。

(4) ラジオ国際放送の要請対象は従前どおり「邦人向け」及び「外国人向け」業務とする。

(5) 平成21年1月以降、ラジオ国際放送の要請対象は、日本語・中国語・朝鮮語の三言語に限定。

3 実施要請の内容

放送法（昭和25年法律第132号）第33条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- イ 国の重要な政策に係る事項
- ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- エ その他国的重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

2 放送区域

(1) 平成20年12月31日以前の放送区域は、欧州、北米、ハワイ、中米、南米、中東・北アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランドとする。

(2) 平成21年1月1日以後の放送区域は、上記区域から、欧州、北米及びハワイを除いた区域とする。

3 その他必要な事項

(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。

(2) 各放送区域への送信は、ハム送信所又は海外中継局から実施すること。

(3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。

(4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

(5) 用いる言語は、各放送区域の受信者に適したものとする。ただし、平成21年1月1日以後については、日本語、中国語又は朝鮮語とする。

(6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。

(7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。

(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

以上

日本放送協会に対する平成20年度国際放送等実施要請について (参考資料)

基本的考え方及び背景	
日本放送協会に対する平成20年度国際放送等実施要請の基本的考え方	----- 1
命令放送に関する制度改正のポイント	----- 2
新たな国際放送のイメージ	----- 3
新国際放送の事業運営のイメージ	----- 4
NHKワールドテレビの編成(案)	----- 5
日本放送協会平成20年度収支予算と事業計画の説明資料(抜粋)	----- 6
新年度以降のラジオ国際放送の実施体制について	----- 7
各国放送機関における短波国際放送廃止の動き	----- 8
平成18年度～平成20年度 NHK経営計画(抜粋)	----- 9
NHKの国際放送関係経費と交付額の推移	----- 10
拉致問題	
福田総理施政方針・所信表明演説(拉致問題関連)	----- 11
拉致問題対策本部の設置、対応	----- 12
北朝鮮による日本人拉致問題	----- 15
現行テレビ国際放送の問題点とこれまでの経緯	
映像国際放送の現状と問題点	----- 22
チャンネル毎の視聴可能国数	----- 23
諸外国における映像による情報発信強化の動き	----- 24
新国際放送の検討経緯	----- 25
映像国際放送の在り方に関する検討委員会(概要)	----- 26
「外国人向けの映像による国際放送」の在り方とその推進方策(答申)	----- 27
過去の命令書等	
平成19年度委託協会国際放送業務実施命令書	----- 28
平成19年度国際放送実施命令書	----- 30
国際放送等実施命令における放送事項の変遷	----- 33
テレビ・ラジオ国際放送諸元	
テレビ国際放送の概要	----- 34
諸外国のテレビ国際放送	----- 35
ラジオ国際放送の概要	----- 36
諸外国のラジオ国際放送	----- 37
関係法令	
国際放送の改正放送法上の位置付け	----- 38
放送法参考条文	----- 39

日本放送協会に対する平成20年度国際放送等実施要請の基本的考え方

1. 「要請」制度化への対応

○放送法改正(20年4月1日施行予定)に伴い「命ずる」を「要請」へ

- ・要請への応諾はNHKの努力義務。NHKは応諾をもつて、国際放送を実施。応諾のための検討期間を設定。

○放送事項(委託放送事項)は、改正法の規定に準拠

- ・現行制度における「時事」「国の重要な政策」「国際問題に関する政府の見解」に係る報道・解説の指定を、改正法の規定に従い、「邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項」「国の重要な政策に係る事項」「国の文化、伝統及び社会経済に係る事項」「その他国的重要事項」に係る報道・解説の指定に変更。

2. テレビ国際放送の強化

- ・対外情報発信力強化の観点から、テレビ国際放送を強化。要請対象を「外国人向け」業務に限定するとともに、交付金額を大幅増額（19年度3億円→20年度15・2億円）。
- ・年度第4四半期（21年1月）以降、NHK自主放送部分も含め、新たなスキームによる外国人向け放送として再編・出発予定。

3. ラジオ国際放送の役割転換

- ・新たなスキームによるテレビ国際放送の開始される、年度第4四半期以後、ラジオ国際放送はテレビ国際放送への補完的役割へ。要請対象は、NHKの自主放送分を含む18言語のうち日・中・朝の3言語に限定。

4. 北朝鮮による日本人拉致問題への対応

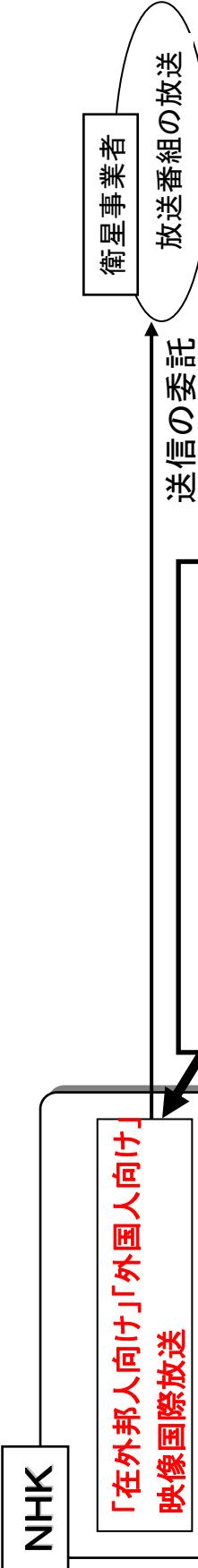
- ・ラジオ国際放送の放送事項の中で「北朝鮮による日本人拉致問題への留意」を明記。

命令放送に関する制度改正のポイント

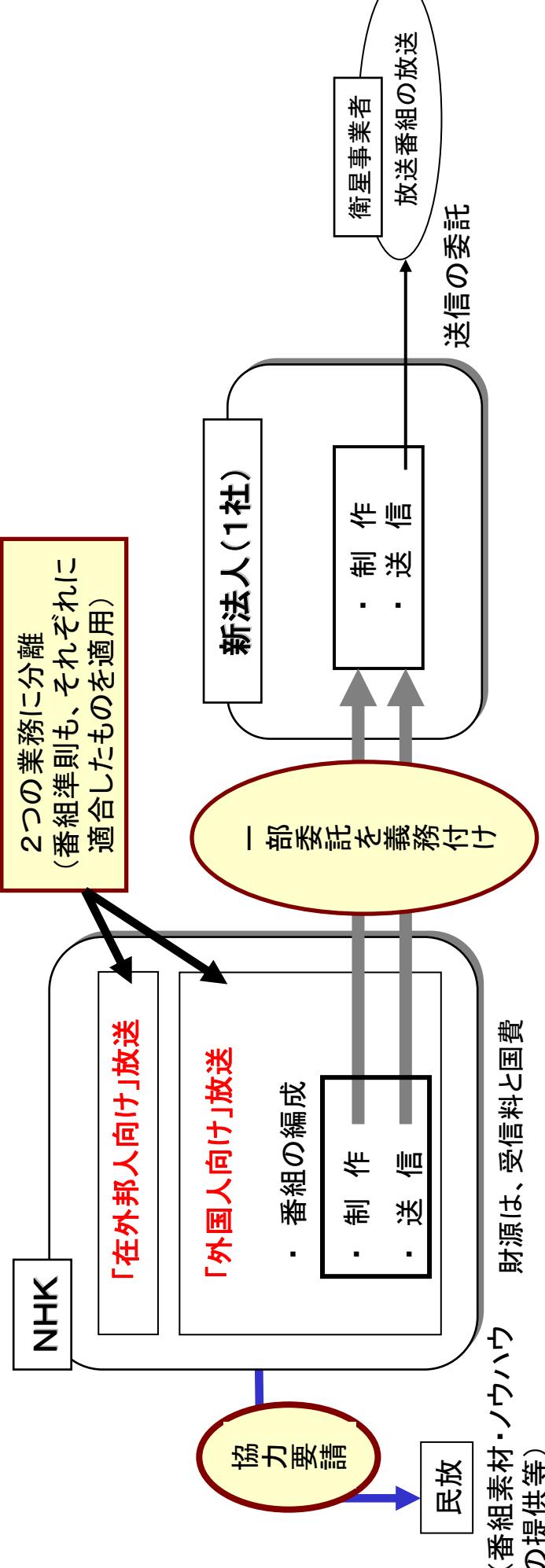
改正放送法の概要	現行放送法の概要
1 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（ <u>邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、國の文化、伝統及び社会経済に係る重要な事項その他の國の重要な事項に係るものに限る。</u> ）その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを要請することができる。	総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うべきことを命ずることができる。
2 総務大臣は、要請をする場合には、 <u>協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。</u>	
3 協会は、総務大臣から要請があつたときは、 <u>これに応じるよう努めるものとする。</u>	

新たな国際放送のイメージ

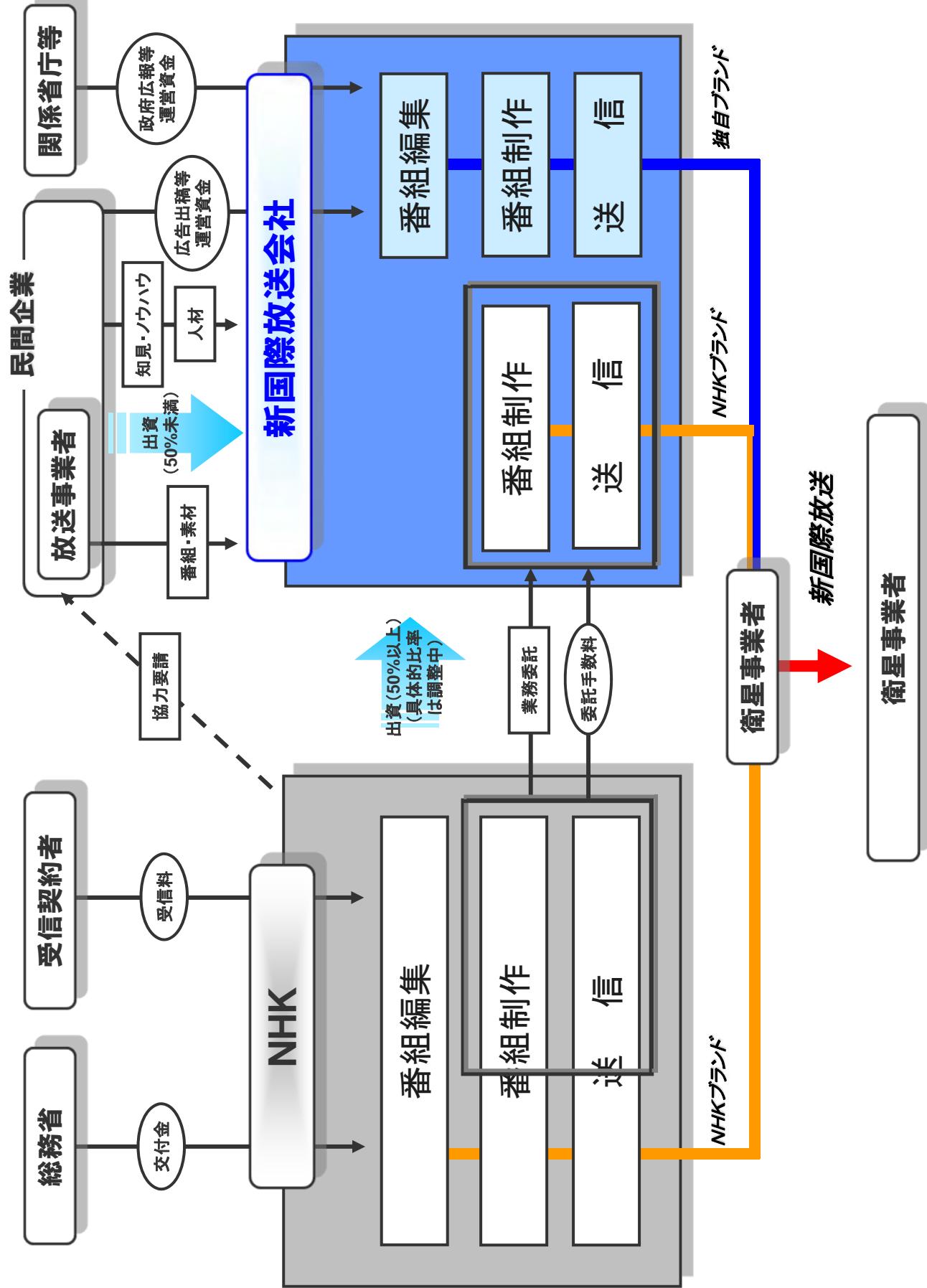
〔現行〕



〔改正後〕



新国際放送の事業運営のイメージ

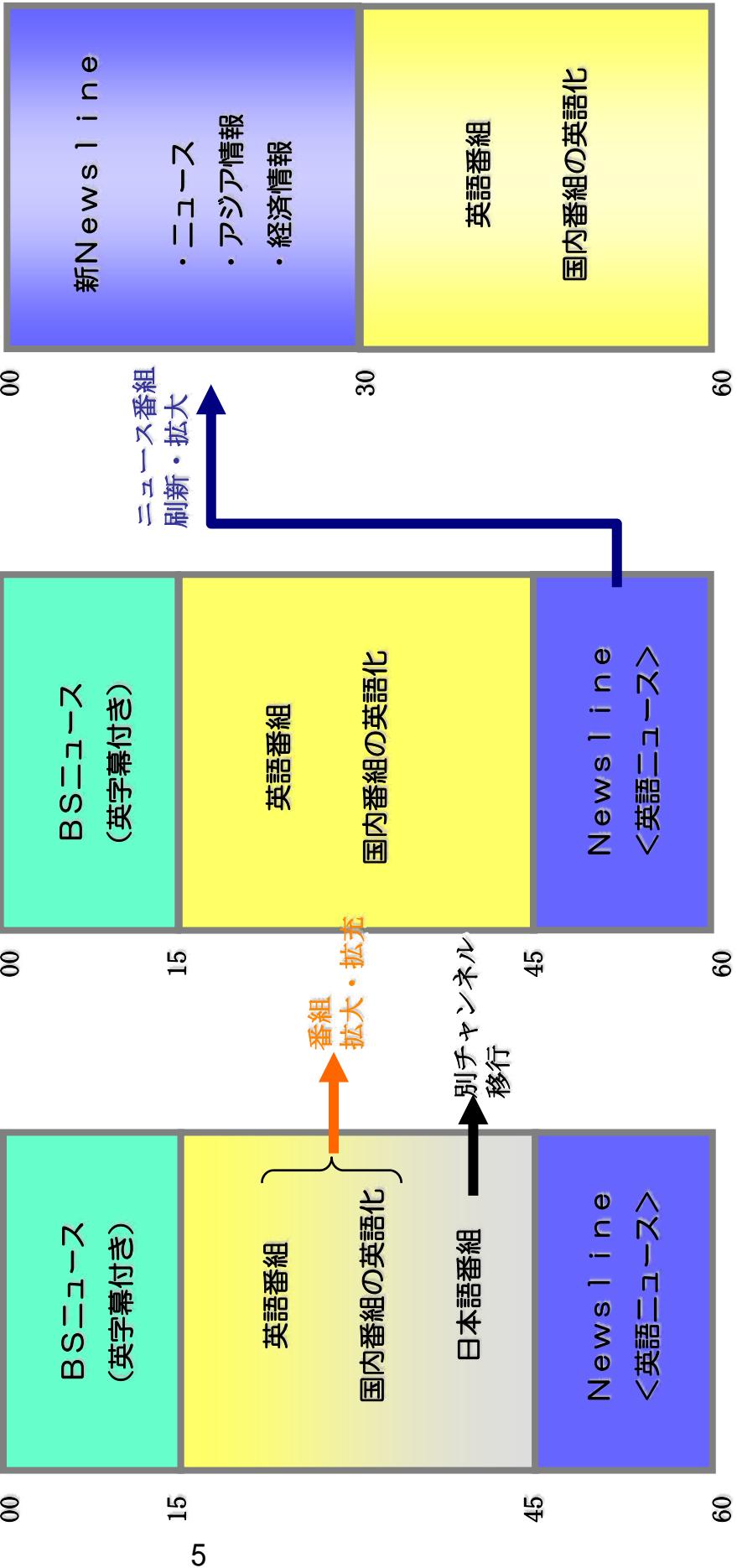


NHKワールドTVの編成(案)

現 在

- 日本人向け番組と
外国人向け番組の混在
- (分)

- 完全英語化
(日本語番組の別チャンネル移行)
- 情報番組の拡充



* 1時間モデル<これを24時間、繰り返す>

3. 国際放送による海外への情報発信の強化

日本の今を映像によって広く世界に伝え、世界の人々の日本への理解促進を図るため、テレビ国際放送のニュース・番組を強化することも、海外での視聴者を増やすため、各国の放送事業者による再送信を推進していきます。

① テレビ国際放送の充実・強化

- 英語ニュースの30分化、アジアニュースや経済情報の強化
- 日本のファッション、アニメ、ゲーム等を紹介する番組等、国際放送の独自番組の増加
- 国際放送専用テレビスタジオを更新整備
- アジア、オセアニア、北米、欧州を中心とした受信環境の整備等

[テレビ国際放送]

区分	1日の放送時間
世界のほぼ全地域向け	24時間

上記のほか、北米および欧州地域でそれぞれ1日6時間程度の放送を実施します。

[受信環境整備]

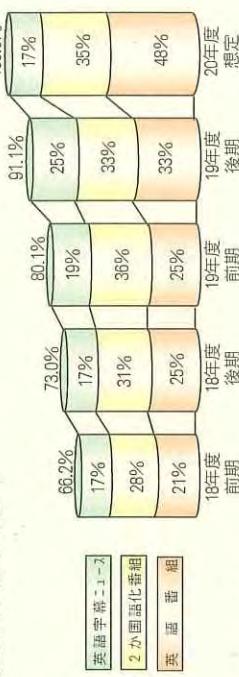
区分	19年度 (米国ワシントン地域) インド 南太平洋諸島	20年度 北米(*)、欧洲(*) 中東・北アフリカ マレーシア(*)、東南アジア オーストラリア等	21年度 アフリカ 中南米等	※は年度後半開始を見込む	
				予算(見込)	受信環境整備費
				3.0億円	約700万世帯
				12.8億円	約1億1千万世帯
				19.5億円	約1億2千万世帯



平成20年度末までに受信環境を整備する予定の地域

② テレビ国際放送の英語化率 100%を達成

- 「3か年経営計画」で掲げた「英語化率 100%」を20年度後期改定で達成（英語化率100%までの推移）



<参考>ラジオ国際放送の概要

国際放送が歐米を中心としたラジオ短波放送からラジオ中継放送へシフトしていくのに伴い、ラジオでは19年度後半期から送信時間を見直すとともに、4言語を削減し、地域に応じた効率的な情報発信を進めています。

20年度も引き続き、地域の実情に応じた放送時間の設定や番組内容の充実等、番組編成を一部見直すことで、より効果的に効率的な放送を行っていきます。また、海外の送信体制を、現行の9中継局から7中継局へと大幅な見直しを行い、異なる経費削減を生み出しています。

20年度は、ラジオからラジオテレビへのシフトに必要な一時経費として、八俣送信機運用体制を10台から6台に縮小するための工事経費が発生します。

「ラジオ日本」の送信図(イメージ)



[ラジオ国際放送]

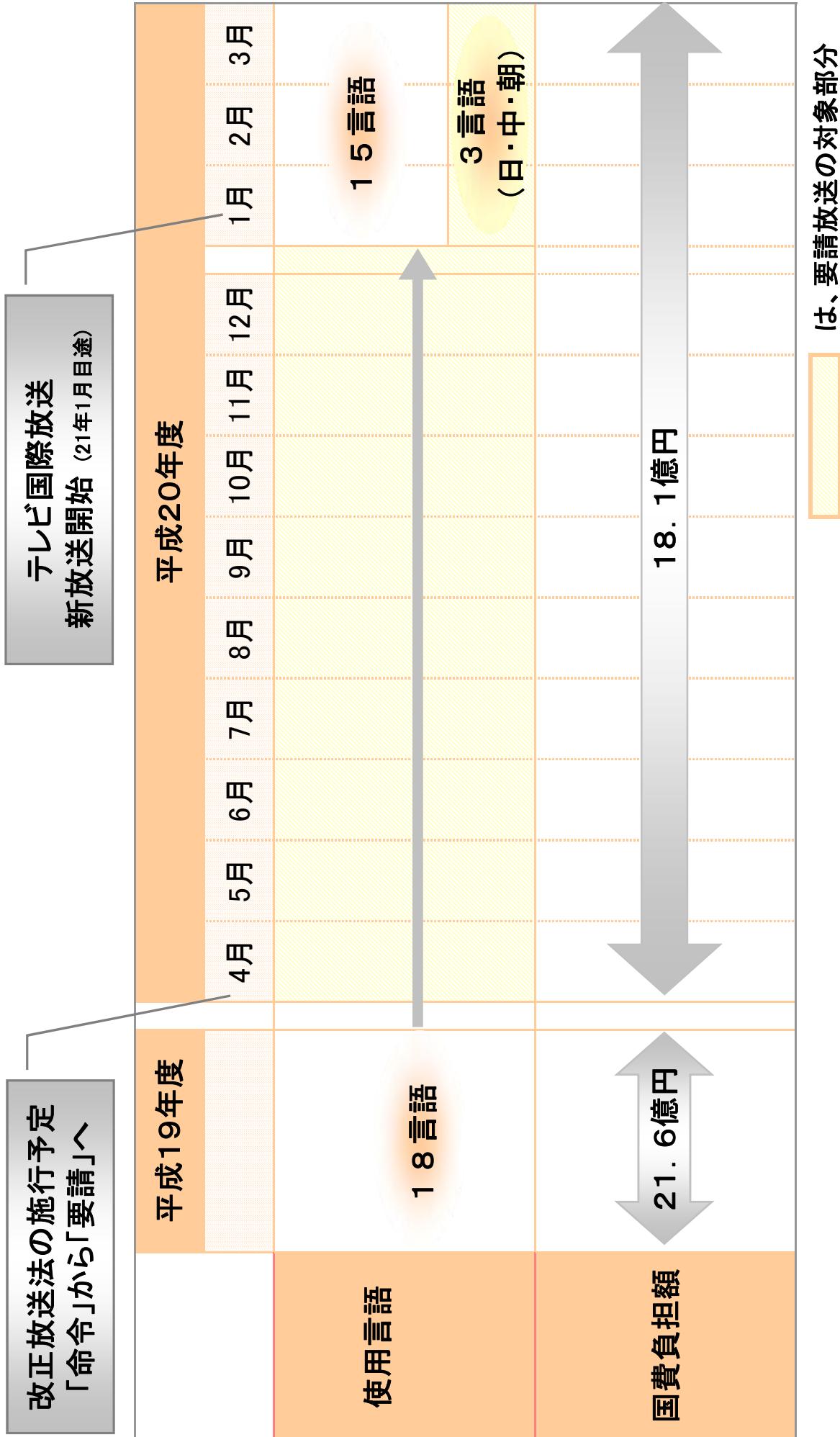
使用言語	1日の放送時間
18言語	延べ48時間25分

「国際放送費」	19年度	20年度	増減額	率・%	備考	(単位 億円)
国際放送費	85.8	111.2	25.3	29.5		
テレビ国際放送	40.8	68.8	28.0	68.6	英語ニュースの拡大、英語番組の新設、受信環境整備等	
ラジオ国際放送	45.0	42.3	-2.6	-5.9	八俣送信所アンテナ工事、送信時間・地域の見直し等	

人件費、減価償却費を含めた20年度の国際放送にかかるトータルコストは130.9億円です。

なお、国からの国際放送関係交付金は33.2億円です。

新年度以降のラジオ国際放送の実施体制について



各国放送機関における短波国際放送廃止の動き

BBC

- ・1999年、ドイツ語の放送を廃止。
- ・2001年、北米及び大洋州向け放送を廃止。
- ・2005年から2006年にかけて10言語の放送を廃止。
- ・2007年、中国語の報道番組以外の放送の廃止を表明。

D W

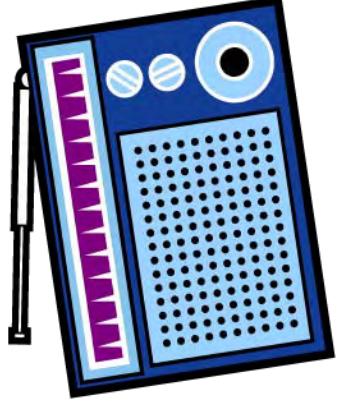
- ・1997年、イタリア語、オランダ語、デンマーク語、ノルウェー語の放送を廃止。
- ・1999年、日本語の放送を廃止。
- ・2003年、北米及びニュージーランド向けの英語の放送を廃止。
- ・2006年、北米向けのドイツ語の放送を廃止。

VOA

- ・2008年度予算案において、12言語の放送を廃止する方針を発表。

その他

- ・2006年、フィンランド放送会社は全ての放送を廃止。



NHKの新生と デジタル時代の公共性の追求

平成18年度～20年度 NHK経営計画

(抜粋)

世界に向かた情報発信の強化

- ◆ “日本の今”を映像によって広く世界に伝え、世界の人々の日本への理解促進を図ることがますます必要な時代となりました。

そのためにNHKでは、テレビ国際放送（NHKワールドTV）の英語化を推進します。英語化を図るための財源措置として、ラジオ国際放送の経費軽減の方策などを、国際放送全体のあり方の見直しの中で検討します。

海外の放送配信事業者へのテレビ番組配信（NHKワールド・プレミアム）は、在留邦人や旅行者向けの日本語によるサービスに特化します。

- ◆ インド洋大津波を教訓にアジアの放送局との連携を強化し、防災情報の交換や災害報道を強化する取り組みを充実させます。
- ◆ 他国に先駆けて蓄積してきた豊富なハイビジョン番組や映像を、海外のメディアに積極的に提供するとともに、国際共同制作による質の高い大型番組の制作を推進し、日本の視点・日本の文化を世界に伝える役割を強化します。

国際放送の実施経費

（平成16年度決算）

- ・テレビ国際放送実施経費 27.4億円
- ・ラジオ国際放送実施経費 85.3億円*

(*うち、命令放送実施のための
国の交付金 22.7億円)

テレビ国際放送の英語化

- ・平成20年度までに英語化率100%（英語字幕・日英2か国語放送を含む）を目指す。

ラジオ国際放送

- ・短波により全世界に向けて、22の言語で、合わせて1日65時間放送。
- ・今後のあり方の検討を30～31ページに記述。

番組の主な海外提供（販売）

- ・韓国KBS、中国CCTVなどに毎年ハイビジョン番組を継続提供。
- ・カタールの教育専門チャンネルに教育番組300時間分を毎年継続提供。

（2）ラジオ国際放送のあり方を検討

- ◆ 海外への情報発信は、かつての短波による音声放送だけの時代から、衛星によるテレビ放送やインターネットでも可能になり、こうしたメディアで情報を入手している人々が増えています。

- ◆ こうした中で、現在のラジオ国際放送について、世界各地の聴取実態などを踏まえつつ、地域に応じた効果的効率的な情報発信を進めるため、送信地域の見直しや、インターネットなど他のメディアへの移行を検討します。

また、デジタル短波放送の国際的な普及も見定めながら、現行の短波による国際放送の有用性について総合的に検討します。

ラジオ国際放送

- ・短波によるラジオ国際放送のあり方を、平成20年度までに公表。

NHKの国際放送関係経費と交付額の推移

(単位:千円)

年度	ラジオ国際放送 運営経費		テレビ国際放送 運営経費		総額合計
	総額	交付金	総額	交付金	
15	8,671,852	1,973,500	2,778,055	—	11,449,907
16	8,538,889	2,273,500	2,746,977	—	11,285,866
17	8,450,946	2,273,500	2,703,190	—	11,154,136
18	7,941,789	2,256,137	3,061,160	—	11,002,949
19	7,972,029	2,157,617	4,803,722	300,000	12,775,751
20	7,230,301	1,806,931	7,868,395	1,522,500	15,098,696

※ 平成18年度までは決算額、平成19年度は予算額、平成20年度は予定額。

福田総理施政方針・所信表明演説（拉致問題関連）

第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説（抜粋） 【平成20年1月18日】

（友好的な二国間関係の発展）

北朝鮮に対しては、六者会合などの場を通じ、関係各国と連携して核の放棄を求めていきます。また、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現し、不幸な過去を清算し日朝国交正常化を図るべく、引き続き最大限の努力を行っていきます。

第168回国会における福田内閣総理大臣所信表明演説（抜粋） 【平成19年10月1日】

（平和を生み出す外交）

朝鮮半島をめぐる問題の解決は、アジアの平和と安定に不可欠です。北朝鮮の非核化に向け、六者会合などの場を通じ、国際社会との連携を一層強化してまいります。拉致問題は重大な人権問題です。すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現し、「不幸な過去」を清算して日朝国交正常化を図るべく、最大限の努力を行います。

拉致問題対策本部の設置について

平成18年 9月29日
閣議決定

1. 拉致問題に関する対応を協議し、同問題への戦略的取組み並びに安否不明の拉致被害者に関する真相究明、生存者の即時帰国に向けた施策等総合的な対策を推進するため、内閣に拉致問題対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官、拉致問題担当大臣
本部員 他のすべての国務大臣
3. 本部長は、必要に応じ、特定の事項に関し、関係する本部構成員による審議の場を設けることができる。
4. 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. その他、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

拉致問題対策本部会合開催状況

■第1回 平成18年10月16日（月）

【概要】

拉致問題解決に向けた取組みや拉致問題対策本部の今後の進め方等につき、意見交換を行った。拉致問題における今後の対応方針を策定した。

【拉致問題における今後の対応方針】

平成14年9月17日、我が国と北朝鮮は、日朝平壤宣言に署名し、同宣言の精神及び基本原則に従い日朝間の諸懸案を解決し、国交正常化の早期実現に向けた努力を傾注することを確認した。しかしながら、北朝鮮は、我が国の国家主権と国民の生命・安全にかかる拉致問題において極めて不誠実な対応をとり続けてきたのみならず、本年7月に弾道ミサイルを発射し、更には、今般、我が国を含む国際社会の再三の警告にもかかわらず、核実験を実施した旨の発表を行った。

拉致問題及び核・ミサイル問題に関し北朝鮮側は、日朝平壤宣言をはじめ、六者会合の共同声明、安保理決議第1695号等に違反する行動をとっており、我が国は、北朝鮮側に対し、改めて、厳重なる抗議及び断固たる非難の意を表明する。また、今般全会一致で採択された安保理決議第1718号も、北朝鮮が発表した核実験を非難し、北朝鮮及び各国がとる措置を決定すると同時に、北朝鮮が他の安全保障及び人道上の懸念に対応することの重要性を強調している。

かかる状況の中、拉致問題については、政府として、引き続き、「対話と圧力」という一貫した考え方の下、解決に向け粘り強く取り組んでいくこととし、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないということをここに改めて確認した上で、今般新たに設置した拉致問題対策本部を中心に政府一体となって、すべての拉致被害者の生還を実現すべく、今後の対応方針を以下のとおり決定する。北朝鮮がこうした我が国の決意を厳粛に受け止め、拉致問題を解決するための決断

を早急に下すよう強く求める。

1. 北朝鮮側に対し、すべての拉致被害者の安全を確保し、直ちに帰国させるよう引き続き強く求めていく。また、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しについても引き続き強く求めていく。
2. 現在、政府としては、北朝鮮に対して、人道支援の凍結措置（平成 16 年 12 月 28 日発表）、万景峰 92 号の入港禁止を含む諸措置（平成 18 年 7 月 5 日発表）、北朝鮮のミサイル等に関する資金の移転防止等の措置（平成 18 年 9 月 19 日発表）、すべての北朝鮮籍船の入港禁止やすべての品目の輸入禁止を含む諸措置（平成 18 年 10 月 11 日発表）等を講じているが、今後の北朝鮮側の対応等を考慮しつつ、更なる対応措置について検討する。
3. 現行法制度の下での厳格な法執行を引き続き実施していく。
4. 拉致問題対策本部を中心に、拉致問題に関する情報を集約・分析し、問題解決に向けた措置の検討を迅速に推し進めていくとともに、拉致問題に関する国民世論の啓発を一層強化する。
5. 「特定失踪者」にかかる事案を含め、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に関する捜査・調査等を引き続き全力で推進していく。また、捜査・調査の結果、新たに拉致と認定される事案があれば、北朝鮮側に対して然るべき取り上げていく。
6. 国連をはじめとする多国間の場、また、関係各国との緊密な連携を通じて、拉致問題の解決に向けた国際的な協調を更に強化していく。

（首相官邸ホームページより引用）

■ 拉致問題対策本部関係省庁対策会議開催状況

■ 第1回 平成 18 年 11 月 7 日（火）

【概要】

拉致問題対策本部第一回会合で策定された「拉致問題における今後の対応方針」に基づく各省庁の具体的施策に関する報告がなされた。

対北朝措置の執行と捜査努力の継続に加え、特に、情報収集・分析、国際協調、広報活動について、当面、重点的に取り組んでいくことを確認し、三つの分科会（情報、法執行、広報）を設置した。

■ 第2回 平成 19 年 1 月 26 日（金）

【概要】

これまでの取組みの成果を検証するとともに、今後重点的に取り組む事項について協議し、今後の政府の方針・取組みについて確認した。

関係省庁からの報告を踏まえ、協議を行った結果、政府としては、北朝鮮への対話の窓口を開きつつ、北朝鮮に誠意ある対応を促すため、対北朝鮮措置の執行と捜査努力の継続、拉致問題に関する情報収集・分析、国際協調、広報活動について一層取組を強化していくことが確認された。

■ 第3回 平成19年5月25日（金）

【概要】

関係省庁から対北朝鮮措置に関する報告が行われ、引き続き対北朝鮮措置を着実に執行していくことが確認された。また、拉致関連捜査・調査の状況、外交面の取組み、国内外への啓発等について対策本部事務局及び担当省庁から報告がなされた。

関係省庁からの報告を踏まえ、政府としては、北朝鮮への対話の窓口を開きつつ、北朝鮮に誠意ある対応を促すため、対北朝鮮措置の執行、捜査努力及び拉致問題に関する情報収集・分析の継続に加えて、G8サミットをはじめとする機会を活用し、国際協調、広報活動について一層取組みを強化していくことが確認された。

(拉致問題対策本部ホームページより引用)

北朝鮮による日本人拉致問題

平成 19 年 7 月

平成 14 年 9 月 17 日、平壤で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側は長年否定していた日本人の拉致を初めて認め、謝罪し、再発の防止を約束した。現在、日本政府は 17 名の日本人を北朝鮮による拉致被害者として認定しており、そのうち 5 名については、平成 14 年 10 月 15 日に 24 年ぶりの帰国が実現した（御家族については、平成 16 年 5 月及び 7 月にそれぞれ帰国・来日）。しかしながら、残りの安否不明の方々については、平成 16 年 5 月 22 日の第 2 回日朝首脳会談において、北朝鮮側より、直ちに真相究明のための徹底した調査を再開する旨の明言があったにもかかわらず、未だに北朝鮮当局より納得のいく説明がなされていない状況である。

日本政府としては、「拉致問題は我が国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、その解決なくしては北朝鮮との国交正常化はあり得ない」との方針を堅持し、安否不明の拉致被害者がすべて生存しているとの前提に立ち、北朝鮮側に対し、すべての被害者の安全確保及び即時帰国、真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを強く要求するとともに、北朝鮮側の対応を考慮しつつ、我が方として更なる対応措置について検討する旨明確にしてきている。また、政府としては、認定した 17 名の拉致被害者以外にも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めており、新たに拉致と認定される事案があれば、北朝鮮側に対し然るべき取り上げていく考えである。

なお、北朝鮮側は、累次にわたり、「拉致問題は解決済み」としつつ、「日本は過去の清算を回避するために拉致問題を利用している」旨主張しているが、かかる批判は日本政府として許容できるものではない。日本政府としては、すべての被害者の帰国や真相究明等がなされない限り、拉致問題が解決したとは言えないとの立場であり、また、「過去の清算」の問題については、日朝平壤宣言に基づき誠実に対応するとの立場である。過去の問題と現在進行中の人権侵害である拉致問題は異なる問題であり、過去の問題により拉致問題を正当化するかのような北朝鮮側の態度は到底受け入れられない。

1. 背景

1970 年代から 1980 年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となつたが、日本の当局による捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになった。平成 3 年以来、政府は、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起したが、北朝鮮側は頑なに否定しつづけ、平成 14 年 9 月の日朝首脳会談においてようやく初めて拉致を認めるに至った。

北朝鮮が拉致という未曾有の国家的犯罪行為を行った背景には、工作員による日本人への身分の偽装、工作員を日本人にしたてるための教育係としての利用、北朝鮮に匿われている「よど号」グループ（注）による人材獲得、といった理由があつたとみられる。日本政府はこれまでに 17 名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。こうした捜査・調査の結果、これまで、日本国内における日本人以外（朝鮮籍）の拉致容疑事案や海外における拉致容疑事案も明らかになっている（下記 3(1)（ロ）及び 4(1)（イ）参照）。

なお、日本国内では、平成 9 年に拉致被害者の御家族により「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）」が結成される等、被害者の救出を求める運動が活発に展開され、これまで 600 万人を超える署名が総理大臣に提出されている。

(注)昭和45年3月31日、日本航空351便(通称「よど号」)をハイジャックした犯人とその家族等の総称。

2. 拉致問題をめぐる日朝間のやりとり

(1) 第1回日朝首脳会談(平成14年9月)

(イ) 平成14年9月17日の日朝首脳会談において、北朝鮮の金正日(キム・ジョンイル)国防委員長は、長年否定していた日本人の拉致を初めて認めて謝罪し、拉致被害者のうち4名は生存、8名は死亡、1名は北朝鮮入国が確認できない旨伝えた。また、調査依頼をしていなかった1名について拉致を認め、その生存を確認した(他方、その後の調査で北朝鮮側は、同時に行方不明となった同人の母親については、入国の事実はない旨主張した。)。その上で、関係者の処罰および再発防止を約束すると同時に、家族の面会および帰国への便宜を保証すると約束した。

これに対し、小泉純一郎総理(当時)は、金正日国防委員長に対し強く抗議し、継続調査、生存者の帰国、再発防止を要求した。

(ロ) 北朝鮮外務省のスポーツマンは、同日、拉致事件に関する談話を発表し、北朝鮮側として被害者の帰国ための必要な措置をとる用意があることを明らかにした。

(2) 事実調査チームの派遣(平成14年9月～10月)

平成14年9月28日から10月1日にかけて、政府派遣による事実調査チームが生存者と面会し、安否未確認の方についての情報収集に努めた。しかし、北朝鮮提供の情報はそもそも限られている上、内容的にも一貫性に欠け、疑わしい点が多く含まれていた。同年10月29日～30日にクアラルンプールで開催された第12回日朝国交正常化交渉においても、政府は150項目にわたる疑問点の指摘とともにさらなる情報提供を要求したが、北朝鮮側からのまとまった回答はなかった。

(3) 5人の被害者の帰国(平成14年10月)

(イ) 日本政府からの要求に応じて、平成14年10月15日、拉致被害者5人(地村保志さん・富貴恵さん・蓮池薰さん・祐木子さん・曾我ひとみさん)が帰国し、家族との再会を果たした。

(ロ) 日本政府は、これら拉致被害者が、北朝鮮に残してきた家族も含めて自由な意思決定を行い得る環境の設定が必要であるとの判断の下、同年10月24日、5人の拉致被害者が日本に引き続き残ること、また、北朝鮮に対して、北朝鮮に残っている家族の安全確保および帰国日程の早急な確定を強く求める方針を発表した。

その後、これら家族の帰国及び安否不明の拉致被害者に関する真相究明が日朝間の重大な懸案となり、協議されてきた。

(4) 第2回日朝首脳会談(平成16年5月)

平成16年5月22日、第1回日朝首脳会談において合意された日朝平壤宣言を履行していく考えを改めて確認し、日朝間の信頼関係の回復を図るため、小泉総理(当時)が再度訪朝し、拉致問題をはじめとする日朝間の問題や核、ミサイルといった北東アジア地域の平和と安定にかかる安全保障上の問題等につき議論が行われた。拉致問題に関しては、この会談を通じ、以下の諸点が両首脳間で申し合わされた。

- ・ 北朝鮮側は、地村保志さん・富貴恵さんの御家族、蓮池薰さん・祐木子さんの御家族、計5名が、同日、日本に帰国することに同意する。(曾我ひとみさんの御家族3名については、総理から直接1時間にわたり、来日を強く働きかけたものの、同日の来日は実現しなかったが、その後7月18日に帰国・来日が実現した。)

- ・ 安否不明の拉致被害者の方々について、北朝鮮側が、直ちに真相究明のための調査を白紙の状態から再開する。

(5) 日朝実務者協議(平成 16 年 8 月、9 月、11 月)

- (イ) 平成 16 年 8 月 11 日～12 日(第 1 回)及び 9 月 25 日～26 日(第 2 回)、北京において日朝実務者協議が開催され、北朝鮮側より、安否不明者に関する再調査の途中経過が提供されたが、情報の裏付けとなる具体的な証拠や資料の提供がなく不十分なものであった。
- (ロ) 上記のやりとりを踏まえ、第 3 回日朝実務者協議が平成 16 年 11 月 9 日より 14 日まで平壌にて開催された。同協議は 50 時間余りに及び、「調査委員会」との質疑応答の他、合計 16 名の「証人」からの直接の聴取、さらには拉致に関係する施設等に対する現地視察も行われた。

また、第 3 回協議では、日本政府として拉致被害者とは認定していないが北朝鮮に拉致された疑いが排除されない失踪者(いわゆる「特定失踪者」等)の問題について、北朝鮮側に対し 5 名の氏名を示して関連情報の提供を求めるとともに、日本側からの指摘の有無にかかわらず、日本人拉致問題に関し更なる情報がある場合には速やかに提供するよう重ねて申し入れたが、北朝鮮側からは、当該 5 名について入境は確認できなかったと回答があった。

- (ハ) 日本政府は直ちに、第 3 回協議において北朝鮮側より提示のあった情報及び物的証拠に対する精査を実施し、その結果を 12 月 24 日に御家族に説明すると共に、その概要を対外公表した。また、翌 25 日、北朝鮮側に対し、以下の内容を口頭及び書面で申し入れた。併せて、精査結果概要及び横田めぐみさんの「遺骨」とされたものの鑑定結果要旨を手交した。

- ・ 第 3 回日朝実務者協議を通じて得た情報・物証につき、「8 名は死亡、2 名は入境確認せず」との北朝鮮側説明を裏付けるものはなかった。この説明は受け入れられるものではなく、誠意を欠く対応に強く抗議する。
- ・ これまでに提供された情報・物証では、安否不明の拉致被害者に関する真相を究明するためには全く不十分と言わざるを得ず、「白紙」に戻しての徹底した調査と呼べるものではない。多くの疑問点があり、また、横田めぐみさんの「遺骨」とされた骨の一部からは、同人のものとは異なる DNA が検出されたとの鑑定結果を得た。
- ・ 安否不明の拉致被害者に関する真相究明を一刻も早く行うとともに、生存者は直ちに帰国させるよう強く要求する。迅速かつ誠意ある対応がない場合には、我が方として厳しい対応をとる方針である。

- (二) 平成 17 年 1 月 26 日、北朝鮮側より、横田めぐみさんの「遺骨」とされた骨片に関する日本側鑑定結果に関する考え方を含む北朝鮮の 1 月 24 日付「備忘録」が我が方に伝達されるとともに、改めて本件骨片の返還要求があった。これに対し、我が方よりは、2 月 10 日、北朝鮮側「備忘録」に対する反論を伝達し、改めて生存する拉致被害者の即時帰国と真相究明を強く要求した。その後も、2 月 24 日、4 月 13 日に北朝鮮側より同様の内容が伝達されたことから、我が方より、改めて鑑定結果の客観性、科学性に言及しつつ反論した。

(6) 日朝包括並行協議(平成 18 年 2 月)

平成 18 年 2 月 4 日～8 日、北京において、「日朝包括並行協議(「拉致問題等の懸案事項に関する協議」、「安全保障に関する協議」及び「国交正常化交渉」の 3 つを並行して行う協議)」が開催された。拉致問題に関する協議は合計約 11 時間にわたり、我が方より改めて、生存者の帰国、真相究明を目指した再調査の約束、拉致実行犯の引渡しを強く要求した。

これに対し、北朝鮮側は、「生存者は既にすべて帰国した」旨のこれまで同様の説明を繰り返した。真相究明については、これまで誠意を持って努力した、調査した事実をそのまま回答している旨主張し、安否不明者の再調査継続すら約束しなかった。また、拉致実行犯の引渡しについては、政治的問題である等の主張を行い、引渡しを拒否した。

このように、北朝鮮側からは、拉致問題の解決に向けた具体的進展は何ら示されなかつた。加えて、脱北者支援活動を行う邦人等7名について、北朝鮮国内法に違反する旨の主張を行い、その引渡し等を要求してきた。

(7) 北朝鮮による弾道ミサイルの発射及び核実験実施の発表(平成18年7月、10月)

- (イ) 平成18年7月5日、北朝鮮により7発の弾道ミサイルが発射された。これに対し日本政府は、万景峰92号の入港禁止を含む9項目の対北朝鮮措置を即日実施し、併せて、北朝鮮側に対し、同措置の内容等を伝達しつつ厳重な抗議を行つた。
- (ロ) 更に北朝鮮は、同年10月9日、国際社会の再三の警告にもかかわらず、核実験を実施した旨の発表を行つた。これに対し日本政府は、厳重なる抗議及び断固たる非難の意を表明した上で、同11日、すべての北朝鮮籍船の入港禁止やすべての品目の輸入禁止を含む4項目の対北朝鮮措置を発表した。
- (ハ) これら一連の対北朝鮮措置は、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、諸般の事情を総合的に勘案して決定したものであるが、北朝鮮側が拉致問題の解決に向けて誠意ある対応をとつてこなかつたことも、同措置を決定する判断材料の一つとなっている。なお、日本政府は、平成19年4月10日、北朝鮮が引き続き拉致問題において何ら誠意ある対応を見せていないこと等を総合的に勘案し、北朝鮮船舶の入港禁止措置と北朝鮮からの輸入禁止措置の半年間延長、及びその他の対北朝鮮措置の継続を決定した。

(8) 日朝国交正常化のための作業部会(平成19年3月)

平成19年3月7日～8日、同年2月の六者会合の結果設置されることが合意された「日朝国交正常化のための作業部会」第1回会合がベトナムのハノイにおいて開催された。同協議において、我が方より改めて、すべての拉致被害者及びその家族の安全確保と速やかな帰国、真相究明、拉致実行犯の引渡しを要求したが、北朝鮮側は、「拉致問題は解決済み」との従来の立場を繰り返すのみならず、我が国の北朝鮮に対する「経済制裁」の解除を求めるなど、拉致問題の解決に向けた誠意ある対応は示されなかつた。

3.国際社会における動き

(1) 拉致問題に対する国際的関心の高まり

- (イ) 北朝鮮による日本人の拉致は、人間の尊厳、人権及び基本的自由の重大かつ明白な侵害である。国連人権委員会において平成15年より3年連続で採択された「北朝鮮の人権状況」決議においても外国人の拉致に関する未解決の問題の緊急な解決を求めていた。平成17年2月には、ムンタボーン北朝鮮人権状況特別報告者が来日し、拉致被害者の御家族との会談等、本件拉致問題の現状について精力的に情報収集を行い、その後同年8月に発表された北朝鮮の人権状況に関する報告書において、北朝鮮が外国人の拉致問題のような不法行為に対し、効果的かつ迅速な手続きにより救済措置をとるべきことを勧告している（なお、北朝鮮は、同報告者による同国への訪問調査等の協力を行っていない）。また、平成17年12月には初めて国連総会本会議で「北朝鮮の人権状況」決議が採択された。総会決議は、外国人の拉致問題の問題を含め北朝鮮の人権状況に深刻な懸念を表明し、北朝鮮に対し人権状況の改善につき国連への協力を求める内容となっている。同決議は、平成18年12月にも賛成多数により採択され（2年連続）、上記内容に加え、拉致問題が国際的懸念

事項であり他の主権諸国家の国民の人権を侵害するものであるとの内容等が新たに盛り込まれた。さらに、国連のアナン事務総長(当時)は、平成18年5月の韓国訪問に際し、拉致問題について、被害者等の苦痛を解消するために北朝鮮による説明が必要である旨発言している。

- (口) また、日本へ帰国した拉致被害者などの証言で、タイ、ルーマニア、レバノン等の日本以外の国でも北朝鮮に拉致された可能性のある者が存在することにも内外の関心が集まっている。平成18年5月には、横田めぐみさんの夫が韓国人拉致被害者である可能性が高いことが判明したことを契機として、日韓の拉致被害者の家族が相互に韓国及び日本を訪問し、両国家族間の連携を改めて確認した。

平成18年12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間(4(2)参照)」に際しては、各国の拉致被害者の御家族やNGO関係者等の参加の下、家族会・救う会共催の国際会議をはじめ多くの会議やシンポジウム等が開催された。また、ウイティット・ムンタボーン北朝鮮人権状況特別報告者も同期間中に調査のため訪日し、会議への出席のほか、拉致被害者の御家族や政府関係者等と会談を行った。

- (ハ) 各国も、拉致問題に対して理解を示している。例えば、米国政府は、2006年版年次テロ報告書において、日本人拉致問題にも言及しつつ、北朝鮮を引き続きテロ支援国家と位置づけた。また、平成18年4月には、拉致被害者の家族が、米国下院公聴会における証言及びブッシュ大統領との面会等を通じて、拉致被害の深刻さと解決の重要性を訴え、大いに米国関係者及び米国世論の共感を得ている。ブッシュ大統領は、「北朝鮮は人権と人間の尊厳を尊重すべきであり、めぐみさんのお母さんがもう一度娘を抱きしめられるようにすべきである。」旨表明し、我が方の立場に更なる理解と支持を示した。この訪米を通じ、米国ののみならず、国際社会に対して拉致問題の解決の重要性を訴える強いメッセージが発出された。

(2) 我が国の外交上の取組み

- (イ) 日本政府は、サミット等の各種国際会議、首脳会談等あらゆる外交上の機会を捉え拉致問題を提起し、諸外国からの理解と支持を得てきている。例えば、平成19年6月のハイリゲンダム・サミットにおいては、拉致問題は国際的広がりのある人道問題であり、G8として連携して強い対応をとる必要がある、これらについて国際社会は北朝鮮に対して明確なメッセージを送るべきであるとの我が国の訴えに対して参加国の支持が得られ、議長総括に、「我々は北朝鮮に対し、拉致問題の早急な解決を含め、国際社会の他の安全保障及び人道上の懸念に対応するよう求める」との強いメッセージが盛り込まれた。平成19年1月の東アジアサミット後の議長声明では、北朝鮮に対し、拉致問題を含む国際社会の安全保障上・人道上の懸念に積極的に対処するよう求める点が初めて盛り込まれた。
- (ロ) また、平成17年9月に採択された六者会合の共同声明にも、拉致問題を含めた懸案事項が解決されない限り北朝鮮との国交正常化はないという我が国の基本的立場が盛り込まれ、拉致問題を含めた懸案事項を解決することを基礎として、国交を正常化するための措置をとることが同会合の目標の一つとして位置づけられた。
- (ハ) 更に、平成18年10月に全会一致で採択された北朝鮮による核実験実施の発表にかかる安保理決議第1718号には、我が国の強い主張により、北朝鮮が国際社会の「人道上の懸念」に応えることの重要性が盛り込まれた。この「人道上の懸念」に拉致問題が含まれることは明白であり、我が国の大島国連大使もその旨明らかにしている。
- (二) この他、平成18年6月、拉致問題に関する日本政府と在京19か国大使等との意見交換会においても、各國より、拉致問題は国際社会全体で取り組むべき問題であり、国際社会として連携して日本を支援したいとの意向が示されており、上記と併せ、拉致問題解決の重要性とそのための政府の取組みは、国際社会の明確な理解と支持を得ている。

4.国内における取組み状況

(1)日本政府による捜査・調査

日本政府は、平成14年9月の日朝首脳会談以降も、北朝鮮による日本人拉致事案及び拉致の可能性を排除できない事案につき、帰国した拉致被害者からも累次にわたり協力を得つつ、引き続き所要の捜査・調査を進めてきた。こうした捜査・調査の結果、これまで以下のとおり、新たな拉致被害者の追加認定や拉致容疑事案の実行犯の特定等がなされた。日本政府としては、今後も引き続き、所要の捜査・調査を進めていき、新たに拉致と認定される事案があれば、北朝鮮側に対し然るべく取り上げていくとともに、実行犯の特定も含め、拉致の真相究明を全力で進めいく考えである。

(イ)拉致被害者の追加認定

捜査当局による捜査・調査の結果、昭和52年10月鳥取県において女性が失踪した事案(被害者:松本京子さん)及び昭和53年6月に兵庫県において男性が失踪した事案(被害者:田中実さん)に関し、北朝鮮による日本人拉致容疑事案と判断するに足る新たな証拠等が得られたことなどから、日本政府は、平成17年4月27日に田中実さん、平成18年11月20日に松本京子さんを拉致被害者として認定した。これにより、日本政府が認定した北朝鮮による拉致事案は、12件17名となった。

なお、日本国内で北朝鮮当局によって拉致されたことが明らかになった朝鮮籍の拉致被害者1件2名については、拉致は国籍に拘らず重大な人権侵害であり、同時に、我が国の主権侵害にあたることから、北朝鮮側に対し、原状回復として被害者を我が国に戻すことを求めるとともに、同事案に関する真相究明を求めている。

(ロ)拉致容疑事案の実行犯等の特定

捜査当局は、平成18年2月23日、地村夫妻拉致の実行犯として北朝鮮工作員・辛光洙(シン・グアンス)、蓮池夫妻拉致の実行犯として北朝鮮工作員・自称小住健蔵こと通称チエ・スンチョル、同年11月2日、曾我母娘拉致の実行犯として北朝鮮工作員・通称キム・ミョンスク、平成19年2月22日、蓮池夫妻拉致の共犯者として当時朝鮮労働党対外情報調査部対日課指導員・自称韓明一(ハン・ミョンイル)こと通称ハン・クムニョン及び通称キム・ナムジン、平成19年6月13日、石岡亨さん及び松木薰さん拉致の実行犯として「よど号」犯人の妻・森順子及び若林(旧姓:黒田)佐喜子をそれぞれ特定し、逮捕状の発付を得て国際手配を行うとともに、政府として北朝鮮側に身柄引渡しを要求した。

北朝鮮による日本人拉致容疑事案については、これまでにも、平成14年8月以降、原敕晁さん拉致(辛光洙事件)の実行犯である北朝鮮工作員・辛光洙、有本恵子さん拉致の実行犯である「よど号」犯人・魚本(旧姓・安部)公博、久米裕さん拉致(宇出津事件)の主犯格である北朝鮮工作員・金世鎬(キム・セホ)について逮捕状が発付されており、国際手配を行うとともに、日本政府として北朝鮮に対し身柄引渡しを要求している。また、原敕晁さん拉致の共犯者である金吉旭(キム・キルウク)についても逮捕状が発付されており、国際手配を行うなどの所要の措置を講じている。

なお、捜査当局は、朝鮮籍姉弟の拉致容疑事案についても、平成19年4月26日、主犯である洪寿恵(ホン・スヘ)こと木下陽子について逮捕状の発付を得て、国際手配を行っている。

(ハ)横田めぐみさんの夫に関するDNA検査(平成18年4月)

平成18年4月、日本政府の実施したDNA検査により、日本人拉致被害者横田めぐみさんの夫が、昭和53年に韓国より拉致された当時高校生の韓国人拉致被害者金英男(キム・ヨンナム)氏である可能性が高いことが判明した。これを受け、我が方より北朝鮮側に対し、同検査結果を伝えつつ拉致問題解決に向けた誠意ある対応を改めて求めた。なお、韓国政府も独自に同様の検査を実施し、同年5月に同様の結果を得ている。

(2)「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」の施行(平成 18 年 6 月)

この法律は、拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題(「拉致問題等」)に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ拉致問題等の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成 18 年 6 月 23 日に公布・施行された。

同法は、拉致問題等の解決に向けた国の責務の他、拉致問題等の啓発を図る国及び地方公共団体の責務、北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12 月 10 日～16 日)の創設及び同週間での国・地方公共団体の啓発事業の実施等が定められた。

平成 18 年 12 月、同法施行後はじめての「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」において、政府として、テレビ・ラジオ・新聞等の各種媒体を活用した広報、横田ご夫妻を招いての講演会等を実施するとともに、民間団体等が主催する国際会議への支援を行った。

(3)「拉致問題対策本部」の設置(平成 18 年 9 月)

平成 18 年 9 月、日本政府は、拉致問題に関する総合的な対策を推進することを目的として、総理大臣を本部長とする「拉致問題対策本部」を設置した。同対策本部は全閣僚から構成されており、拉致問題の解決に向け、同対策本部を中心に政府一体となって取り組んでいく体制が整備された。

同対策本部は、同年 10 月に第 1 回会合を開催し、すべての被害者の安全確保及び即時帰国等の要求、更なる対応措置の検討、厳格な法執行の継続、情報の集約・分析及び国民世論の啓発、拉致の可能性を排除できない事案の捜査・調査の継続、国際協調の更なる強化の 6 項目からなる「拉致問題における今後の対応方針」を決定した。

政府としては、今後とも、「対話と圧力」という一貫した考え方の下で上記「対応方針」に沿った取り組みを強化・推進しつつ、北朝鮮側に対し、あらゆる機会を通じて、問題解決に向けた決断を早急に下すよう強く求めていく。

(外務省ホームページより引用)

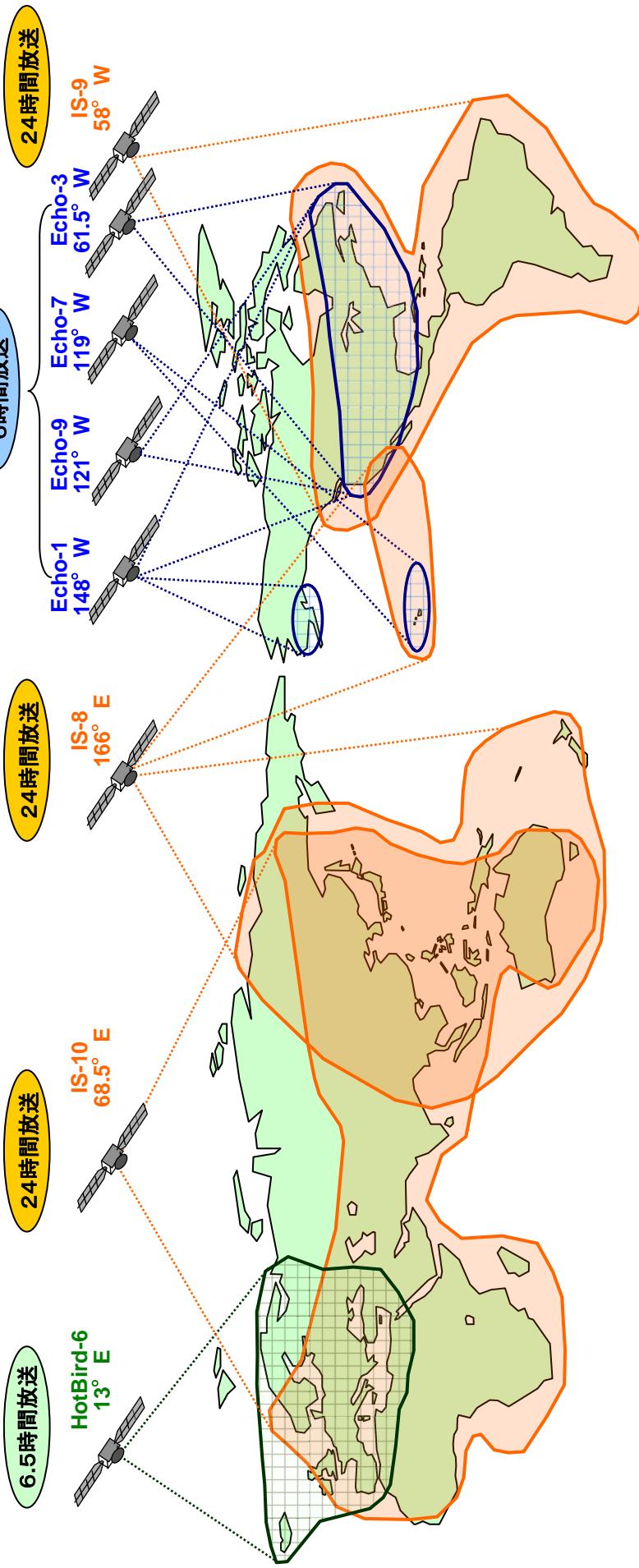
映像国際放送の現状と問題点

- NHKが、外国衛星を利用した無料のテレビ国際放送「NHKワールドTV」を実施。在留邦人の居住地域をほぼ100%カバー。
- 国内・アジア中心の国際ニュース及び情報番組が中心。
- 一定のアンテナ及びチューナーを用いた直接受信の他、再送信により一部の衛星放送、ケーブルテレビなどでも視聴が可能。(Cバンドのアンテナは直径2.5~6m。Kuバンドのアンテナは直径50cm)

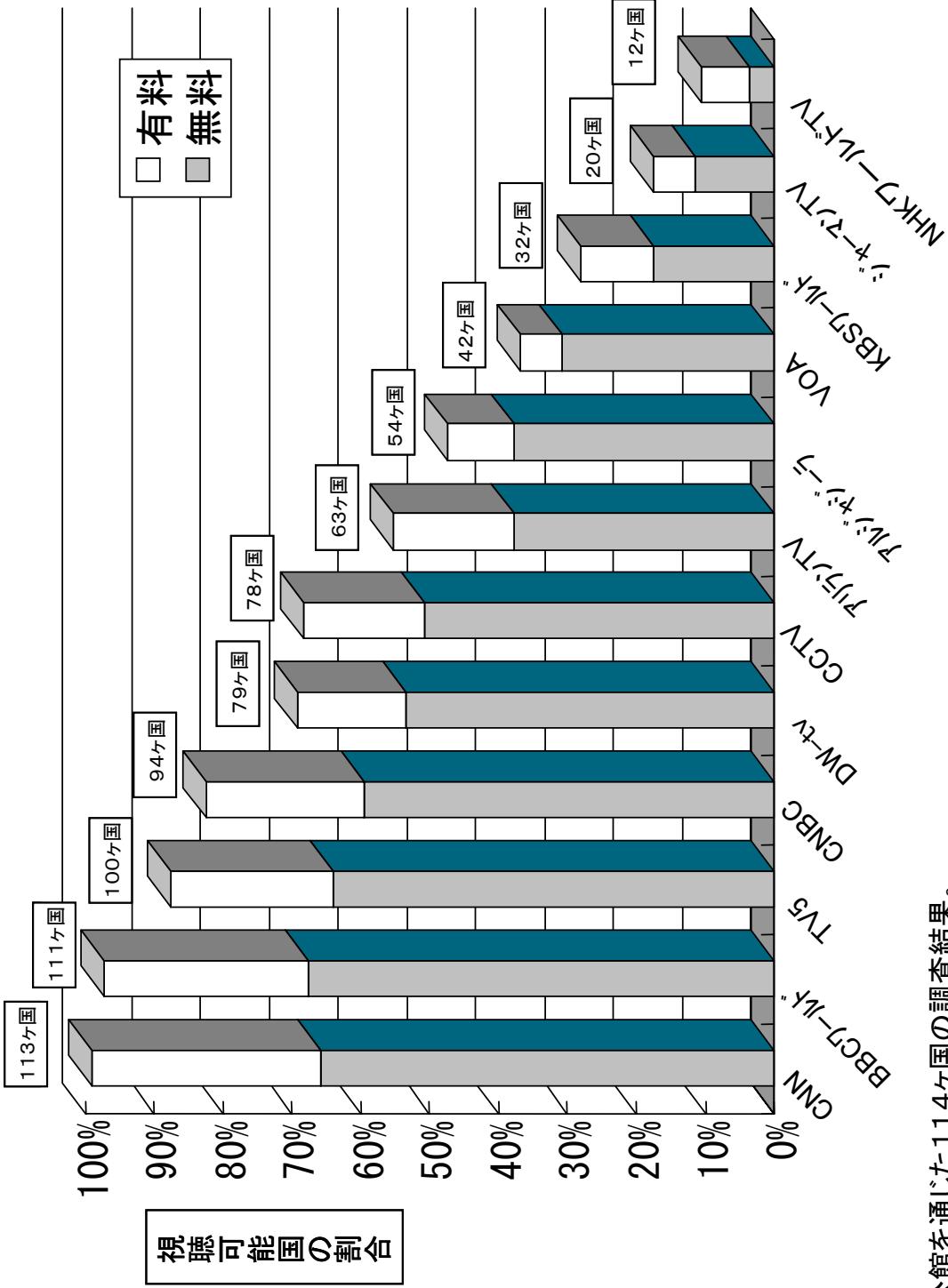


- 在留邦人も対象としているため、外国人向け番組としての位置づけが曖昧。
- 番組の多くは、国内向け番組の再利用(字幕、音声多重による英語化)であり、当初から外国人の関心を意識した制作となっていない。
- 直接受信は実際上困難であるため、幅広い視聴者を確保するためには、衛星放送、ケーブルテレビによる再送信が必要であるが、十分ではない。(※)

※世界の114カ国中、CNN(米国)は113カ国、BBCワールド(英国)は111カ国、CCTV(中国)は78カ国、アリランTV(韓国)は63カ国で再送信がなされているのに対して、NHKワールドTVは12カ国にとどまっている。(平成18年外務省調査)



チャンネル毎の視聴可能な国数



- ・在外公館を通じた114ヶ国の調査結果。
 - ・現地放送事業者経由再送信の場合、ベーシック・チャンネルに入っている場合は無料、プレミアム・チャンネルの場合は有料ヒカウントしている。
 - ・NHKワールドTVのみは、上記114ヶ国のうち、正規契約による再送信を実施している国を示す。
 - ・Cバンド直接送信による視聴可能な国は含まれない。また、TVジャパンの一部として視聴している場合も含まない。)
 - ・なお、NHKによれば、有料国際サービスであるNHKプレミアムは98の国と地域で視聴可能であり、受信契約者は1500万余世帯いる。
- (資料:外務省)

諸外国における映像による情報発信強化の動き

フランス

官民出資(折半)により、新放送局「フランス24」を設立し、2006年12月より、放送開始。運営経費は全て国費。

イギリス

BBCが、アラビア語の映像国際放送を今春目途に開始予定(2008年2月現在)。

カタール

王族拠出予算に基づくアラビア語放送「アルジャジーラ」が、2006年11月より、英語放送「アルジャジーラ・イングリッシュ」を開始。現地の衛星放送・CATVチャンネルに積極的に参入。

中国

国営放送CCTVが英語チャンネルの他、スペイン語・フランス語チャンネルを配信。現地の衛星放送・CATVチャンネルに積極的に参入(特に米国を重視、全米向け衛星放送のベーシックチャンネルやロスのCATVのベーシックチャンネルに参入)。太平洋地域では受信パラボラを設置、普及に努めている。

韓国

政府主導で設立されたアリラントVが、三つの英語チャンネル(中国語字幕、スペイン語字幕、アラビア語字幕)を配信。現地の衛星放送・CATVチャンネルに積極的に参入。

新国際放送の検討経緯

- ◎ 我が国からの映像による国際放送については、これまでNHKが主に取り組んできたが不十分であるとの声の高まり
- ◎ 欧米等において、国策的な観点から、国の支援の下で国際的な映像情報の発信を強化する動きが活発化

通信・放送の在り方に関する懇談会 (18.6.6)

- 日本のソフトパワーを強化し、世界に「日本ファン」を増やす
- グローバル化と人口減少が進む中、海外の目を日本に向けさせ、海外から日本に来る企業、観光客・留学生・留学生等の数を増大させることが必要
- 外国人向けの映像による英語国際放送を早期に開始すべき

自民党 電気通信調査会 通信・放送産業高度化小委員会 (18.6.20)

- NHKは、現在主に海外の日本人向けに実施しているテレビ国際放送の英語化率を高めるなど、その充実に急ぎ取り組むべき
- 従来のテレビ国際放送とは別に、外国人向けの、世界に通用する新しい国際放送チャネルの創設を検討すべき
- このような放送は採算ベースに乗せることは極めて難しく、必要な国費の投入を検討することが必要

通信・放送の在り方に關する政府与党合意 (18.6.20)

新たに外国人向けの映像による国際放送を早期に開始する。その際、新たに子会社を設立し、民間の出資等を積極的に受け入れるとともに、必要な国費を投入する。

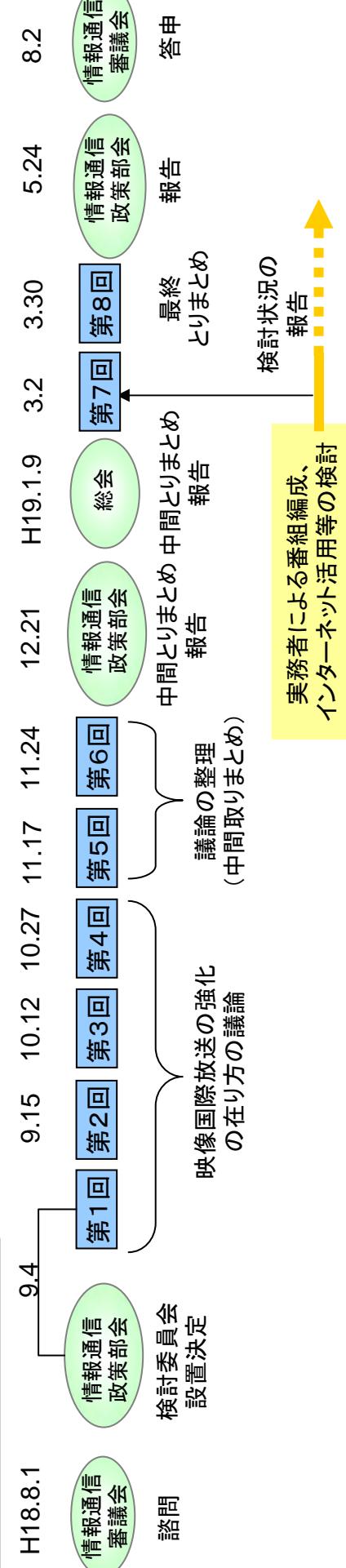
情報通信審議会答申 「外国人向けの映像による国際放送」の在り方とその推進方策 (19.8.2)

映像国際放送の在り方に関する検討委員会【概要】

1 検討事項

「外国人向けの映像による国際放送」の早期具体化を図るため、以下の事項について検討。
①実施主体の在り方 ②財源及び制度(国の役割及び負担の在り方を含む) ③対象地域 ④放送番組の内容 等

2 開催状況



3 構成員

- | | | | |
|-------------|------------------------------------|-------------------|--|
| ○ 朝海 和夫 | (独)日本原子力研究開発機構特別顧問 | ○ 永松 恵一 | (社)日本経済団体連合会常務理事
(敬称略) |
| ○ 熱田 充克 | (株)フジテレジョン国際局長 | ○ 福田 俊男 | (株)テレビ朝日常務取締役 |
| ○ 好宏 歩 | 上智大学文学部助教授 | ○ 舟山 龍二 | (社)日本ツーリズム産業団体連合会会长 |
| ○ 音 歩彦 | (株)角川ホールディングス代表取締役会長 | ○ 村上 輝康 | ((株)ジエイティー会長) |
| ○ 角川 歩彦 | 日本ルーセントテクノロジー(株)取締役会長 | ○ 安田 雄典 | (株)野村総合研究所理事長 |
| ○ 清水 英一 | 学習院大学特別客員教授(外務省参与) | ○ ロバート・フェルドマン | BNPパリバ在日代表 |
| ○ 高島 肇久 | 早稲田大学理工学部教授 | ○ モルガン・スタンレー証券(株) | チーフ・エコノミスト |
| ○ 高畑 文雄 | ○ 寺島 実郎 | 【オブザーバー】 | 国土交通省総合政策局国際観光課
文化庁長官官房国際課
外務省広報文化交流部総合計画課 |
| ○ 橘 フクシマ・咲江 | 日本コーン・フェリー・インターナショナル(株)
代表取締役社長 | ○ 中川 潤一 | 日本放送協会理事 |
| ○ | (財)日本総合研究所会長
((株)三井物産戦略研究所所長) | | |

「外国人向けの映像による国際放送」の在り方とその推進方策 情報通信審議会答申の主な内容

映像国際放送強化の狙い・目的

『日本の対外イメージの向上、親日感の醸成』『欧米によるアジア理解の向上』を通じて、『日本のプレゼンスの向上、国際世論形成力の向上』を目指す。究極的に産業、観光振興等『幅広い国益の増進』を期待。

映像国際放送の具体的方向性

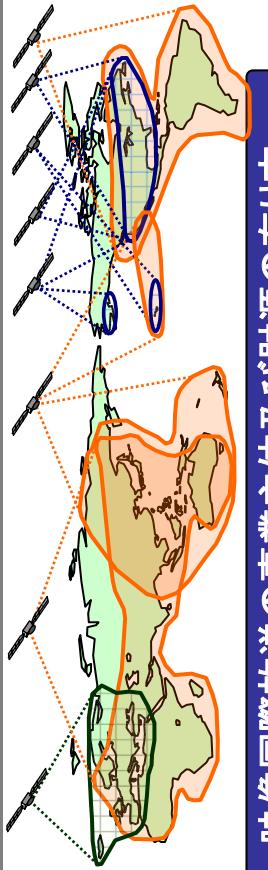
視聴者層
オピニオンリーダー及び次世代に重点。

番組編成
他の国際放送に見られない特色、斬新なアイディアを投入。工業デザイン、アニメ等現代日本文化を積極的に発信。等身大の日本の今を伝える。

アジアの視点
アジア関連情報の充実。日本の、アジア的な見地からの報道姿勢。

受信環境
地域衛星やケーブルチャンネル等、対象地域等に応じた効果的な配信方法の選択。インターネットの活用。

放送開始時期
平成20年度後半中の放送開始を目指す。



映像国際放送の事業主体及び財源の在り方

事業主体の枠組

「外国人向け」の番組制作及び送信業務をNHK子会社に委託。併せ、子会社自身も独自の放送を実施。

NHKの既存のリソースを有効に活用しながら、「外国人向け」放送に特に特殊なノウハウを子会社に効率的に蓄積、発展させていく。

見込まれる費用、収入

BBC等とほぼ同レベルの番組編成を実現する場合のシミュレーションを実施。事業の安定性の観点から、持続的・安定的な国費投入等が不可避。

国費投入及び国の関与

国費投入に伴う効果検証のための仕組みを検討。

民間による出資及び支援

出資及び出資以外の物的・財政的支援を幅広く確保するための方策を検討。

広告収入(子会社独自放送部分)

ブランドイメージ広告出稿の可能性を追求。

財源、物的・人的資源の確保に向けて

関係省庁による主体的かつ一體となつた予算要求。(アジア・デトウエイ構想、知的財産戦略本部の取組等、省庁横断的な取組との連携又は活用。)

民間に広告出稿、資金提供等を促すための環境整備。(税制上の優遇措置、民間企業がスクールダーベの説明責任を果たすことが可能な仕組み作り等)

人的交流の推進による、民間ノウハウの導入及び開拓精神の発揚。



日本放送協会
会長 橋本元一

放送法（昭和25年法律第132号）第33条第1項の規定に基づき、次の委託放送事項を指定して、委託協会国際放送業務（テレビジョン放送に係るものに限る。以下同じ。）の実施を命令する。

平成19年4月1日

総務大臣
菅 義 健



放送番組の編集及び放送の委託は、放送法第44条第4項及びこの命令において指定する事項に基づき、放送効果の向上を図るため同法第9条第1項第4号の規定による委託協会国際放送業務と一体として行うこと。

また、外国人によって視聴されることに特に配慮すること。

1 委託放送事項

委託放送事項は、次の事項に関する報道及び解説とする。

- (1) 時事
- (2) 国の重要な政策
- (3) 国際問題に関する政府の見解

2 委託して放送をさせる区域

北米・中南米・歐州・中東・アフリカ・アジア・大洋州

3 委託して放送させる時間

委託して放送させる時間については、委託して放送をさせる各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

4 委託して行わせる放送に用いる言語

日本語及び英語を用いること。

5 委託して行わせる放送に関する周知等

委託して行わせる放送の内容等について十分な周知を行うとともに、簡便な受信が可能となるよう受信環境を整えるなど、受信者の便宜を図り、受信者の増加に努めること。

6 国の費用負担

平成19年度における放送法第33条第1項の規定による委託協会国際放送業務の実施は、同法第35条第1項の規定により国が負担する費用300,000千円の範囲で行うこと。

費用の交付に関する手続は、別に示すところによる。

7 実施期間

この命令の実施期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

8 報告事項

(1) 週間番組表の提出

週間番組表を作成し、速やかに提出すること。提出済みの週間番組表を変更しようとするときは、当該変更について届け出ること。

(2) 実施報告書の提出

この命令に基づいて実施した委託協会国際放送業務について、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホの規定により、別に示す様式の実施報告書を月ごとに作成し、翌月15日までに提出すること。



日本放送協会
会長 橋本元一

放送法（昭和25年法律第132号）第33条第1項の規定に基づき、次の放送事項を指定して、国際放送の実施を命令する。

平成19年4月1日

総務大臣
菅 義偉



放送番組の編集及び放送は、放送法第44条第4項及びこの命令において指定する事項に基づき、放送効果の向上を図るために同法第9条第1項第4号の規定による国際放送と一体として行うこと。

1 放送事項

- (1) 放送事項は、次の事項に関する報道及び解説とする。
 - ア 時事
 - イ 国の重要な政策
 - ウ 国際問題に関する政府の見解
- (2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

2 放送区域及び放送区域別送信空中線電力

放送区域及び放送区域別送信空中線電力は、次のとおりとする。

なお、各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。

(1) 放送区域

欧	州
北	米
ハ	イ
中	米
南	米
中	東・北 ア フ リ カ
ア	フ リ カ
極	東 口 シ ア
ア	ジ ア 大 陸 (北部)
ア	ジ ア 大 陸 (中部)
ア	ジ ア 大 陸 (南部)
東	ア ジ ア 鮮
朝	
東	南 ア ジ ア
	フィリピン・インドネシア
南	西 ア ジ ア
豪	州 ニュージーランド

(2) 放送区域別送信空中線電力

各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。

3 放送時間

放送時間については、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

4 放送に用いる言語

放送区域別に当該区域の受信者に適した言語を用いること。

5 放送に関する周知

放送の内容等について十分な周知を行い、受信者の便宜を

図るとともに、受信者の増加に努めること。

6 国の費用負担

平成19年度における放送法第33条第1項の規定による国際放送の実施は、同法第35条第1項の規定により国の負担する費用2,157,617千円の範囲で行うこと。

費用の交付に関する手続は、別に示すところによる。

7 実施期間

この命令の実施期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

8 報告事項

(1) 週間番組表の提出

放送区域別の週間番組表を作成し、速やかに提出すること。提出済みの週間番組表を変更しようとするときは、当該変更について届け出ること。

(2) 実施報告書の提出

この命令に基づいて実施した国際放送について、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホの規定により、別に示す様式の実施報告書を月ごとに作成し、翌月15日までに提出すること。

国際放送実施等命令における放送事項の変遷

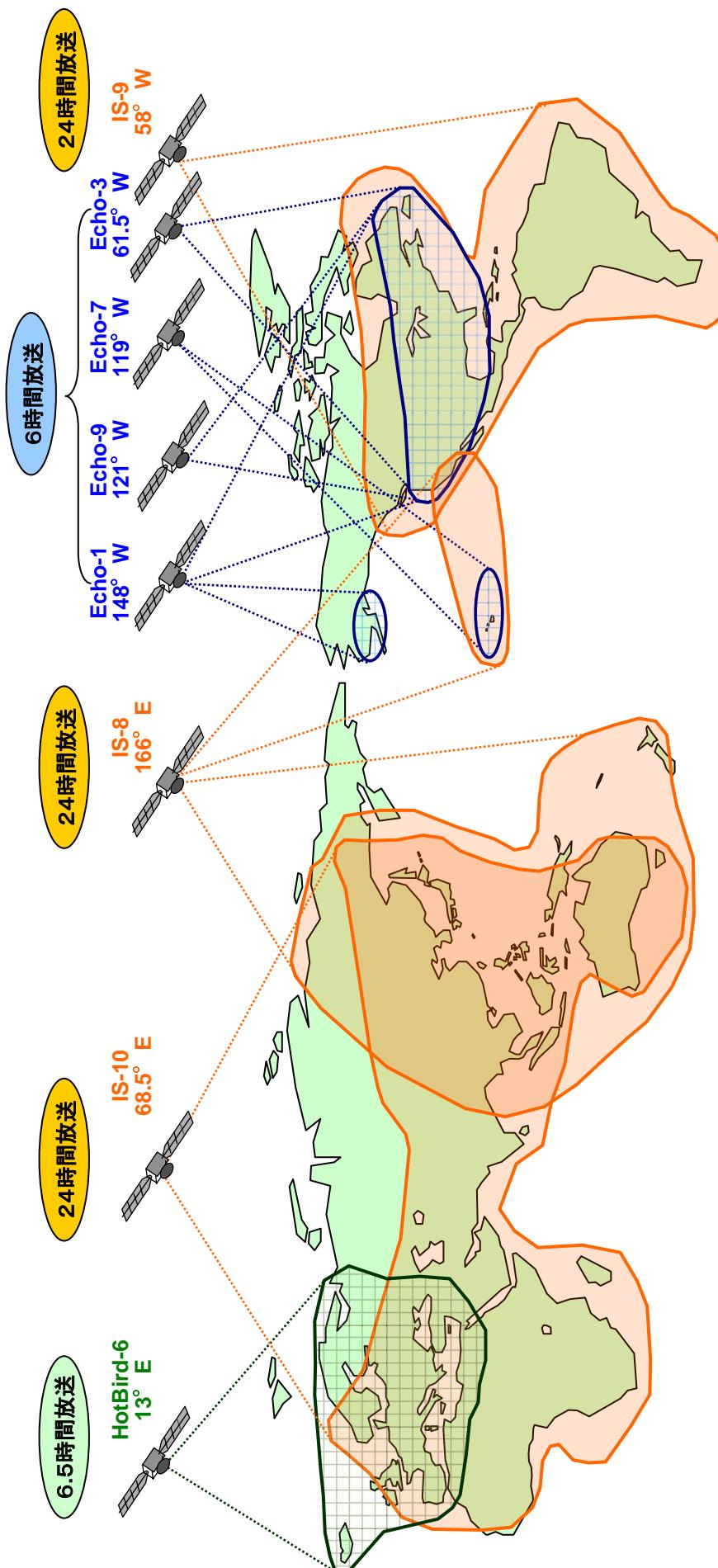
＜国際放送＞

＜委託協会国際放送業務＞

命 令 日	放 送 事 項	命 令 日	放 送 事 項
昭和 27年 1月 26日	放送事項は、ニュース及び解説とし、必要に応じて音楽その他を加えるものとする。 ↓	平成 19年 4月 1日	次の事項に関する報道及び解説 ①時事 ②国の中重要な政策 ③国際問題に関する政府の見解
昭和 33年 4月 1日	放送事項は、次のとおりとする。 ①次の事項を公正なニュース、解説及び講演 国際及国内政治関係 産業経済通商関係 科学文化関係 ②わが国の対内外政策及び国際問題に対する政府の見解 ③各國慶祝に対する慶祝 ④その他放送効果を高めるため適当と認められる事項 ↓	昭和 35年 4月 1日	放送事項 ①政治、経済、産業、通商、科学及び文化に関するニュース及び解説 ②国策及び国際問題に対する政府の見解 ③外國の国慶祝に対する慶祝 ④その他国際親善、外國との経済交流及び海外同胞に対する慰安に資する事項 ↓
昭和 40年 4月 1日	時事、政府の国策及び国際問題に対する見解等に関する報道・解説	昭和 41年 4月 2日	次の事項に関する報道・解説 ①時事 ②国策 ③国際問題に関する政府の見解 ↓
昭和 59年 4月 1日	次の事項に関する報道及び解説 ①時事 ②国の中重要な政策 ③国際問題に関する政府の見解 ↓	平成18年 11月 10日	(1)次の事項に関する報道、解説 ①時事 ②国の中重要な政策 ③国際問題に関する政府の見解 (2)上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

テレビ国際放送の概要

- 放送時間 1日24時間(Cバンド、全放送区域)
この他、欧洲向け1日6.5時間程度、北米向け1日6時間程度を実施(Kuバンド)
- 予算規模 78.7億円(平成20年度予定額)
- 実施形態 NHKは、自主放送と要請放送(改正放送法第33条)を併せ、「NHKワールドTV」として放送。
- 要請放送に係る費用については、改正放送法第35条の規定に基づき国が負担(平成20年度予定額 15.2億円)。
- 使用言語 2言語(日本語・英語)
- 在外邦人の居住地域をほぼ100%カバー
- 放送区域 外国衛星8基
各衛星用の受信機及びアンテナを用いた直接受信の他、CATVやホテルなどでも視聴が可能。
- 使用衛星 各衛星方法
- 視聴方法



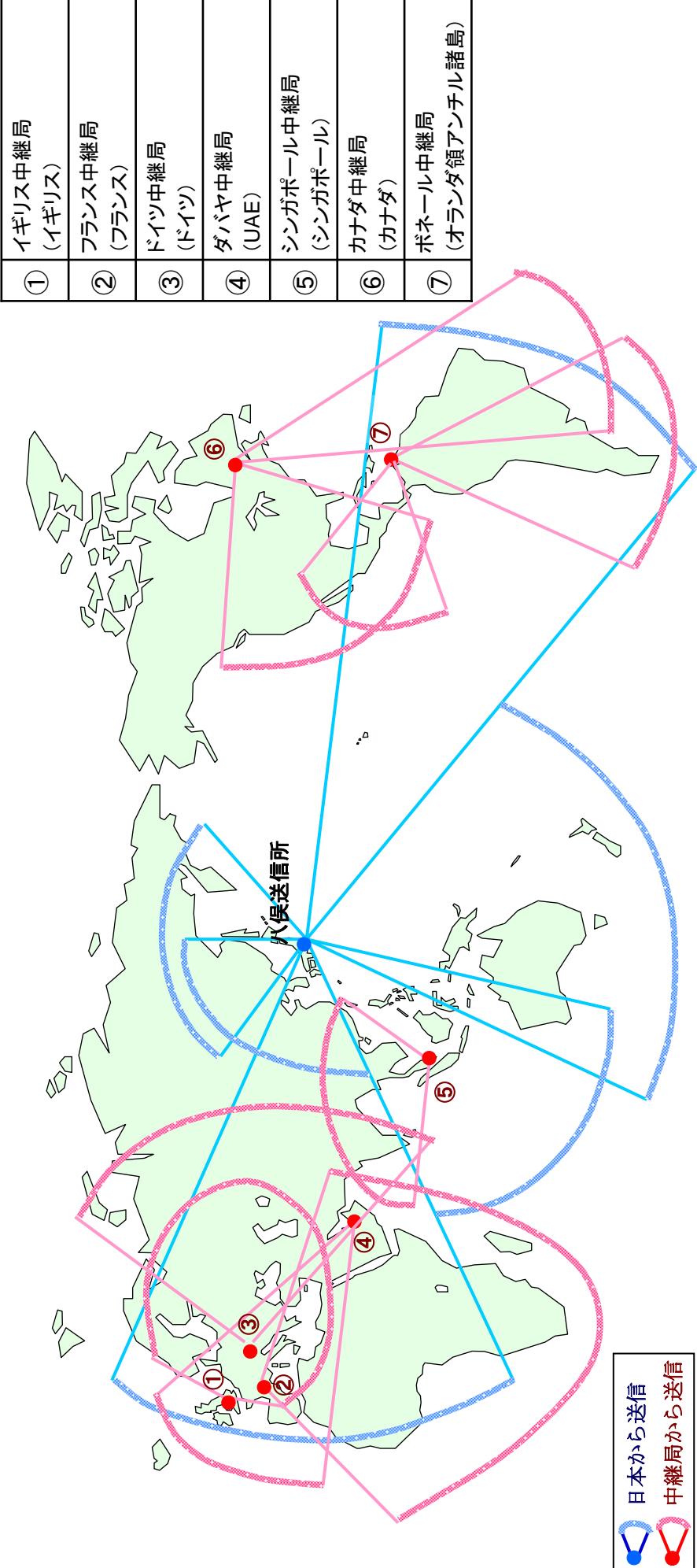
諸外国のテレビ国際放送

国名	サービス名 (実施機関)	経営形態	放送時間 (日)	使用言語	CH数	財源	運営経費 (※3)
日本	NHKワールドTV (日本放送協会) (※4)	公共放送	24	日本語、英語	1	受信料 交付金	約79億円
アメリカ	ボイス・オブ・アメリカ (BBCG(放送管理委員会))	国営放送	24	25言語	1	政府予算	約183億円 (ラジオを含む。)
イギリス	BBCワールド (BBCワールド社)	株式会社 (※1)	24	英語	1	広告料 視聴契約料	約112億円
ドイツ	DW-tv (ドイツ・卫视)	公共放送	24	ドイツ語、英語 スペイン語、アラビア語	1	政府交付金	約404億円 (ラジオを含む。)
フランス	フランス24 (同上)	株式会社 (※2)	24	フランス語、英語、アラビア語 (2008~2010年にペイイ語 放送の開始を予定。)	3	政府交付金	約120億円
中国	CCTV (同上)	国営放送	24	中国語、英語 ハイン語、フランス語	3	政府予算 広告料	非公表
韓国	アリランTV (KIBF(韓国国際放送 交流財団))	財団法人	24	英語、韓国語、アラビア語 (半分程度は、韓国製コン テンツに英語字幕を付し たもの。中国語、スペイン 語、アラビア語字幕あり。)	3	放送発展基金 広告料、番組販 売等	約53億円

※1 BBC(公共放送)の100%子会社
 ※2 公共放送フランステレビジョンと商業放送TF1の共同出資により設立。平成18年12月、放送開始。
 ※3 1ドル=110円、1ポンド=220円、1ユーロ=150円、1ウォン=0.12円として計算。
 ※4 NHKは平成20年度予定内容。

ラジオ国際放送の概要

- 放送時間 1日延べ48時間25分(平成20年3月30日より)
- 予算規模 72.3億円(平成20度予定額)
- 実施形態 NHKは、自主放送と要請放送(改正放送法第33条)を併せ、「NHKワールド・ラジオ日本」として放送。
- 要請放送に係る費用については、改正放送法第35条の規定に基づき国が負担(平成20年度予定額22億円)。
- 使用言語 18言語
- 放送区域 在外邦人の居住地域を(ほぼ)100%カバー
- 送信施設 国内送信所(八俣送信所)1か所、海外中継局7か所(平成20年3月30日より)
- 聴取方法 短波ラジオにより聴取可能。



諸外国のラジオ国際放送

国名	サービス名 (実施機関)	経営形態	放送時間 (1日平均)	使用言語 (※1)	財源	運営経費 (※2)
日本	NHKワールド・ラジオ日本 (日本放送協会) (※3)	公共放送	48時間25分	18	受信料交付金 政府予算	約72億円
アメリカ	ボイス・オブ・アメリカ (BBG(放送管理条例委員会))	国営放送	約143時間	44	政府予算	約196億円 (テレビを含む)
イギリス	BBCワールドサービス (BBC(英)放送協会))	公共放送	178時間	33	政府交付金 政府予算	約546億円
ドイツ	DW (ドイチュ・ヴェーレ)	公共放送	110時間	30	政府交付金 政府予算	約409億円 (テレビを含む)
フランス	RFI (ラジオ・フランス・アンテルナシオナル)	公共放送	86.7時間	18	政府交付金など 番組提供料など	約198億円
中国	CRI (中国国際ラジオ)	国営放送	1100時間 (送信時間)	43	政府予算	非公表
韓国	KBSワールドラジオ (KBS(韓国放送公社))	公共放送	47.5時間 (送信時間)	11	受信料 放送振興基金 広告収入	約4.5億円

※1 使用言語数には、短波放送だけでなく、他のメディア（中波・FM・衛星放送等）で放送されている言語も含む。

※2 1ドル=118円、1ポンド=230円、1ユーロ=152円、1ウォン=0.13円で換算。

※3 NHKは平成20年度予定内容。

国際放送の改正放送法上の位置付け

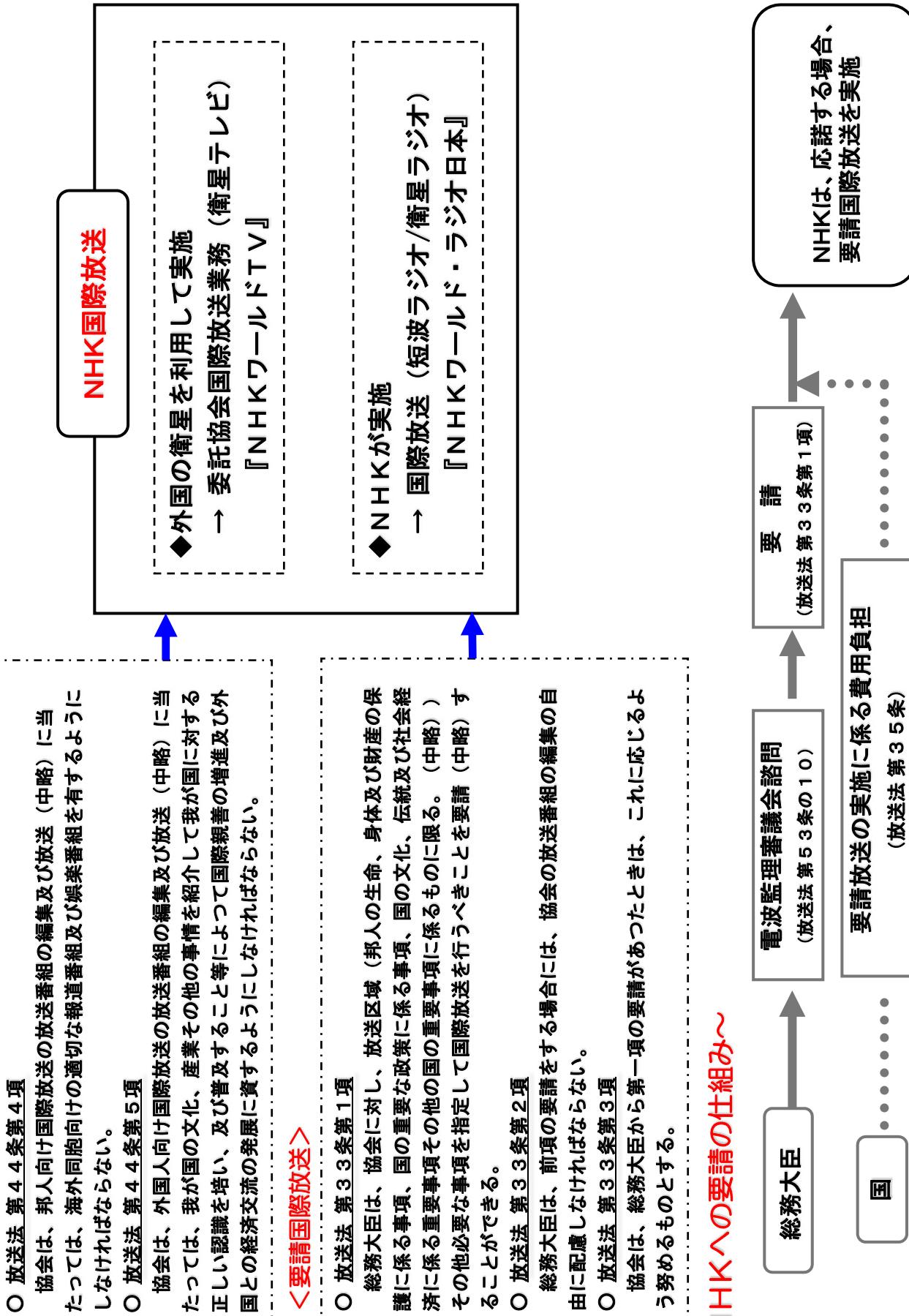
<NHKが自主的に行う国際放送>

- 放送法 第44条第5項
協会は、邦人向け国際放送の放送番組の編集及び放送（中略）に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娛樂番組を有するようにならなければならない。
- 放送法 第44条第5項
協会は、外国人向け国際放送の放送番組の編集及び放送（中略）に当たっては、我が国との文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によって国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにならなければならない。

<要請国際放送>

- 放送法 第33条第1項
総務大臣は、協会に対し、放送区域（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要な他の国の重要な事項に係るものに限る。（中略）その他必要な事項を指定して国際放送を行うべきことを要請（中略）することができる。
- 放送法 第33条第2項
総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。
- 放送法 第33条第3項
協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

～NHKへの要請の仕組み～



◎放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 抜粋

（目的）

第一条 この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資すること。

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関する限りでは、次の定義に従うものとする。

一～一の三 （略）

二 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び受託協会国際放送以外のものをいう。

二の二 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。

二の二の二 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。

二の二の三～三の五 （略）

三の六 「委託協会国際放送業務」とは、協会が電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託してその放送番組を放送させる業務をいう。

三の七 「邦人向け委託協会国際放送業務」とは、委託協会国際放送業務のうち、邦人向けの放送番組を放送させるものをいう。

三の八 「外国人向け委託協会国際放送業務」とは、委託協会国際放送業務のうち、外国人向けの放送番組を放送させるものをいう。

四～六 （略）

（放送番組編集の自由）

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

（目的）

第七条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで

、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする。

(業務)

第九条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一、二、三 (略)

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け委託協会国際放送業務及び外国人向け委託協会国際放送業務を行うこと。

2～6 (略)

7 協会は、外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

8～11 (略)

(外国人向け委託協会国際放送業務の方法)

第九条の二 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第五十八条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。

二 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託して放送させること。

2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

3 協会は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第十条 協会は、第九条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務（第九条の二第二項の規定によ子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該業務を実施するため特に必要があると認めるときは、一般放送事業者（受託放送事業者を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれらを変更しようとするときは、第四十四条の二第一項に規定する国際放送番組審議会に諮問しなければならない。

- 3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、一般放送事業者の意見を聴かなければならない。
- 4 協会は、第一項に規定する基準及び方法を定めたときは、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

(国際放送の実施の要請等)

- 第三十三条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国的重要事項に係るものに限る。以下この項における委託放送事項について同じ。）その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを要請し、又は委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際放送業務を行うことを要請することができる。
- 2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。
 - 3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。
 - 4 協会は、第一項の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うことができる。
 - 5 第九条第八項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第八項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

(国際放送等の費用負担)

- 第三十五条 第三十三条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は委託協会国際放送業務に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。
- 2 第三十三条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

(放送番組の編集等)

第四十四条 1～3 (略)

- 4 協会は、邦人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは邦人向け受託協会国際放送（受託協会国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。）の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たつては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにしなければならない。
- 5 協会は、外国人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは外国人向け受託協会国際放送（受託協会国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。）の放

送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たつては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにしなければならない。

(電波監理審議会への諮問)

第五十三条の十 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第八条の三第二項（定款変更の認可）、第九条第八項（第三十三条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第九条第九項（提供基準の認可）、同条第十項（任意的業務の認可）、第九条の二の二（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第九条の四第一項（委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定）、第三十二条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第三十三条第一項（国際放送等の実施の要請）、第三十四条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第三十七条の二第一項（収支予算等の認可）、第四十七条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十二条の四第二項（有料放送の役務の契約約款の認可）、第五十二条の七（有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令並びに有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第五十二条の十一（受託放送役務の提供条件の変更命令）、第五十二条の十三第一項（委託放送業務に関する認定）、第五十二条の十七第一項（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）（委託放送事項の変更の許可）、第五十二条の三十第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第五十三条第一項（センターの指定）の規定による処分をしようとするとき。

三～六 (略)

2 (略)

部分のみ抜粋

（準備行為）

第二条 第一条の規定による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）第八条の三第二項及び第九条第九項の認可、新放送法第五十三条の十及び第二条の規定による改正後の電波法（以下「新電波法」という。）第九十九条の十一の規定による電波監理審議会に対する諮問並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、この法律（前条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前においても行うことができる。

（日本放送協会の業務の委託に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に日本放送協会（以下「協会」という。）が第一条の規定による改正前の放送法（以下「旧放送法」という。）第九条第一項第四号の委託協会国際放送業務を行っている場合であって、当該業務の一部が新放送法第九条第七項に規定するテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務である場合には、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新放送法第九条の二第二項の規定は、適用しない。

第四条～第十一条 （略）

（検討）

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新放送法第九条第一項第五号に規定する委託協会国際放送業務、新放送法第五十二条の四第一項に規定する有料放送、新放送法第五十二条の六の二第一項に規定する有料放送管理業務、新放送法第五十二条の十八第二項に規定する委託放送事業者の地位の承継及び新放送法第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十三条～第十六条 （略）

、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする。

(業務)

第九条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一、二、三 (略)

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け委託協会国際放送業務及び外国人向け委託協会国際放送業務を行うこと。

2～6 (略)

7 協会は、外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

8～11 (略)

(外国人向け委託協会国際放送業務の方法)

第九条の二 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第五十八条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。

二 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託して放送させること。

2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

3 協会は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第十条 協会は、第九条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務（第九条の二第二項の規定によ子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該業務を実施するため特に必要があると認めるときは、一般放送事業者（受託放送事業者を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれらを変更しようとするときは、第四十四条の二第一項に規定する国際放送番組審議会に諮問しなければならない。

- 3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、一般放送事業者の意見を聴かなければならない。
- 4 協会は、第一項に規定する基準及び方法を定めたときは、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

(国際放送の実施の要請等)

- 第三十三条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国的重要事項に係るものに限る。以下この項における委託放送事項について同じ。）その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを要請し、又は委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際放送業務を行うことを要請することができる。
- 2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。
 - 3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。
 - 4 協会は、第一項の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うことができる。
 - 5 第九条第八項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第八項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

(国際放送等の費用負担)

- 第三十五条 第三十三条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は委託協会国際放送業務に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。
- 2 第三十三条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

(放送番組の編集等)

第四十四条 1～3 (略)

- 4 協会は、邦人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは邦人向け受託協会国際放送（受託協会国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。）の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たつては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにしなければならない。
- 5 協会は、外国人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは外国人向け受託協会国際放送（受託協会国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。）の放

送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たつては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにしなければならない。

(電波監理審議会への諮問)

第五十三条の十 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第八条の三第二項（定款変更の認可）、第九条第八項（第三十三条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第九条第九項（提供基準の認可）、同条第十項（任意的業務の認可）、第九条の二の二（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第九条の四第一項（委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定）、第三十二条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第三十三条第一項（国際放送等の実施の要請）、第三十四条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第三十七条の二第一項（収支予算等の認可）、第四十七条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十二条の四第二項（有料放送の役務の契約約款の認可）、第五十二条の七（有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令並びに有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第五十二条の十一（受託放送役務の提供条件の変更命令）、第五十二条の十三第一項（委託放送業務に関する認定）、第五十二条の十七第一項（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）（委託放送事項の変更の許可）、第五十二条の三十第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第五十三条第一項（センターの指定）の規定による処分をしようとするとき。

三～六 (略)

2 (略)

部分のみ抜粋

（準備行為）

第二条 第一条の規定による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）第八条の三第二項及び第九条第九項の認可、新放送法第五十三条の十及び第二条の規定による改正後の電波法（以下「新電波法」という。）第九十九条の十一の規定による電波監理審議会に対する諮問並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、この法律（前条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前においても行うことができる。

（日本放送協会の業務の委託に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に日本放送協会（以下「協会」という。）が第一条の規定による改正前の放送法（以下「旧放送法」という。）第九条第一項第四号の委託協会国際放送業務を行っている場合であって、当該業務の一部が新放送法第九条第七項に規定するテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務である場合には、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新放送法第九条の二第二項の規定は、適用しない。

第四条～第十一条 （略）

（検討）

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新放送法第九条第一項第五号に規定する委託協会国際放送業務、新放送法第五十二条の四第一項に規定する有料放送、新放送法第五十二条の六の二第一項に規定する有料放送管理業務、新放送法第五十二条の十八第二項に規定する委託放送事業者の地位の承継及び新放送法第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十三条～第十六条 （略）

電波監理審議会会長会見用資料

平成20年3月12日

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る
異議申立ての付議について
(平成20年3月12日 付議第3号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

付議内容について

総務省総合通信基盤局電波環境課

(大泉電波監視官、元村係長)

電話：03-5253-5905

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る

異議申立ての付議について

1 異議申立年月日

平成20年2月6日

2 異議申立人

アマチュア無線家ら115名

3 異議申立てに係る処分

平成19年12月18日及び平成20年1月16日に官報告示した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分(9件、詳細は別紙参照)

4 異議申立ての趣旨及び理由

広帯域電力線搬送通信設備が2MHz～30MHzの周波数を利用することに伴い、これまで同周波数を使用してアマチュア無線を行ってきた申立人らが、広帯域電力線搬送通信設備による混信や電波妨害等によってアマチュア無線を使用できなくなるおそれが極めて高くなつたとして、同周波数を使用する広帯域電力線搬送通信設備について、平成19年12月18日及び平成20年1月16日に官報に告示した型式指定処分の取消しを求めるもの。

5 備考

今回の異議申立てには、証拠説明書及び書証一式は添付されていない。

注：「型式指定処分」

広帯域電力線搬送通信設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならないこととされている(電波法第100条第1項第1号)が、その型式について総務大臣の指定を受けた設備については、当該許可を受けることなく設置することができる(電波法第100条第1項第1号かっこ書き及び電波法施行規則第44条第1項第1号(1))。

(別紙)

平成19年12月18日付け総務省告示第682号

- ・ 製造業者等の氏名又は名称 三菱電機株式会社
型式名 LVC-BD10
指定番号 第AT-07041号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 三菱電機株式会社
型式名 CPE-BD10
指定番号 第AT-07042号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社ルネサスソリューションズ
型式名 ROK508000D000BR
指定番号 第AT-07043号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 SMK株式会社
型式名 PLC-H01
指定番号 第DT-07002号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社ハロッズ
型式名 HP-7050
指定番号 第ET-07011号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 パナソニックコミュニケーションズ株式会社
型式名 BL-PA200
指定番号 第HT-07004号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 ディーリンクジャパン株式会社
型式名 DHP-300
指定番号 第AT-07044号

平成20年1月16日付け総務省告示第13号

- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社ゼクセロン
型式名 ZAX-100C
指定番号 第AT-07045号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 PopLink株式会社
型式名 PL7660
指定番号 第AT-07046号

(参考)

申立入らの主張の概略は以下のとおり。

- ・ アマチュア無線を従前同様行うことができる利益は、通信の自由そのものというべきであり、法律上保護された利益である。
- ・ 広帯域電力線搬送通信設備の製造・販売を放置すれば、短波帯でのみ可能な遠距離アマチュア無線が不可能となるかあるいは著しく困難な状況になるという重大な損害が生じるおそれがある。
- ・ 広帯域電力線搬送通信設備の目的である屋内ネットワークは、イーサネットケーブルを引く、無線LAN利用する等、現状でも利用できる他の方法によって、副作用を生ずることなく、容易かつ安価に構築することが可能であり、広帯域電力線搬送通信設備を解禁しなければならない必要性・必然性がない。
- ・ 広帯域電力線搬送通信設備とアマチュア無線との共存は、現在の技術では不可能であり、広帯域電力線搬送通信設備の製造・販売を禁ずる以外に、アマチュア無線の通信環境を維持するのに、他に適当な方法はない。
- ・ 総務省が、アマチュア無線を妨害するおそれのある技術を解禁すべきでないことは法令の規定から明らかであり、アマチュア無線の無線利用妨害を不可避免的にもたらす大きな問題が解決されていない現状で広帯域電力線搬送通信設備を解禁することは、総務大臣に与えられた裁量の範囲を超え又は濫用である。

(参照条文)

電波法（昭和 25 年法律第 131 号）

(電波監理審議会への付議)

第八十五条 第八十三条の異議申し立てがあつたときは、総務大臣は、その異議申し立てを却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。

(審理の開始)

第八十六条 電波監理審議会は、前条の規定により議に付された事案につき、異議申し立てが受理された日から三十日以内に審理を開始しなければならない。

(高周波利用設備)

第百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

- 一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備（ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。）**

電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）

(通信設備)

第四十四条 法第百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。

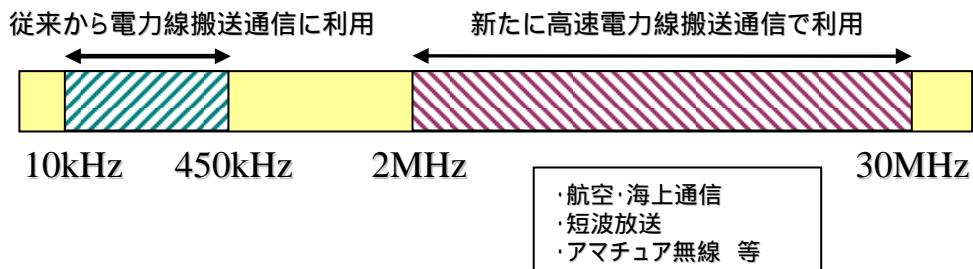
- 一 電力線搬送通信設備(電力線に一〇 k H z 以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。)であつて、次に掲げるもの**
 - (1) 定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの**
- 2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は次に掲げる区分ごとに行う。**
- 二 屋内において、2 M H z から 3 0 M H z までの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）**

高速電力線搬送通信（高速PLC）の概要

PLCの特徴

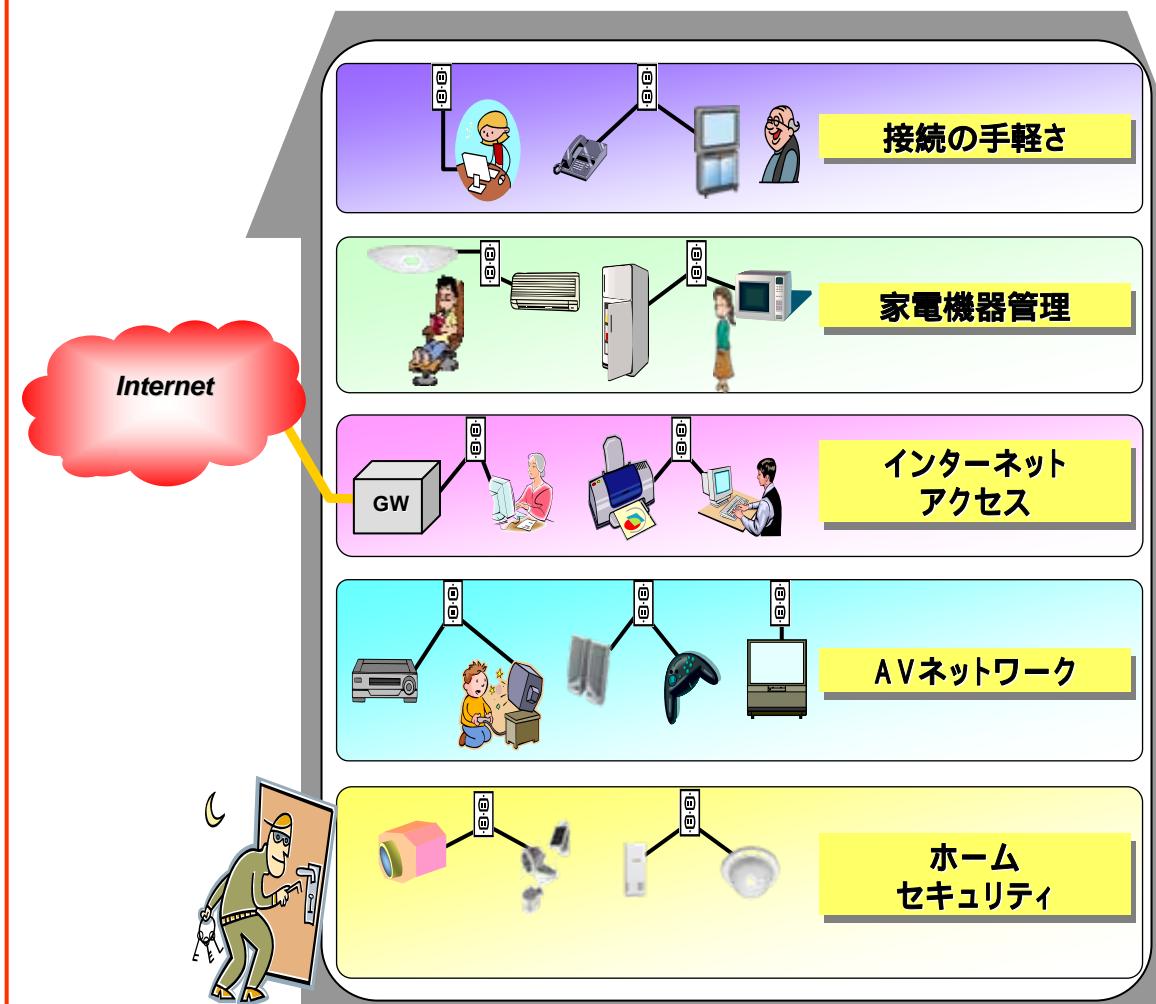
- 1 電力線を利用して通信するシステム。既に敷設済の電力線を通信に利用するため、容易にネットワークの構築が可能。
- 2 電力線は、もともと通信信号を流すことを想定していないため、電波が漏れ易い。そのため、短波帯を利用する無線通信との共存を図るために慎重な審議の上で、技術基準を設定した。

PLCの利用周波数帯



高速電力線搬送通信（高速PLC）の概要

PLCの利用イメージ



ポイント

屋内利用に限定
漏れ電波の原因である電流値を制限した技術
基準を設定

高速電力線搬送通信(高速PLC)の導入に向けた制度整備

高速PLCの導入に向けた制度整備

平成14年4月～7月

電力線搬送通信設備に関する研究会

平成16年1月

高速電力線搬送通信設備の実験制度の導入

平成17年1月～12月

高速電力線搬送通信に関する研究会

平成18年1月～6月

情報通信審議会審議(技術的条件の審議)

平成18年7月～9月

電波監理審議会(無線設備規則改正案の審議)
行政手続法に基づくパブリック・コメント

平成18年10月4日

改正省令等公布・施行

高速電力線搬送通信（高速PLC）設備の技術的条件

基本的考え方

- 利用周波数帯(2MHz～30MHz)における漏えい電波を一定の離隔距離において周囲雑音レベル程度以下とする。
- 非利用周波数帯における漏えい電波の許容値を、パソコンなどのIT機器の許容値と等しくする。

PLC設備の技術的条件

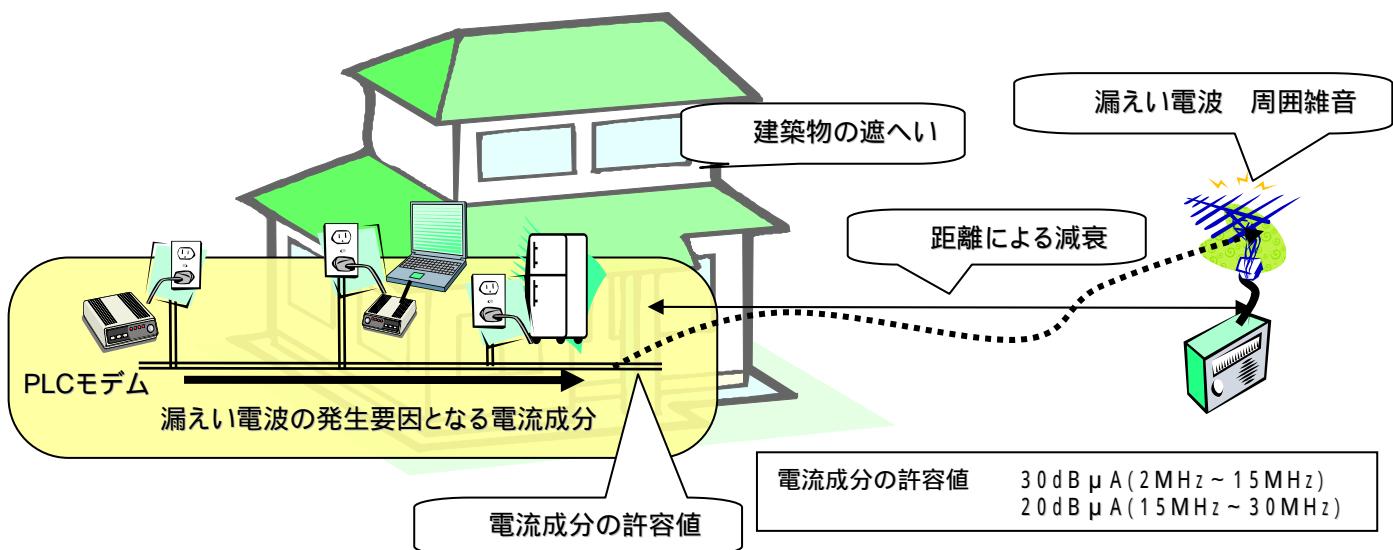
1 非通信時

パソコンなどのIT機器の許容値(CISPR22)と等しくする

2 通信時

(1) 利用周波数帯(2MHz～30MHz)

PLC設備から漏えいする電波の強度が離隔距離において周囲雑音レベル以下となるようにする



(2) 非利用周波数帯(150kHz～2MHz, 30MHz～1000MHz)

パソコンなどのIT機器の許容値(CISPR22)と等しくする

省令等の一部改正 及び 関係告示の制定について

電力線搬送通信(PLC)設備は、従来から10kHz～450kHzを使用する設備が利用されていた。今回、屋内において2MHz～30MHzを使用するPLC設備に関して、次のとおり省令の改正並びに告示の制定及び改正を行ったもの。

電波法施行規則の一部を改正する省令

屋内において2MHz～30MHzを使用するPLC設備(広帯域電力線搬送通信設備)を「型式の指定」に追加し、当該設備の技術的条件を定めたもの。

無線設備規則の一部を改正する省令(電監審諮問案件)

屋内において2MHz～30MHzを使用するPLC設備を追加し、当該設備の技術的条件を定めたもの。

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

の設備について、申請書の様式等を定めたもの。

「高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等」(平成14年総務省告示第544号)の一部を改正する告示

の設備について、申請書の様式等を定めたもの。

電力線搬送通信設備に関する測定方法を定める告示の制定

及び の設備の技術的条件に係る測定方法を定めたもの。

周波数の範囲等を適用しない通信設備を定める告示の制定

PLC設備について、実験に係る条件について定めたもの。